

令和7年4月

令和6年における 組織犯罪の情勢

【確定値版】

警察庁組織犯罪対策部

目 次

はじめに	1
------------	---

第1章 匿名・流動型犯罪グループ情勢

第1 匿名・流動型犯罪グループの特徴とその対策	3
1 匿名・流動型犯罪グループの特徴	3
2 戦略的な実態解明及び取締り等	5
第2 匿名・流動型犯罪グループによる多様な資金獲得活動の動向	6
1 組織的な強盗等	7
2 特殊詐欺	7
3 SNS型投資・ロマンス詐欺	9
4 組織的窃盗・盗品流通事犯	10
5 悪質ホストクラブ事犯や繁華街・歓楽街における風俗関係事犯	10
6 オンライン上で行われる賭博事犯	11
7 インターネットバンキングに係る不正送金事犯等	13
8 悪質なリフォーム業者等による特定商取引等事犯	14
【トピックスⅠ】組織的なマネー・ローンダリング事犯の実態	15

第2章 暴力団情勢

第1 令和6年における主な暴力団情勢とその対策	17
第2 暴力団等の状況	18
1 暴力団構成員等の状況	18
2 主要団体等の状況	20
(1) 六代目山口組	
(2) 神戸山口組	
(3) 絆會	
(4) 池田組	
(5) 住吉会	
(6) 稲川会	
3 総会屋	
【トピックスⅡ】山口組分裂後の対立抗争等	22

第 3	暴力団犯罪の検挙状況等	25
1	全般的検挙状況	25
2	主要団体等に係る犯罪の検挙状況	30
3	六代目山口組・弘道会に対する集中取締り	31
4	事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等	31
	(1) 事業者襲撃等事件の発生状況	
	(2) 対立抗争事件の発生状況	
5	銃器発砲事件の発生状況	32
6	拳銃押収丁数	32
7	組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況	34
8	資金獲得犯罪の検挙状況	34
	(1) 資金獲得犯罪の特徴	
	(2) 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況	
	(3) 詐欺事犯	
	(4) 企業活動を利用した資金獲得犯罪	
	(5) 企業対象暴力及び行政対象暴力事犯	
	(6) 金融・不良債権関連事犯	
第 4	暴力団対策法の施行状況等	39
1	指定状況	39
2	行政命令の発出状況	41
	(1) 中止命令	
	(2) 再発防止命令	
	(3) 請求妨害防止命令	
	(4) 用心棒行為等防止命令	
	(5) 賞揚等禁止命令	
	(6) 事務所使用制限命令	
3	命令違反事件の検挙状況	43
第 5	暴力団排除条例の適用等	45
第 6	暴力団排除等の推進	45
1	公共部門における暴力団排除	45
	(1) 公共事業等からの暴力団排除	
	(2) 各種業法による暴力団排除	
2	民間部門における暴力団排除	46
	(1) 企業活動からの暴力団排除	
	(2) 証券取引における暴力団排除	
	(3) 銀行取引における暴力団排除	
	(4) 祭礼・露店からの暴力団排除	
3	地域・住民による暴力団排除	47
	(1) 損害賠償請求等に対する支援	
	(2) 事務所撤去運動に対する支援	
4	暴力団排除活動に対する支援	48
	(1) 保護対策の強化	
	(2) 暴力団情報の提供	
5	都道府県センターの活動状況	48
	(1) 暴力団関係相談の受理及び対応	
	(2) 不当要求防止責任者講習の実施	
	(3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用	
	(4) 暴力団員の離脱促進及び社会復帰の状況	

第3章 来日外国人犯罪情勢

第1	来日外国人犯罪の検挙状況等	52
1	概要	52
2	来日外国人犯罪の組織化の状況	52
3	組織の特徴	53
【トピックスⅢ】	来日外国人グループによる組織的窃盗・盗品流通事犯	54
4	令和6年中の検挙状況の概要	56
(1)	総検挙状況	
(2)	国籍等別総検挙状況	
(3)	包括罪種別・違反法令別検挙状況	
(4)	在留資格別総検挙状況	
5	刑法犯検挙状況	61
(1)	刑法犯検挙件数・人員に占める来日外国人犯罪の割合	
(2)	包括罪種等別検挙状況	
(3)	国籍等別検挙状況	
(4)	在留資格別検挙状況	
(5)	検挙事例	
6	特別法犯検挙状況	68
(1)	違反法令別検挙状況	
(2)	国籍等別・違反法令別検挙状況	
(3)	在留資格別・違反法令別検挙状況	
(4)	入管法違反検挙状況等	
(5)	雇用関係事犯検挙状況	
(6)	売春事犯検挙状況	
(7)	薬物事犯検挙状況	
(8)	検挙事例	
7	犯罪インフラの実態等	74
(1)	犯罪インフラの実態	
(2)	犯罪インフラ事犯の検挙状況	
8	来日ベトナム人犯罪の検挙状況	77
(1)	概要	
(2)	刑法犯検挙状況	
(3)	特別法犯検挙状況	
(4)	特徴的な動向	
9	来日中国人犯罪の検挙状況	79
(1)	概要	
(2)	刑法犯検挙状況	
(3)	特別法犯検挙状況	
(4)	特徴的な動向	
第2	国外逃亡被疑者等の状況	81
1	国外に逃亡した被疑者の状況	81
2	国外逃亡被疑者等の状況	81
3	包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況	81
4	国籍等別国外逃亡被疑者等の状況	81
5	推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数	81
6	国外逃亡被疑者等検挙状況	81
7	国外犯処罰規定適用状況	81

第4章 薬物・銃器情勢

第1 薬物情勢	82
1 薬物事犯の検挙状況	86
(1) 主な薬物事犯の傾向及び特徴	
(2) 薬物の押収状況	
(3) 暴力団による薬物事犯	
(4) 外国人による薬物事犯	
(5) 麻薬特例法（マナー・ロンダリング関係）の適用状況	
【トピックスⅣ】大麻乱用者の実態	95
2 薬物密売関連事犯の検挙状況	98
(1) 薬物密売関連事犯の検挙状況	
(2) 主な薬物密売関連事犯の傾向、特徴	
(3) 暴力団による薬物密売関連事犯	
(4) 外国人による薬物密売関連事犯	
3 薬物密輸入事犯の検挙状況	100
(1) 薬物密輸入事犯の検挙状況	
(2) 主な薬物密輸入事犯の傾向及び特徴	
(3) 密輸入事犯における薬物の押収状況	
(4) 暴力団による薬物密輸入事犯	
(5) 外国人による薬物密輸入事犯	
4 危険ドラッグ事犯の検挙状況	105
(1) 危険ドラッグ事犯の検挙状況	
(2) 危険ドラッグ乱用者の検挙状況	
(3) 危険ドラッグの入手状況	
(4) 危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況	
第2 銃器情勢	107
1 銃器犯罪情勢	107
(1) 銃器発砲事件の発生状況	
(2) 銃器を使用した刑法犯の検挙状況	
2 銃器事犯の取締状況	109
(1) 拳銃の押収状況等	
(2) 拳銃及び拳銃部品等に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況	
(3) 密輸入事件の摘発状況	
【トピックスⅤ】新たな脅威に直面する銃器情勢	112
凡例	114

はじめに

従来、我が国における組織犯罪対策は、暴力団による犯罪をその典型的な射程としつつ、来日外国人による組織的な犯罪に加え、暴力団や来日外国人を含めた犯罪組織によって主に敢行される薬物事犯や銃器発砲事件への対策を柱として推進されてきたが、近年、新たな特徴を有する「匿名・流動型犯罪グループ」が台頭し、治安対策上の脅威となっており、これまでの組織犯罪対策の在り方を抜本的に見直すこととなった。

匿名・流動型犯罪グループは、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化され、犯罪の実行者はSNS等でその都度募集されるなどして流動化しており、組織の把握やメンバーの特定が容易ではないという特徴を有している。こうした匿名性・流動性を利用し、暴力団や来日外国人犯罪グループ等と一定の関係を持ちながら、特殊詐欺、強盗・窃盗等の様々な事案に関与して資金を獲得している匿名・流動型犯罪グループに対しては、従来どおりの手法では、その組織構造や内部統制、資金の流れ等を解明し、有効な対策を講じることは困難となっている。

一方、暴力団情勢については、暴力団対策法が制定された平成3年には、暴力団構成員及び準構成員等の総数が91,000人に上ったが、同法の効果的な運用や戦略的な取締り、暴力団排除の取組や意識が社会に浸透してきたことなどを背景に、平成17年以降、暴力団の勢力そのものは、全国的に減衰を続けている。しかし、暴力団の中には、その活動を不透明化させるとともに、世情に応じて資金獲得活動を多様化させるなどして強固な人的・経済的基盤を維持しているものもあり、山口組分裂後の対立抗争も終結していないなど、依然として、暴力団は社会に対する脅威となっている。また、匿名・流動型犯罪グループの中には、その資金の一部が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員をグループの首領やメンバーとしているもの、暴力団構成員と共謀して犯罪を行っているものも確認されている。暴力団と匿名・流動型犯罪グループは、何らかの関係を持ちつつ、両者の間で結節点の役割を果たす者も存在するとみられる。

来日外国人犯罪情勢については、平成24年以降、来日外国人による刑法犯及び特別法犯の検挙件数・検挙人員は、おおむね横ばいで推移し、令和3年から2年連続で減少していたが、令和5年から2年連続で増加したところであり、憂慮すべき状況にある。来日外国人で構成される犯罪組織には、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を行うために様々な国籍の構成員が役割を分担するなど、構成員が多国籍化しているものもある。また、近年、一部の来日外国人犯罪組織には、匿名・流動型犯罪グループの特徴を有するものや暴力団との共存関係がうかがえるものもある。加えて、海外に所在する指示役からの指示に基づき、実行役が日本国内で犯行に及ぶなど、国境を越えた組織的な犯罪が多数認められる。

薬物・銃器情勢については、薬物事犯の検挙人員が、年間1万人を超える高い水準で推移しており、薬物の密輸・密売に匿名・流動型犯罪グループ、暴力団及び来日外国人が深く関与している状況がうかがえるほか、銃器発砲事件の発生件数は、近年、低水準で推移しているものの、暴力団等によるとみられる事件が繁華街や住宅街において発生するなど、依然として厳しい状況にある。

そこで、本年は、第1章において、新たな治安対策上の脅威となっている匿名・流動型犯罪グループをめぐる情勢について説明し、第2章以降において、従来から存在する脅威である暴力団、来日外国人犯罪及び薬物・銃器をめぐる情勢について概観することとする。

犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、末端の実行犯を検挙するだけでなく、あらゆる法令を駆使して中核的人物を検挙するとともに、徹底した犯罪収益の剥奪と資金源の遮断を図り、違法なビジネスモデルを解体することが重要である。警察では、引き続き、組織の総力を挙げて、匿名・流動型犯罪グループをはじめとする犯罪組織に対する戦略的な実態解明及び取締りを強力に推進していく。

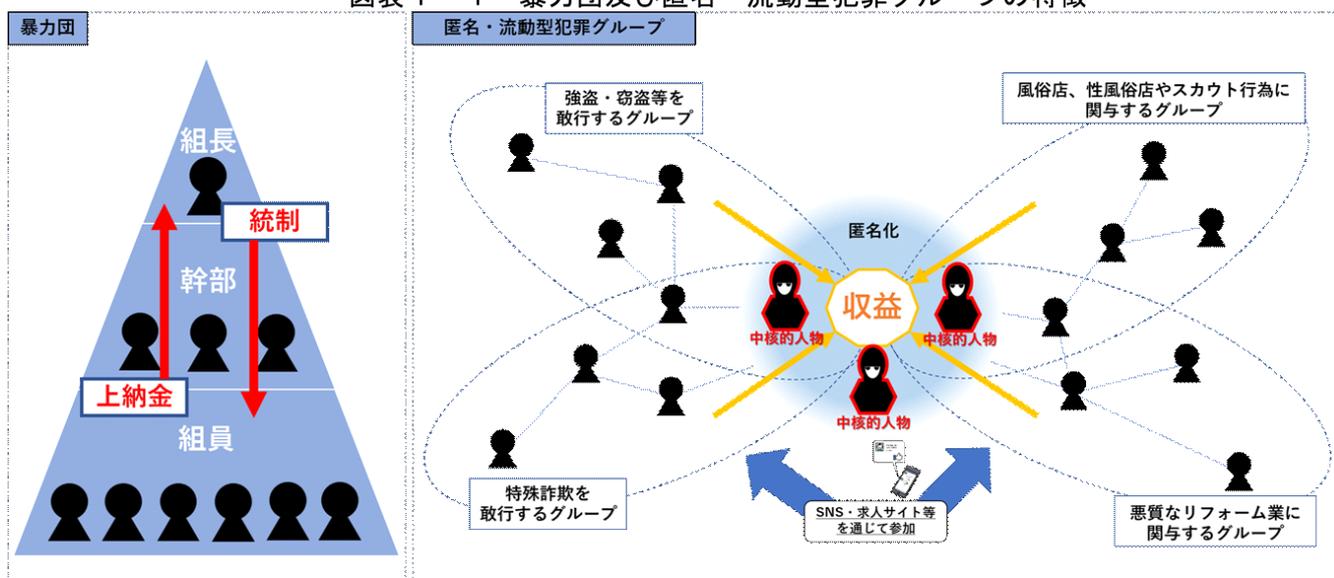
第1章：匿名・流動型犯罪グループ情勢

第1 匿名・流動型犯罪グループの特徴とその対策

1 匿名・流動型犯罪グループの特徴

近年、暴力団の勢力が減衰していく中、暴走族の元構成員や暴力団の元構成員等を中心として、繁華街・歓楽街等で活動している準暴力団に加えて、新たな特徴を有する「匿名・流動型犯罪グループ」が台頭し、治安対策上の脅威となっている。暴力団は、構成員同士が擬制的な血縁関係によって結び付き、多くの場合、「組長」の統制の下に、地位の上下によって階層的に構成されており、組織の威力を背景に又は威力を利用して資金獲得活動を行っていた。これに対し、匿名・流動型犯罪グループは、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化されており、また、SNSや求人サイトを通じるなどして緩やかに結び付いたメンバー同士が役割を細分化させ、その都度、犯罪実行者募集情報への応募者を末端の実行犯として、言わば「使い捨て」にするなど、メンバーを入れ替えながら多様な資金獲得活動を行うため、組織の把握やメンバーの特定が容易ではないという特徴を有している。

図表1-1 暴力団及び匿名・流動型犯罪グループの特徴



具体的には、犯罪を敢行するに当たって、SNS等において、「高額バイト」等の表現を用いたり、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払を示唆したりするなどして、犯罪の実行犯を募集している実態が認められる。匿名・流動型犯罪グループは、このような犯罪実行者募集情報への応募者に対して、あらかじめ運転免許証や顔写真等の個人の特定に資する情報を匿名性の高い通信手段を使用して送信させることで、応募者が犯行をちゅうちょしたり、グループからの離脱意思を示したりした場合には、個人情報把握しているという優位性を利用して脅迫するなどして服従させ、実行犯として繰り返し犯罪に加担させるなどの状況がみられる。また、応募者が犯罪を敢行したとしても約束した報酬が支払われない場合もある。

また、匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺をはじめ、組織的な強盗や窃盗、違法なスカウト行為、悪質なリフォーム業、薬物密売等の様々な犯罪を敢行し、その収益を有力な資金源としているほか、犯罪によって獲得した資金を風俗営業等の新たな資金獲得活動に充てるなど、その収益を還流させながら、組織の中核部分が利益を得ている構造がみられる。

図表 1-2 犯罪の実行犯を募集する手口



匿名・流動型犯罪グループの中には、その資金の一部が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員をグループの首領やメンバーとしているもの、暴力団構成員と共謀して犯罪を行っているものも確認されている。暴力団と匿名・流動型犯罪グループは、何らかの関係を持ちつつ、両者の間で結節点の役割を果たす者も存在するとみられる。

【事例】

○ 道仁会傘下組織幹部らによる職業安定法違反事件（熊本）

道仁会傘下組織幹部らは、令和6年10月、SNSを利用して、「高収入の1週間バイトしたい人」などと記載した求人情報を投稿した上で、これに応募してきた者に対し、匿名性の高い通信手段を通じて、特殊詐欺の「受け子」等として稼働することを勧誘し、公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介及び労働者の募集を行った。

同年11月までに、同幹部ら4人を職業安定法違反（有害業務の労働者募集）で逮捕した。

2 戦略的な実態解明及び取締り等

匿名・流動型犯罪グループの組織構造や内部統制、資金の流れ等を解明し、有効な対策を講じるべく、警察庁において、長官官房審議官（調整担当）及び長官官房参事官（匿名・流動型犯罪グループ対策担当）の取りまとめの下、部門横断的な情報共有、実態解明等を推進するとともに、全国警察において、組織犯罪対策等を担当する参事官級の職員を匿名・流動型犯罪グループに係る総合対策の司令塔とし、関係部門における取組状況等を集約し、部門横断的な情報共有、実態解明等を推進している。

また、匿名・流動型犯罪グループによって敢行される特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に、都道府県警察の垣根を越えて迅速かつ効果的な捜査を推進するため、令和6年4月、他の都道府県警察から依頼を受けて管轄区域内で行うべき捜査を遂行する「特殊詐欺連合捜査班」（T A I T^注）を、各都道府県警察に構築した。特に捜査事項が集中すると見込まれる警視庁、埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪及び福岡の7都府県警察では、それぞれ専従の捜査体制を構築し、全国警察から派遣される捜査員を加え、合計約500人の捜査員を配置した。令和6年中のT A I Tを活用した特殊詐欺等の検挙件数は322件であった。

さらに、匿名・流動型犯罪グループが深く関与し治安対策上の課題となっている事犯を重点取組対象事犯として指定し、全国警察及び警察庁が連携して、これを踏まえた同グループの戦略的な実態解明及び取締り等を推進している。

加えて、匿名・流動型犯罪グループの中核的人物等のうち、特に全国的な見地から速やかに活動実態を解明した上で取り締まるべき対象を取締りターゲットに指定し、全国警察及び警察庁が連携して、同グループの壊滅に向けた戦略的な取締り等を推進している。

注：Telecom scam Allied Investigation Teamの略。「タイト」と呼称している。

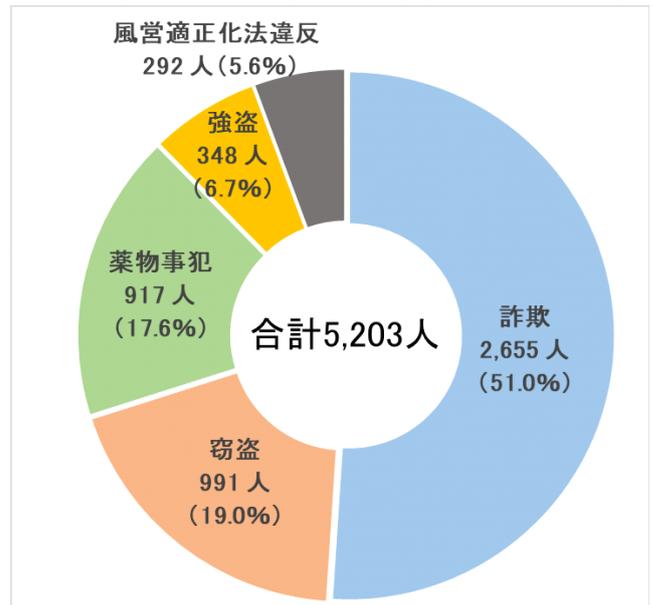
第2 匿名・流動型犯罪グループによる多様な資金獲得活動の動向

令和6年中の匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる資金獲得犯罪^{注1}について、主な資金獲得犯罪^{注2}の検挙人員を罪種別にみると、詐欺が過半数を占め、次いで窃盗、薬物事犯、強盗、風営適正化法違反の順となっている。

匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺に加え、令和6年8月以降、関東地方^{注3}において相次いで発生した、SNS等で募集された犯罪の実行者による凶悪な強盗等^{注4}、悪質ホストクラブ事犯、組織的窃盗・盗品流通事犯、悪質リフォーム事犯のほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等のサイバー犯罪に至るまで、近年、治安対策上の課題となっている多くの事案に深く関与している実態が認められる。

警察では、こうした多様な資金獲得活動に着目した取締りにより、匿名・流動型犯罪グループに対して効果的に打撃を与えるとともに、組織的犯罪処罰法等の積極的な適用により犯罪収益の剥奪を推進している。

図表1-3 匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の検挙人員



注1：匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得犯罪とは、匿名・流動型犯罪グループの活動資金の調達につながる可能性のある犯罪をいい、特殊詐欺や強盗、覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝又は強要、窃盗、各種公的給付金制度を悪用した詐欺等のほか、一般の経済取引を装った違法な貸金業や風俗店経営、AVへのスカウト等の労働者供給事業等をいう。

注2：詐欺、強盗、窃盗、薬物事犯及び風営適正化法違反

注3：東京、埼玉、千葉及び神奈川の1都3県

注4：強盗、窃盗、住居侵入及び建造物侵入等

1 組織的な強盗等

組織的な強盗等の中には、SNSや求人サイト等で「高額バイト」、「ホワイト案件」、「即日即金」等の文言を用いて犯罪実行者が募集された上で敢行される事件が発生している。このような匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる手口により敢行された強盗等事件の中には、被害者を拘束した上で暴行を加えるなど、その犯行態様が凶悪なものもみられ、令和6年8月以降、関東地方において相次いで発生した強盗等事件によって、国民の体感治安が著しく悪化した。

警察では、一連の強盗等事件について、同年10月、警視庁を中心とする関係都県警察による合同捜査本部を設置して捜査を強力に推進し、実行犯のほとんどを検挙し、更に指示役や首謀者の検挙に向けて捜査を徹底している。

【事例】

○ SNSで募集された男らによる強盗致傷等事件（神奈川）

建設作業員の男らは、令和6年9月、質店に侵入し、バールでショーケースを叩き割って腕時計（販売価格合計約2万円）を強取した。

その場で同男を逮捕し、捜査を進めたところ、同男らは、SNS上に掲載された犯罪実行者募集情報に応募し、指示役から匿名性の高い通信手段で連絡を取るよう誘導され、指示を受けて犯行に及んだことが判明した。また、逃走した共犯者らは、犯行後にも指示役から指示を受けて別件窃盗を敢行したことも判明した。同年11月までに、同男ら4人を強盗致傷罪等で逮捕した。

2 特殊詐欺

令和6年中の特殊詐欺の認知件数は20,987件（前年比+1,949件、+10.2%）、被害額は約721億5,000万円（同+約269億円、+59.4%）と、認知件数は4年連続で増加し、被害額は3年連続で増加して過去最悪となった。検挙件数は6,595件（同-617件、-8.6%）、検挙人員は2,320人（同-135人、-5.5%）であった。

このほか、特殊詐欺に由来する犯罪収益を隠匿し、又は收受した組織的犯罪処罰法違反の検挙件数は606件（同+250件、+70.2%）、検挙人員は240人（同+113人、+89.0%）であった。

中枢被疑者^注の検挙人員は58人（同+9人、+18.4%）で、総検挙人員に占める割合は2.5%（同+0.5ポイント）であった。

検挙人員のうち、暴力団構成員等は403人（同-36人、-8.2%）であり、このうち中枢被疑者は20人（同-6人、-23.1%）、出し子・受け子等の指示役は12人（同-7人、-36.8%）、リクルーターは45人（同-29人、-39.2%）であった。また、中枢被疑者の検挙人員（58人）に占める暴力団構成員等の割合は34.5%（同-18.6ポイント）であり、依然として暴力団が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与している実態がうかがわれる。

外国人の検挙人員は134人（前年比+12人、+9.8%）で、総検挙人員に占める割合は5.8%（同

+ 0.8ポイント)であった。

特殊詐欺を敢行する匿名・流動型犯罪グループは、SNS等で高額な報酬を示唆して「受け子」等を募集し、犯行に加担させるなどしている。

また、首謀者、指示役、実行役の間の連絡手段には、匿名性が高く、メッセージが自動的に消去される仕組みを備えた通信手段を使用するなど、犯罪の証拠を隠滅しようとする手口が多くみられる。

さらに、近年、国内においては、架け場等の拠点を小規模化・多様化して短期間で移転させる傾向を強めており、賃貸マンションや賃貸オフィスを拠点とする動きもみられる。また、首謀者や指示役のほか、架け子・架け場が海外に所在するなどのケースもみられる。令和6年中、海外における架け場等の拠点を外国当局が摘発し、日本に移送するなどして都道府県警察が検挙した被疑者は50人(図表1-4)である。警察では、海外拠点の更なる摘発に向けて、関連する情報の一層の収集、集約及び外国捜査機関等への提供を行い、捜査を強力に推進するとともに、犯罪組織が特に東南アジアに拠点を設けていることを踏まえ、我が国が主催した、各国の治安機関等の実務者が議論する国際詐欺会議(令和6年9月)等の国際会議等の場を通じ、東南アジア諸国を含めた外国捜査機関等との間で、効果的な予防対策や拠点摘発、被疑者の引渡しに係る捜査協力の在り方等について積極的に情報交換や議論を行うなど、国際連携の強化に取り組んでいる。

注：犯行グループの中核にいる主犯被疑者(グループリーダー及び首謀者等)

【事例】

○ カンボジア王国に拠点を置く架け子グループによる特殊詐欺事件(埼玉・北海道・岩手・長野・三重・京都・兵庫・和歌山・広島)

無職の男らは、カンボジア王国に架け子グループの拠点を置き、介護施設の職員等を装って、国内の高齢者に電話をかけ、同介護施設に優先的に入居する権利についての名義を他人に使用させたことが犯罪に当たるなどと虚偽の事実を告げ、その犯罪の嫌疑から免れるために同介護施設への入居契約を解約する費用の名目で現金を送付させてだまし取る架空料金請求詐欺を敢行していた。

令和5年11月、カンボジア王国から退去強制された同男ら25人を詐欺罪で逮捕した。その後の突き上げ捜査の結果、同拠点のリーダー役を担っていた同男らがフィリピン共和国に逃亡していることが判明し、令和6年12月までに、同国から退去強制された同男ら4人を詐欺罪で逮捕した。

図表 1 - 4 令和 6 年中の海外拠点に関する特殊詐欺事件等被疑者の検挙状況

番号	検挙年月	国名	罪名	検挙人数	検挙所属
1	令和 6 年 1 月	ベトナム	窃盗未遂	1人	大阪
2	令和 6 年 1 月	フィリピン	詐欺未遂	8人	神奈川
3	令和 6 年 1 月	カンボジア	詐欺	3人	埼玉
4	令和 6 年 1 月	カンボジア	詐欺	2人	埼玉
5	令和 6 年 2 月	カンボジア	詐欺	1人	埼玉
6	令和 6 年 3 月	フィリピン	窃盗	2人	警視庁
7	令和 6 年 3 月	タイ	詐欺	1人	岐阜
8	令和 6 年 4 月	カンボジア	詐欺	1人	埼玉
9	令和 6 年 9 月	フィリピン	窃盗	1人	警視庁
10	令和 6 年 9 月	カンボジア	詐欺	1人	埼玉
11	令和 6 年 9 月	ベトナム	詐欺	5人	埼玉
12	令和 6 年 10 月	カンボジア	詐欺	12人	茨城
13	令和 6 年 11 月	カンボジア	詐欺	4人	佐賀
14	令和 6 年 11 月	カンボジア	詐欺	4人	埼玉
15	令和 6 年 11 月	フィリピン	窃盗	3人	警視庁
16	令和 6 年 12 月	タイ	詐欺	1人	警視庁
合計				50人	

3 SNS型投資・ロマンス詐欺

令和 6 年中の SNS 型投資・ロマンス詐欺の認知件数は 1 万 164 件（前年比 + 6,318 件、+ 164.3%）、被害額は約 1,268 億円（同 + 約 812 億 8,000 万円、+ 178.6%）と、いずれも前年比で著しく増加した。検挙件数は 232 件、検挙人員は 113 人であった^注。

検挙人員のうち、暴力団構成員等は 3 人（リクルーターが 1 人、出し子が 2 人）、少年は 1 人（受け子）、外国人は 26 人（受け子が 9 人、出し子が 6 人、現金回収・運搬役が 1 人、道具調達が 3 人、出し子・受け子・見張りの指示役が 2 人、出し子・受け子の見張り役が 1 人、その他が 4 人）であった。

SNS 型投資・ロマンス詐欺は、SNS やマッチングアプリを通じて被害者と接触した上で、他の SNS に連絡ツールを移行し、やり取りを重ねて被害者を信用させ、預貯金口座への振込み等により被害金をだまし取る手口であり、被害者と SNS でやり取りを重ねる「打ち子」の拠点が置かれるなど、組織的に敢行されているとみられる。

警察では、関係省庁や事業者と連携し、手口の変化を踏まえた犯行ツール対策を推進している。

注：SNS 型投資・ロマンス詐欺の検挙件数及び検挙人員には、詐欺のほか、犯罪収益が同詐欺に由来する組織的犯罪処罰法違反を含む。

【事例】

○ 大阪市内等に拠点を置く打ち子グループによるSNS型投資詐欺事件（大阪）

飲食店経営者の男らは、令和6年2月から同年7月にかけて、バイナリーオプション取引を指導する講師になりすまし、SNSを通じて、同講師から指導を受けた生徒が同取引で多額の利益を得ているとする内容虚偽の画像を被害者に閲覧させた上で、同講師の指示するとおりに同取引に投資すれば、短期間で多額の利益を確実に得られるものと誤信させ、投資に関する情報商材の購入代金名目で合計約760万円をだまし取った。

同年10月までに、大阪府内に所在する打ち子グループ拠点を摘発して、同男ら41人を詐欺罪で逮捕した。

4 組織的窃盗・盗品流通事犯

令和6年中の太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗の認知件数は7,054件（前年比+1,693件、+31.6%）、衣料品店やドラッグストアにおける大量万引きの認知件数は981件（同-246件、-20.0%）、自動車盗の認知件数は6,080件（同+318件、+5.5%）であった。

これら組織的窃盗・盗品流通事犯が不法滞在外国人等の収入源となっている実態がみられるほか、海外に所在する首謀者が、SNSを利用してつながった実行役に対して盗む物品を指示し、指定した場所に大量の盗品を送らせるという手口での犯行も確認されている。

警察では、匿名・流動型犯罪グループが組織的窃盗・盗品流通事犯に関与している可能性を視野に、実態解明を進めているほか、このような組織的窃盗・盗品流通事犯に対し実効的な対策を講じるため、警察庁内にワーキンググループを設置し、部門横断的な検討を行っている。

【事例】

○ タイ人らによる金属盗事件（茨城）

タイ人の男らは、令和6年5月、太陽光発電施設において、銅線ケーブル約100メートル等（時価合計約120万円相当）を窃取した。

捜査を進めたところ、外国人コミュニティを通じて知り合ったメンバーが、グループを形成して犯行に及んでいた実態が明らかになった。同年11月までに、同男ら3人を窃盗罪で逮捕した。

5 悪質ホストクラブ事犯や繁華街・歓楽街における風俗関係事犯

悪質ホストクラブにおいては、女性客の好意に乗じて、およそ返済ができないことを分かっているが大きな債務を負わせ、売春や性風俗店での稼働を余儀なくさせる悪質な営業行為が認められるほか、性風俗店やそれとの結節点となるスカウトグループ等と結託して女性を徹底的に搾取することで、不当に利益を得ている実態がみられる。

警察では、大規模な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察において、部門横断的な専従体制を構築するなど、風俗営業等に絡んで多様な資金獲得活動を行う匿名・流動型犯罪グループの実態解明・取締りを徹底している。

【事例】

○ ホストクラブ従業員の男らによる職業安定法違反等事件（警視庁・大分）

ホストクラブ従業員の男らは、性風俗店等への就職のあっせんを業とするスカウトの男らと共謀の上、令和5年2月、売掛金の支払をさせるため、同ホストクラブの女性客を大分県内のソープランドに紹介するとともに、当該紹介の対価（いわゆるスカウトバック）として、同ソープランドにおいて同女性客が売春をすることにより得た収益の一部であることを知りながら、同年3月から5月にかけて、同ソープランドの経営者の女らから現金合計約40万円を受け取った。

令和6年8月までに、同男ら5人を職業安定法違反（有害業務の紹介）及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等收受）で、同女ら3人を売春防止法違反（場所提供業）で、それぞれ逮捕した。

6 オンライン上で行われる賭博事犯

スマートフォン等からアクセスして賭博を行う「無店舗型」のオンラインカジノについては、アクセス数の大幅な増加及びこれに伴う依存症の問題が指摘されているほか、我が国資産の海外流出、マネー・ローンダリングへの悪用等が懸念されている。

警察では、賭客のみならず、突き上げ捜査や徹底的な情報分析により、賭博運営者等を検挙することで社会に警鐘を鳴らすとともに、マネー・ローンダリング等の実態解明や犯罪収益の剥奪等を推進している。

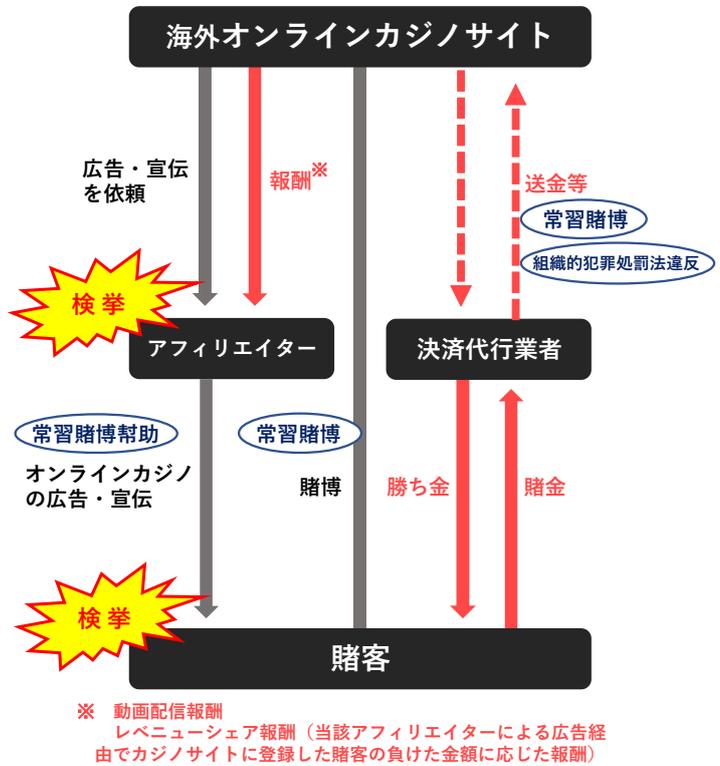
【事例】

○ 社交飲食店従業員の女らによる常習賭博幫助等事件（埼玉）

社交飲食店従業員の女は、令和5年5月から令和6年4月にかけて、海外オンラインカジノサイトの運営者らとの間で交わした、広告・宣伝効果に応じて報酬が受けられるアフィリエイト契約に基づき、動画配信サイト等を利用し、飲食店経営者の男ら不特定多数の者に対し、同オンラインカジノサイトの利用を勧誘し、利用者登録した者に対して財産上の利益を供与する旨を宣伝するなどした。これにより、同女は、日本国内に居住する同男をして同オンラインカジノサイトに登録させ、令和5年12月から令和6年4月にかけて、同運営者らに同男を相手方として常習として同オンラインカジノで賭博をさせた。

同年9月、同女を常習賭博幫助で、同男を常習賭博罪で、それぞれ逮捕した。

図表 1-5 オンラインカジノに関連する収益構造の例



7 インターネットバンキングに係る不正送金事犯等

実在する企業・団体等や官公庁を装うなどしたメール又はSMS（ショートメッセージサービス）を送り、その企業等のウェブサイトに見せかけて作成した偽のウェブサイト（フィッシングサイト）を受信者が閲覧するよう誘導し、当該フィッシングサイトでアカウント情報やクレジットカード番号等を不正に入手するフィッシングの手口によって、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等が敢行されている。令和6年中のインターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数は4,369件（前年比－1,209件、－21.7%）、被害総額は約86億9,000万円（同－約4,000万円、－0.5%）と、前年より減少したものの、依然として高い水準で推移している。また、令和6年中のクレジットカードの不正利用事犯の被害額^注は約555億円（同＋約14億1,000万円、＋2.6%）と過去最悪であった。

警察では、関係機関と連携したフィッシング被害の実態把握や、フィッシングサイトに関する分析及び関係事業者への照会等早期の実態解明と取締りを推進している。

注：クレジットカードの不正利用事犯の被害額については、一般社団法人日本クレジット協会の調査による。

【事例】

○ 組織的なインターネットバンキング不正送金事件（警察庁・警視庁・広島・北海道・宮城・茨城・群馬・千葉・静岡・大阪・兵庫・奈良・岡山・愛媛・福岡・長崎・熊本）

無職の男らは、インターネットバンキング利用者の口座情報等を不正に取得し、令和5年2月、インターネットバンキングに係る不正送金を敢行し、同男らの管理する預金口座に約1,200万円を振り込ませるなどした。

同男を指示役とするグループは、同様の手口での犯行を繰り返しており、関東管区警察局サイバー特別捜査部が、関係都道府県警察による捜査を通じて得られた情報を集約・分析するとともに、暗号資産の移転状況を追跡するなどした結果、同グループの活動実態を解明し、令和6年8月までに、同男ら9人を不正アクセス禁止法違反等で逮捕した。

8 悪質なリフォーム業者等による特定商取引等事犯

近年、高齢者宅を狙って家屋修繕や水回り工事等の住宅設備工事やリフォーム訪問販売を装い、損傷箇所がないにもかかわらず、家屋を故意に損傷させ、それを修理することで高額な施工料を要求するなどの悪質なリフォーム業者による犯罪行為が確認されており、こうした悪質行為を組織的に反復継続して得られた収益が匿名・流動型犯罪グループの資金源になっているとみられる。

警察では、関連情報の収集・分析を強化して実態解明を進め、あらゆる法令を駆使した戦略的な取締り、犯罪収益の剥奪に着目した事件捜査及び行政権限の発動に向けた関係機関との連携等の取組を推進している。

【事例】

○ 悪質リフォーム業者による詐欺等事件（静岡）

建設業の男らは、令和5年12月、点検を装って静岡県内の住宅2軒を訪問し、自ら同住宅の屋根を損壊した上で、修理が必要である旨申し向け、被害者2人から屋根補修塗装工事代金名目で合計約60万円をだまし取った。

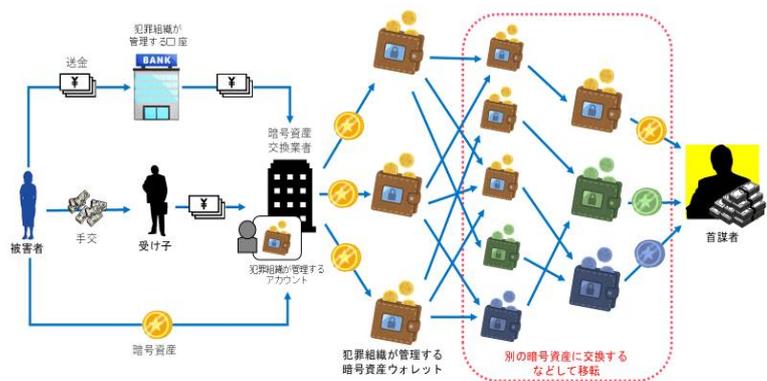
令和6年9月までに、同男ら3人を詐欺罪等で逮捕した。

★ トピックス I

組織的なマネー・ローンダリング事犯の実態

匿名・流動型犯罪グループは、獲得した犯罪収益について巧妙にマネー・ローンダリングを行っている。その手口は、コインロッカーを使用した現金の受渡し、架空・他人名義の口座を使用した送金、他人の身分証明書等を使用した盗品等の売却、暗号資産・電子マネー等の使用、犯罪グループが関与する会社での取引に仮装した入出金、外国口座の経由等、多岐にわたり、捜査機関等からの追及を回避しようとしている状況がうかがわれる。

図表 1-6 犯罪組織における暗号資産を悪用した資金の流れ (イメージ)



近年、こうした組織的なマネー・ローンダリングを専門的に行う犯罪グループが台頭している。

警察では、匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むため、犯罪収益移転防止法、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を活用し、関係機関や事業者等と協力しながら、総合的な犯罪収益対策を推進している。

【事例】

○ 暗号資産の相対取引による組織的犯罪処罰法違反事件 (愛知)

会社員の女は、暗号資産に交換された特殊詐欺の被害金を、国外の暗号資産交換所を介して、別の暗号資産に交換し、匿名で管理するソフトウェアウォレットに紐付く受取アドレスへ移転させて隠匿する方法でマネー・ローンダリングを行った。

令和 6 年 8 月、同女を組織的犯罪処罰法違反 (犯罪収益等隠匿) で逮捕した。

○ 法人口座を悪用した組織的犯罪処罰法違反等事件 (大阪)

会社員の男らは、令和 3 年 9 月から令和 5 年 8 月にかけて、SNS 等で犯罪実行者を募集し、応募者らに対し、ペーパーカンパニー (架空法人) を設立させるとともに、その法人名義で口座を開かせ、詐欺やオンラインカジノの犯罪収益を、同口座間で送金させる方法でマネー・ローンダリングを行った。

令和 6 年 10 月までに、同男ら 6 人を組織的犯罪処罰法違反 (犯罪収益等隠匿) 等で逮捕した。逮捕時、同男らは約 500 社のペーパーカンパニーに係る約 4,000 の法人口座を管理していた。

図表 1-7 疑わしい取引の届出状況の推移

区分	年				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年間通知件数	432,202	530,150	583,317	707,929	849,861
年間提供件数	461,687	524,462	581,252	685,330	815,318

注1：年間通知件数とは、国家公安委員会が特定事業者の所管行政庁等から通知された疑わしい取引の届出件数をいう。

注2：年間提供件数とは、国家公安委員会が捜査機関等に提供した疑わしい取引の届出に関する情報の件数をいい、現に捜査中の事件に関する情報であるなどの理由から、提供を保留していた情報を再度整理・分析（再評価）し、提供可能と判断された情報について捜査機関等に提供した件数を含む。

図表 1-8 都道府県警察の捜査において活用された疑わしい取引に関する情報の件数の推移

件数	年				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	325,643	353,832	373,849	496,093	629,135

図表 1-9 組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数の推移

区分	年									
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
法人等事業経営支配(9条)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	4 (0)
犯罪収益等隠匿(10条)	234 (43)	268 (45)	240 (22)	377 (36)	378 (32)	413 (27)	461 (32)	578 (43)	696 (39)	1,037 (45)
犯罪収益等収受(11条)	145 (46)	112 (25)	111 (24)	126 (26)	150 (19)	182 (30)	162 (28)	130 (18)	191 (15)	221 (26)
合計	381 (89)	380 (70)	353 (46)	504 (62)	528 (51)	597 (57)	623 (60)	709 (62)	888 (54)	1,262 (71)

注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

第 2 章：暴力団情勢

第 1 令和 6 年における主な暴力団情勢とその対策

平成 17 年以降、暴力団の勢力そのものは、全国的に減衰を続けているが、暴力団の中には、その活動を不透明化させるとともに、世情に応じて資金獲得活動を多様化させるなどして強固な人的・経済的基盤を維持しているものもあり、依然として、暴力団は社会に対する脅威となっている。

また、暴力団構成員が準暴力団を含む匿名・流動型犯罪グループの首領となる例や、これらのグループから暴力団への資金の流れが確認される例も認められ、暴力団の中には、匿名・流動型犯罪グループを実質的に傘下に収め、自らの資金獲得活動の一端を担わせているものもあるとみられる。同様に、暴力団は、薬物の密輸・密売等、資金獲得活動の一環として、来日外国人犯罪組織と連携する例もみられる。

【事例】

○ 五代目浅野組傘下組織組員らによる恐喝事件（広島）

五代目浅野組傘下組織組員及び素行不良グループの男らは、令和 6 年 6 月から同年 9 月にかけて、トラブルの解決金名目で、10 歳代男性らに対し、「払わなかったらお前らどこに行っても追いかけるけんな」などと告げ、複数回にわたり、現金合計約 40 万円を脅し取った。

同年 10 月、同組員ら 3 人を恐喝罪で逮捕した。

六代目山口組と神戸山口組との間で発生した対立抗争の激化を受け、令和 2 年 1 月、暴力団対策法に基づき、特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）等を定めた上で、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定した。その後、神戸山口組から離脱した池田組と六代目山口組との間で発生した対立抗争の激化を受け、令和 4 年 12 月に両団体を、神戸山口組から離脱した絆會と六代目山口組との間で発生した対立抗争の激化を受け、令和 6 年 6 月に両団体を、それぞれ「特定抗争指定暴力団等」に指定した。

これらの団体の対立抗争は継続していることから、指定の期限を延長するとともに、警戒区域を見直し、情勢に応じた措置を講じている。

今後も、市民生活の安全確保に向け、必要な警戒や取締りの徹底に加え、暴力団対策法の効果的な運用等により事件の続発防止を図るとともに、各団体の弱体化及び壊滅に向けた取組を推進していくこととしている。

また、五代目工藤會については、平成 24 年 12 月に「特定危険指定暴力団等」に指定し、以降 1 年ごとに指定の期限を延長しているところ、令和 6 年 12 月には 12 回目の延長を行った。

今後も、未解決事件の捜査をはじめ、五代目工藤會に対する取締りや資金源対策を強力に進めるとともに、違法行為の被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等に対する必要な支援や離脱者の社会復帰対策を更に推進していくこととしている。

このほか、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に取り組む事業者に対する暴力団情報提供の適切な提供や保護対策の強化等に取り組んでいる。

第2 暴力団等の状況

1 暴力団構成員等の状況

暴力団構成員及び準構成員等^{注1}の総数は、平成17年以降減少し、令和6年末には1万8,800人^{注2}と、暴力団対策法が施行された平成4年以降最少となった。このうち暴力団構成員の数は9,900人、準構成員等の数は8,900人である（図表2-1）。

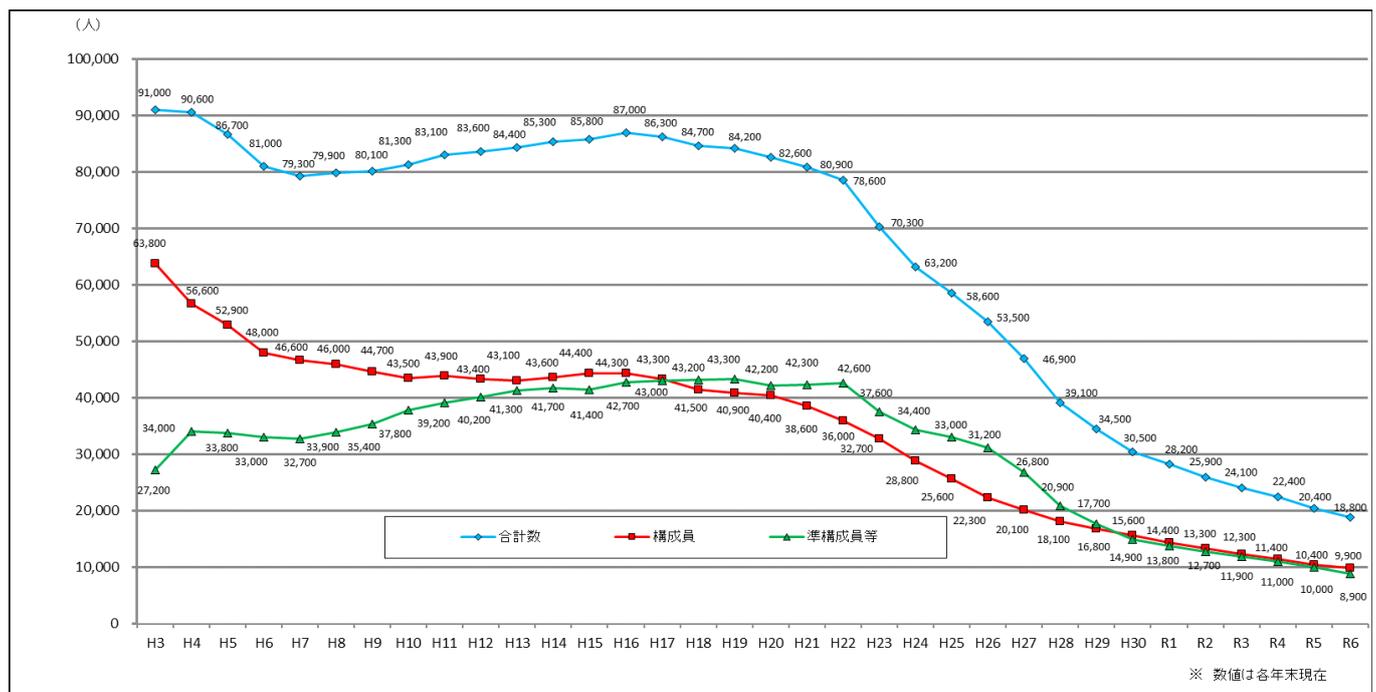
また、主要団体等^{注3}（六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会及び稲川会。以下同じ。）の暴力団構成員等の数は1万3,500人（全暴力団構成員等の71.8%）となっており、このうち暴力団構成員の数は7,300人（全暴力団構成員の73.7%）となっている（図表2-2）。

注1：暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

注2：本項における暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しない。

注3：平成27年以降は、六代目山口組、神戸山口組、住吉会及び稲川会を「主要団体」として表記していたが、平成30年以降は、絆會（任侠山口組から改称）を含む5団体を、令和3年以降は、池田組を含む6団体を、それぞれ「主要団体等」として表記している。

図表2-1 暴力団構成員等の推移



図表 2-2 主要団体等の暴力団構成員等の比較

		平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末	前年比増減数 前年比増減率	
主要団体等	六代目山口組	構成員	6,000 (29.9%)	5,200 (28.7%)	4,700 (28.0%)	4,400 (28.2%)	4,100 (28.5%)	3,800 (28.6%)	4,000 (32.5%)	3,800 (33.3%)	3,500 (33.7%)	3,300 (33.3%)	-200 -5.7%
		準構成員等	8,000 (29.9%)	6,700 (32.1%)	5,600 (31.6%)	5,100 (34.2%)	4,800 (34.8%)	4,400 (34.6%)	4,500 (37.8%)	4,300 (39.1%)	3,800 (38.0%)	3,600 (40.4%)	-200 -5.3%
		計	14,100 (30.1%)	11,800 (30.2%)	10,300 (29.9%)	9,500 (31.1%)	8,900 (31.6%)	8,200 (31.7%)	8,500 (35.3%)	8,100 (36.2%)	7,400 (36.3%)	6,900 (36.7%)	-500 -6.8%
	神戸山口組	構成員	2,800 (13.9%)	2,600 (14.4%)	2,500 (14.9%)	1,700 (10.9%)	1,500 (10.4%)	1,200 (9.0%)	510 (4.1%)	330 (2.9%)	140 (1.3%)	120 (1.2%)	-20 -14.3%
		準構成員等	3,400 (12.7%)	2,900 (13.9%)	2,700 (15.3%)	1,800 (12.1%)	1,600 (11.6%)	1,300 (10.2%)	540 (4.5%)	430 (3.9%)	260 (2.6%)	200 (2.2%)	-60 -23.1%
		計	6,100 (13.0%)	5,500 (14.1%)	5,100 (14.8%)	3,400 (11.1%)	3,000 (10.6%)	2,500 (9.7%)	1,000 (4.1%)	760 (3.4%)	400 (2.0%)	320 (1.7%)	-80 -20.0%
	絆 會	構成員	-	-	-	400 (2.6%)	300 (2.1%)	230 (1.7%)	90 (0.7%)	70 (0.6%)	60 (0.6%)	60 (0.6%)	0 0.0%
		準構成員等	-	-	-	370 (2.5%)	300 (2.2%)	260 (2.0%)	140 (1.2%)	130 (1.2%)	110 (1.1%)	80 (0.9%)	-30 -27.3%
		計	-	-	-	770 (2.5%)	610 (2.2%)	490 (1.9%)	230 (1.0%)	190 (0.8%)	170 (0.8%)	140 (0.7%)	-30 -17.6%
	池田組	構成員	-	-	-	-	-	-	80 (0.7%)	70 (0.6%)	60 (0.6%)	60 (0.6%)	0 0.0%
		準構成員等	-	-	-	-	-	-	110 (0.9%)	100 (0.9%)	90 (0.9%)	90 (1.0%)	0 0.0%
		計	-	-	-	-	-	-	190 (0.8%)	170 (0.8%)	160 (0.8%)	140 (0.7%)	-20 -12.5%
	住吉会	構成員	3,200 (15.9%)	3,100 (17.1%)	2,900 (17.3%)	2,800 (17.9%)	2,800 (19.4%)	2,600 (19.5%)	2,500 (20.3%)	2,400 (21.1%)	2,200 (21.2%)	2,100 (21.2%)	-100 -4.5%
		準構成員等	4,100 (15.3%)	3,500 (16.7%)	2,900 (16.4%)	2,100 (14.1%)	1,700 (12.3%)	1,600 (12.6%)	1,500 (12.6%)	1,400 (12.7%)	1,300 (13.0%)	1,100 (12.4%)	-200 -15.4%
		計	7,300 (15.6%)	6,600 (16.9%)	5,800 (16.8%)	4,900 (16.1%)	4,500 (16.0%)	4,200 (16.2%)	4,000 (16.6%)	3,800 (17.0%)	3,500 (17.2%)	3,200 (17.0%)	-300 -8.6%
	稲川会	構成員	2,700 (13.4%)	2,500 (13.8%)	2,300 (13.7%)	2,200 (14.1%)	2,100 (14.6%)	2,000 (15.0%)	1,900 (15.4%)	1,900 (16.7%)	1,700 (16.3%)	1,600 (16.2%)	-100 -5.9%
		準構成員等	3,000 (11.2%)	2,000 (9.6%)	1,800 (10.2%)	1,400 (9.4%)	1,300 (9.4%)	1,300 (10.2%)	1,200 (10.1%)	1,200 (10.9%)	1,200 (12.0%)	1,100 (12.4%)	-100 -8.3%
		計	5,800 (12.4%)	4,400 (11.3%)	4,100 (11.9%)	3,700 (12.1%)	3,400 (12.1%)	3,300 (12.7%)	3,100 (12.9%)	3,100 (13.8%)	2,900 (14.2%)	2,800 (14.9%)	-100 -3.4%
	主要団体等合計	構成員	14,700 (73.1%)	13,300 (73.5%)	12,400 (73.8%)	11,600 (74.4%)	10,700 (74.3%)	9,900 (74.4%)	9,100 (74.0%)	8,500 (74.6%)	7,700 (74.0%)	7,300 (73.7%)	-400 -5.2%
		準構成員等	18,500 (69.0%)	15,000 (71.8%)	13,000 (73.4%)	10,700 (71.8%)	9,700 (70.3%)	8,700 (68.5%)	8,100 (68.1%)	7,600 (69.1%)	6,800 (68.0%)	6,100 (68.5%)	-700 -10.3%
		計	33,200 (70.8%)	28,300 (72.4%)	25,300 (73.3%)	22,300 (73.1%)	20,400 (72.3%)	18,600 (71.8%)	17,200 (71.4%)	16,100 (71.9%)	14,500 (71.1%)	13,500 (71.8%)	-1,000 -6.9%
全暴力団	構成員	20,100	18,100	16,800	15,600	14,400	13,300	12,300	11,400	10,400	9,900	-500	
	準構成員等	26,800	20,900	17,700	14,900	13,800	12,700	11,900	11,000	10,000	8,900	-1,100	
	勢力	46,900	39,100	34,500	30,500	28,200	25,900	24,100	22,400	20,400	18,800	-1,600	

注：括弧内は、全暴力団（構成員、準構成員及び勢力）に占めるそれぞれの割合を示している。

2 主要団体等の状況

主要団体等の令和6年における主な動向は、次のとおりである。

(1) 六代目山口組

神戸山口組及び池田組との間で「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限が延長されたことを受け、警戒区域外で執行部会やブロック会議を開催している。

令和6年3月に死去した直系組長の跡目を継承した組員を直参に昇格させるなど、体制の維持を図った。
同年6月、絆會との間で「特定抗争指定暴力団等」に指定された。

(2) 神戸山口組

六代目山口組との間で「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限が延長されたことを受け、警戒区域外で会合を開催している。

(3) 絆會

總會等の会合を開催しているほか、若頭補佐や舎弟等への昇格人事を行うことで体制の維持を図った。
令和6年6月、六代目山口組との間で「特定抗争指定暴力団等」に指定された。

(4) 池田組

六代目山口組との間で「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限が延長されたことを受け、警戒区域外で会合を開催している。

令和6年5月、慶弔委員長や渉外委員長等への昇格人事を行うことで組織の強化を図った。

(5) 住吉会

令和6年6月、東京都新宿区所在の主たる事務所について、東京地方裁判所が使用差止仮処分命令を決定した。同年10月に会長小川修を兄・親とする兄舎弟盃・親子盃式を開催するなど、組織の強化及び活性化を図った。

また、六代目山口組や関東地区の団体と食事会を行うなど、その関係を維持している。

(6) 稲川会

令和6年10月に直参への昇格人事を行ったほか、新たに直参となった者に関する「親子縁組盃儀式」及び新たに二次組織の代表となった者に関する「一家代目継承盃儀式」を開催するなど、組織の強化及び活性化を図った。

また、六代目山口組や関東地区の団体と食事会を行うなど、その関係を維持している。

3 総会屋

総会屋の数は、令和6年末現在、130人と近年減少傾向にある（図表2-3）。

図表2-3 総会屋の推移

区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
	総会屋	240	230	220	210	200	190	180	160	150	130
	グループ構成員	40	40	30	30	30	30	30	30	30	20
	単独人員	200	190	190	180	170	160	150	130	120	120

注1：総会屋の数は概数であり、各項目を合算した値と合計値は必ずしも一致しない。

注2：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

★ トピックスⅡ

山口組分裂後の対立抗争等

1 山口組の分裂

平成 27 年 8 月末、六代目山口組が分裂して神戸山口組が結成され、平成 28 年 4 月、兵庫県公安委員会が神戸山口組を指定暴力団として指定した。また、六代目山口組と神戸山口組が対立抗争状態にある中、平成 29 年 4 月には、神戸山口組傘下組織の一部が任侠山口組の結成を明らかにし、平成 30 年 3 月、兵庫県公安委員会が任侠山口組（令和 2 年 2 月に絆會と改称）を指定暴力団として指定した。さらに、令和 2 年 7 月には、池田組が神戸山口組傘下からの離脱を表明し、令和 3 年 11 月、岡山県公安委員会が池田組を指定暴力団として指定した。

2 暴力団対策法による規制

(1) 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争

六代目山口組と神戸山口組の間では、平成 31 年 4 月以降、拳銃使用の殺人事件等が相次いで発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められたことから、令和元年 10 月、岐阜県警察、愛知県警察、大阪府警察及び兵庫県警察が、対立抗争に係る暴力団事務所の使用制限の仮の命令を発出し、同年 11 月、これら 4 府県の公安委員会が、事務所使用制限命令を発出した。

その後も、自動小銃を使用した殺人事件が発生するなど、六代目山口組と神戸山口

令和 6 年末現在の警戒区域 【六代目山口組・神戸山口組】

- 岐阜県：岐阜市、大垣市
- 愛知県：名古屋市、刈谷市、あま市、知多郡武豊町
- 三重県：桑名市
- 京都府：京都市
- 大阪府：大阪市
- 兵庫県：神戸市、姫路市、尼崎市、高砂市、加古郡稲美町（島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。）
- 鳥取県：米子市
- 島根県：松江市
- 岡山県：津山市

（9 府県 17 市町）

組に関連する凶器を使用した殺傷事件が続発した状況を受け、令和 2 年 1 月、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府及び兵庫県の公安委員会が、両団体を「特定抗争指定暴力団等」として指定した。さらに、両団体に関連する殺傷事件が発生したことなどを受け、令和 6 年末現在、9 府県の公安委員会により、17 市町を警戒区域とする指定が行われている。同指定により、警戒区域内での事務所の新設、対立組織の組員に対するつきまとい、対立組織の組員の居宅及び事務所付近のうろつき、多数での集合、両団体の事務所への立入り等の行為が禁止されている。

(2) 六代目山口組と池田組の対立抗争

六代目山口組と池田組の間では、令和 4 年 5 月以降、サバイバルナイフ使用の殺人未遂事件が発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められたことから、同年 10 月、岡山県警察が対立抗争に

関係する暴力団事務所の使用制限の仮の命令を
 発出し、同年 11 月、岡山県公安委員会が、事務
 所使用制限命令を発出した。

同年 12 月には、愛知県、三重県、兵庫県及び
 岡山県の公安委員会が、両団体を「特定抗争指
 定暴力団等」として指定した。さらに、両団体
 に関連する拳銃使用の殺人事件が発生したこと
 などを受け、令和 6 年 9 月、宮崎県警察が対立

抗争に関する暴力団事務所の使用制限の仮の命令を発出し、同年 10 月、岐阜県、京都府及び宮崎
 県の公安委員会が、両団体を「特定抗争指定暴力団等」として指定した。同年末現在、7 府県の公
 安委員会により、8 市を警戒区域とする指定が行われている。

**令和 6 年末現在の警戒区域
 【六代目山口組・池田組】**

- 岐阜県：岐阜市
 - 愛知県：名古屋市
 - 三重県：桑名市
 - 京都府：京都市
 - 兵庫県：神戸市
 - 岡山県：岡山市、倉敷市
 - 宮崎県：宮崎市
- (7 府県 8 市)

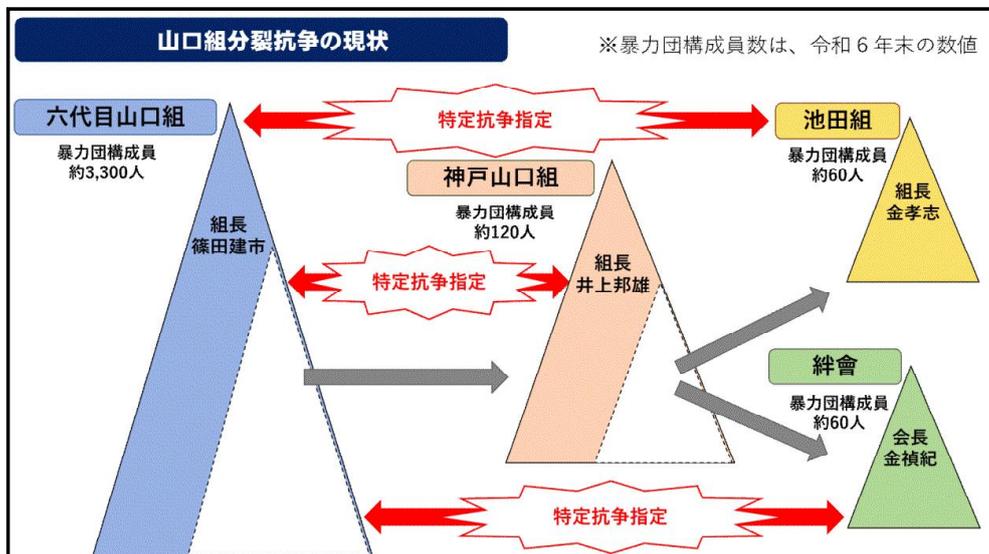
(3) 六代目山口組と絆會の対立抗争

六代目山口組と絆會の間では、令和 4 年 1 月
 以降、拳銃使用の殺人事件が発生するなど、対
 立抗争が激化する状況が認められたことから、
 令和 6 年 5 月、茨城県警察及び大阪府警察が、
 対立抗争に関する暴力団事務所の使用制限の
 仮の命令を発出し、同年 6 月、茨城県公安委員
 会が、事務所使用制限命令を発出した。

同月には、茨城県、愛知県、三重県、滋賀
 県、大阪府及び兵庫県の公安委員会が、両団体
 を「特定抗争指定暴力団等」として指定した。さらに、両団体に関連する拳銃使用の殺人事件が明
 らかとなったことなどを受け、同年 8 月、岐阜県及び京都府の公安委員会が、両団体を「特定抗争
 指定暴力団等」として指定した。同年末現在、8 府県の公安委員会により、10 市を警戒区域とする
 指定が行われている。

**令和 6 年末現在の警戒区域
 【六代目山口組・絆會】**

- 茨城県：水戸市
 - 岐阜県：岐阜市
 - 愛知県：名古屋市
 - 三重県：桑名市、名張市、伊賀市
 - 滋賀県：大津市
 - 京都府：京都市
 - 大阪府：大阪市
 - 兵庫県：神戸市
- (8 府県 10 市)



3 対立抗争に起因するとみられる事件の検挙

(1) 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争

六代目山口組と神戸山口組の間の対立抗争に起因するとみられる事件は、令和6年末までに26都道府県で101件発生し、うち86件で309人の暴力団構成員等を検挙した。

～六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる事件の検挙事例(令和6年中)～

○ 六代目山口組傘下組織組員は、令和6年1月、兵庫県内において、神戸山口組傘下組織組長の自宅敷地内に侵入し、玄関引き戸等をバールで損壊した。同月、同組員を器物損壊罪で逮捕した(同月、住居侵入罪、建造物損壊罪で起訴)。

(2) 六代目山口組と池田組の対立抗争

六代目山口組と池田組の間の対立抗争に起因するとみられる事件は、令和6年末までに3県で11件発生し、全件で17人の暴力団構成員等を検挙した。

～六代目山口組と池田組の対立抗争に起因するとみられる事件の検挙事例(令和6年中)～

- 六代目山口組傘下組織組長は、令和6年4月、岡山県内において、池田組傘下組織幹部の関係者方駐車場に手りゅう弾を投てきし、居宅壁面や窓ガラス等を損壊した。同年6月、同組長を爆発物取締罰則違反、建造物損壊罪等で逮捕した。
- 六代目山口組傘下組織組員は、令和6年9月、宮崎県内の池田組傘下組織事務所において、殺意をもって、池田組傘下組織幹部に向けて拳銃を発射し、殺害した。同月、同組員を殺人未遂罪で逮捕し、殺人罪で送致した。

(3) 六代目山口組と絆會の対立抗争

六代目山口組と絆會の間の対立抗争に起因するとみられる事件は、令和6年末までに3県で4件発生し、全件で8人の暴力団構成員等を検挙した。

～六代目山口組と絆會の対立抗争に起因するとみられる事件の検挙事例(令和6年中)～

○ 絆會幹部は、令和4年1月、茨城県内の六代目山口組傘下組織事務所において、殺意をもって、六代目山口組傘下組織幹部に向けて拳銃を発射し、殺害した。令和6年4月、同幹部を殺人罪等で逮捕した。

第3 暴力団犯罪の検挙状況等

1 全般的検挙状況

近年、暴力団構成員等の検挙人員は減少傾向にあり、令和6年中は8,249人（前年比－1,361人、－14.2%）である。主な罪種別では、覚醒剤取締法違反が1,707人（同－205人、－10.7%）、詐欺が1,103人（同－229人、－17.2%）、傷害が1,071人（同－115人、－9.7%）、窃盗が713人（同－176人、－19.8%）、大麻取締法違反が464人（同－241人、－34.2%）、暴行が389人（同－138人、－26.2%）、脅迫が278人（同－11人、－3.8%）、強盗が208人（同－29人、－12.2%）である（**図表2-4、2-7**）。

暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員は1,673人（同－301人、－15.2%）、準構成員その他の周辺者は6,576人（同－1,060人、－13.9%）で、いずれも前年より減少した（**図表2-4、2-5**）。

また、近年、減少傾向にあった暴力団構成員等の検挙件数については、令和6年中は15,182件（同＋249件、＋1.7%）と、前年より僅かに増加した。主な罪種別では、窃盗が5,380件（同＋759件、＋16.4%）、詐欺が1,900件（同＋300件、＋18.8%）である（**図表2-6**）。

図表 2-4 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の推移

罪種名		年次	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	
刑	殺人		97	91	79	56	79	23	
	強盗		175	217	146	237	208	-29	
	放火		17	7	18	10	9	-1	
	不同意性交等		40	39	29	37	37	0	
	凶器準備集合		2	2	6	8	11	3	
	暴行		829	676	602	527	389	-138	
	傷害		1,629	1,353	1,142	1,186	1,071	-115	
	脅迫		415	356	370	289	278	-11	
	恐喝		575	456	453	460	384	-76	
	窃盗		1,157	1,008	847	889	713	-176	
法	詐欺		1,249	1,555	1,424	1,332	1,103	-229	
	横領		34	35	30	43	36	-7	
	文書偽造		126	120	114	111	81	-30	
	賭博		225	149	153	152	100	-52	
	わいせつ物頒布等		14	12	5	4	4	0	
	公務執行妨害		127	136	112	110	77	-33	
	うち公契約関係競売等妨害		0	0	0	4	0	-4	
	犯人蔵匿		74	36	23	32	34	2	
	証人威迫		6	2	7	10	5	-5	
	逮捕監禁		117	93	93	106	50	-56	
犯	信用毀損・威力業務妨害		48	19	42	23	40	17	
	器物損壊		201	170	160	140	106	-34	
	暴力行爲		7	7	9	4	7	3	
	その他刑法犯		369	336	291	302	382	80	
	刑法犯合計		7,533	6,875	6,155	6,068	5,204	-864	
	特	入管法		42	22	27	21	23	2
		軽犯罪法		109	79	68	55	50	-5
		酩酊防止法		1	1	0	1	0	-1
		迷惑防止条例		107	100	80	65	86	21
		暴力団対策法		9	20	3	5	10	5
自転車競技法			0	0	0	0	0	0	
競馬法			0	0	0	0	0	0	
モーターボート競走法			3	0	0	0	7	7	
小型自動車競走法			0	0	0	0	0	0	
風営適正化法			127	79	111	105	105	0	
別	青少年保護育成条例		30	21	16	7	8	1	
	売春防止法		71	19	5	15	6	-9	
	児童福祉法		9	8	9	5	9	4	
	出資法		22	27	6	8	6	-2	
	貸金業法		35	20	30	8	11	3	
	宅地建物取引業法		1	3	2	0	6	6	
	建設業法		21	9	7	8	2	-6	
	銃刀法		133	90	79	80	48	-32	
	火薬類取締法		2	0	0	0	1	1	
	麻薬取締法		58	51	78	102	117	15	
法	あへん法		0	0	0	0	2	2	
	大麻取締法		732	764	619	705	464	-241	
	覚醒剤取締法		3,510	2,985	2,141	1,912	1,707	-205	
	毒劇法		30	21	14	18	12	-6	
	廃棄物処理法		68	87	57	62	38	-24	
	労働基準法		6	3	0	3	2	-1	
	職業安定法		37	15	33	5	12	7	
	健康保険法		10	2	1	0	0	0	
	労働者派遣法		15	12	3	9	2	-7	
	旅券法		4	1	0	2	1	-1	
犯	麻薬特例法		87	92	77	59	56	-3	
	その他の特別法犯		377	329	282	282	254	-28	
	特別法犯合計		5,656	4,860	3,748	3,542	3,045	-497	
総計		13,189	11,735	9,903	9,610	8,249	-1,361		

注1：大麻取締法違反の検挙人員は、「大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律」の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に係るものを含む。また、麻薬取締法違反の検挙人員は、同施行日以降の麻薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に係るものを含まない。

注2：不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制性交等であり、単純に令和5年以前とその件数を比較できない点については留意する必要がある。

図表 2-5 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

罪種名		年次	R2	R3	R4	R5	R6	前年比	
刑	殺人		38	37	24	12	24	12	
	強盗		34	23	17	24	23	-1	
	放火		2	1	7	5	0	-5	
	不同意性交等		7	7	6	5	3	-2	
	凶器準備集合		0	0	3	4	1	-3	
	暴行		182	150	151	115	91	-24	
	傷害		380	247	241	255	210	-45	
	脅迫		141	130	144	90	100	10	
	恐喝		195	173	177	189	160	-29	
	窃盗		109	93	96	94	68	-26	
	詐欺		379	413	428	413	290	-123	
	横領		6	6	3	6	2	-4	
	文書偽造		60	67	64	64	49	-15	
	賭博		18	3	10	5	10	5	
	わいせつ物頒布等		1	3	0	0	0	0	
	公務執行妨害		20	34	23	21	10	-11	
	うち公契約関係競売等妨害		0	0	0	0	0	0	
	犯	犯人蔵匿		28	11	4	8	4	-4
		証人威迫		4	0	4	3	3	0
逮捕監禁			20	34	36	23	15	-8	
信用毀損・威力業務妨害			13	4	21	6	12	6	
器物損壊			31	27	34	29	21	-8	
暴力行為			5	4	7	1	1	0	
その他刑法犯			77	63	65	73	105	32	
刑法犯合計			1,750	1,530	1,565	1,445	1,202	-243	
特別法		入管法		2	5	1	1	1	0
		軽犯罪法		39	23	25	19	19	0
	酩酊防止法		1	0	0	0	0	0	
	迷惑防止条例		6	6	3	2	5	3	
	暴力団対策法		6	13	2	4	10	6	
	自転車競技法		0	0	0	0	0	0	
	競馬法		0	0	0	0	0	0	
	モーターボート競走法		1	0	0	0	1	1	
	小型自動車競走法		0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法		12	3	12	4	5	1	
	青少年保護育成条例		4	2	1	1	0	-1	
	売春防止法		9	2	1	0	2	2	
	児童福祉法		1	0	0	0	2	2	
	出資法		3	10	2	5	1	-4	
	貸金業法		15	6	10	3	5	2	
	宅地建物取引業法		0	0	0	0	0	0	
	建設業法		1	1	1	0	0	0	
	銃刀法		44	28	30	23	12	-11	
	火薬類取締法		0	0	0	0	0	0	
	麻薬取締法		4	3	12	17	20	3	
	あへん法		0	0	0	0	1	1	
	大麻取締法		49	51	52	57	26	-31	
	覚醒剤取締法		458	415	315	284	263	-21	
	毒劇法		0	1	0	2	1	-1	
	廃棄物処理法		8	13	10	16	10	-6	
	労働基準法		0	0	0	1	1	0	
	職業安定法		2	1	2	0	3	3	
健康保険法		2	0	1	0	0	0		
犯	労働者派遣法		4	6	0	3	0	-3	
	旅券法		1	0	0	2	0	-2	
	麻薬特例法		15	12	12	4	7	3	
	その他の特別法犯		124	107	72	81	76	-5	
特別法犯合計		811	708	564	529	471	-58		
総計		2,561	2,238	2,129	1,974	1,673	-301		

注1：大麻取締法違反の検挙人員は、「大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律」の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に係るものを含む。また、麻薬取締法違反の検挙人員は、同施行日以降の麻薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に係るものを含まない。

注2：不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制性交等であり、単純に令和5年以前とその件数を比較できない点については留意する必要がある。

図表 2-6 暴力団構成員等の罪種別検挙件数の推移

年次		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	前年比
刑	殺人	63	58	40	49	42	-7
	強盗	110	105	87	120	92	-28
	放火	21	7	11	5	10	5
	不同意性交等	39	36	29	42	33	-9
	凶器準備集合	1	1	9	3	7	4
	暴行	851	709	616	571	419	-152
	傷害	1,366	1,119	1,012	1,003	843	-160
	脅迫	448	366	364	309	268	-41
	恐喝	434	391	352	352	344	-8
	窃盗	6,712	6,012	5,482	4,621	5,380	759
	詐欺	1,545	1,933	1,986	1,600	1,900	300
	横領	50	50	38	47	55	8
	文書偽造	140	110	123	125	106	-19
	法	賭博	62	62	49	45	66
わいせつ物頒布等		6	9	4	4	3	-1
公務執行妨害		191	213	183	157	107	-50
うち公契約関係競売等妨害		0	0	0	2	0	-2
犯人蔵匿		49	35	24	27	25	-2
証人威迫		7	3	9	7	3	-4
逮捕監禁		68	53	50	53	45	-8
信用毀損・威力業務妨害		37	19	26	24	20	-4
器物損壊		371	326	296	225	178	-47
暴力行爲		4	3	5	5	5	0
その他刑法犯	682	616	511	515	579	64	
刑法犯合計	13,257	12,236	11,306	9,909	10,530	621	
特	入管法	41	20	20	25	23	-2
	軽犯罪法	125	90	75	71	57	-14
	酩酊防止法	1	1	1	1	0	-1
	迷惑防止条例	115	110	90	67	85	18
	暴力団対策法	10	7	3	7	8	1
	自転車競技法	0	0	0	0	0	0
	競馬法	0	0	0	0	0	0
	モーターボート競走法	1	0	0	0	9	9
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0
	風営適正化法	117	87	91	97	75	-22
	青少年保護育成条例	36	22	26	16	9	-7
	売春防止法	50	36	9	19	11	-8
	児童福祉法	9	10	14	4	7	3
	出資法	30	25	20	5	12	7
法	貸金業法	43	24	18	12	13	1
	宅地建物取引業法	1	1	3	0	5	5
	建設業法	11	3	3	7	3	-4
	銃刀法	173	121	114	104	69	-35
	火薬類取締法	3	1	3	2	2	0
	麻薬取締法	177	158	189	236	284	48
	あへん法	0	0	0	0	1	1
	大麻取締法	1,099	1,205	1,042	1,065	826	-239
	覚醒剤取締法	5,088	4,512	3,224	2,769	2,619	-150
	毒劇法	38	24	20	21	14	-7
	廃棄物処理法	61	166	70	51	40	-11
	労働基準法	6	2	1	4	5	1
	職業安定法	27	11	23	10	13	3
	健康保険法	7	2	2	0	0	0
犯	労働者派遣法	14	10	4	7	6	-1
	旅券法	4	1	0	2	1	-1
	麻薬特例法	122	158	151	115	132	17
	その他の特別法犯	384	382	312	307	323	16
	特別法犯合計	7,793	7,189	5,528	5,024	4,652	-372
総計	21,050	19,425	16,834	14,933	15,182	249	

注1：大麻取締法違反の検挙人員は、「大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律」の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に係るものを含む。また、麻薬取締法違反の検挙人員は、同施行日以降の麻薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に係るものを含まない。

注2：不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制性交等であり、単純に令和5年以前とその件数を比較できない点については留意する必要がある。

図表 2-7 主要罪種における暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 罪種名	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
総 数	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735	9,903	9,610	8,249
うち覚醒剤取締法違反	5,618	5,003	4,693	4,569	3,593	3,510	2,985	2,141	1,912	1,707
うち詐欺	2,281	2,072	1,813	1,749	1,448	1,249	1,555	1,424	1,332	1,103
うち傷害	2,596	2,514	2,095	2,042	1,823	1,629	1,353	1,142	1,186	1,071
うち窃盗	2,121	2,044	1,874	1,627	1,434	1,157	1,008	847	889	713
うち大麻取締法違反	580	636	738	744	762	732	764	619	705	464
うち暴行	1,115	1,261	1,043	993	866	829	676	602	527	389
うち脅迫	592	534	513	550	393	415	356	370	289	278
うち強盗	295	327	244	287	246	175	217	146	237	208

注：大麻取締法違反の検挙人員は、「大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律」の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に係るものを含む。

(参考) 刑法犯・特別法犯総検挙人員において暴力団構成員等の検挙人員が占める割合

区分 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
総 検 挙 人 員	304,868	289,016	277,472	268,988	254,421	243,927	233,197	225,048	240,285	243,658
うち暴力団構成員等の検挙人員	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735	9,903	9,610	8,249
暴力団構成員等が占める割合 (%)	7.1	6.9	6.4	6.3	5.6	5.4	5.0	4.4	4.0	3.4

2 主要団体等に係る犯罪の検挙状況

近年、暴力団構成員等の検挙人員のうち、主要団体等の暴力団構成員等が占める割合は約8割で推移しており、令和6年中は6,596人で、80.0%を占めている。中でも、六代目山口組の暴力団構成員等の検挙人員は3,115人と、暴力団構成員等の検挙人員の約4割を占めている（図表2-8）。

図表2-8 主要団体等の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
暴力団構成員等の 検挙人員（人）	21,643 (4,589)	20,050 (4,612)	17,737 (4,060)	16,881 (3,405)	14,281 (2,869)	13,189 (2,561)	11,735 (2,238)	9,903 (2,129)	9,610 (1,974)	8,249 (1,673)
うち六代目山口組	9,656 (1,865)	6,631 (1,411)	5,539 (1,149)	5,396 (1,004)	5,187 (960)	4,843 (875)	4,496 (780)	4,089 (814)	4,085 (748)	3,115 (636)
うち神戸山口組	732 (176)	3,368 (861)	3,255 (819)	2,288 (476)	1,642 (377)	1,476 (299)	967 (210)	416 (73)	189 (46)	107 (24)
うち絆会	—	—	—	467 (93)	393 (83)	347 (63)	137 (28)	99 (24)	66 (19)	51 (19)
うち池田組	—	—	—	—	—	—	—	49 (5)	32 (11)	33 (13)
うち住吉会	3,769 (809)	3,530 (753)	3,095 (698)	3,165 (615)	2,433 (493)	2,215 (438)	2,220 (427)	2,017 (440)	1,930 (382)	2,002 (376)
うち稲川会	3,445 (771)	2,715 (662)	2,312 (595)	2,182 (543)	1,793 (400)	1,662 (402)	1,534 (367)	1,333 (382)	1,471 (366)	1,288 (311)
主要団体等合計	17,602 (3,621)	16,244 (3,687)	14,201 (3,261)	13,498 (2,731)	11,448 (2,313)	10,543 (2,077)	9,354 (1,812)	8,003 (1,738)	7,773 (1,572)	6,596 (1,379)
暴力団構成員等の検挙 人員に占める主要団体等 の暴力団構成員等の 検挙人員の割合(%)	81.3 【78.9】	81.0 【79.9】	80.1 【80.3】	80.0 【80.2】	80.2 【80.6】	79.9 【81.1】	79.7 【81.0】	80.8 【81.6】	80.9 【79.6】	80.0 【82.4】

注1：括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

注2：隅付き括弧内は、暴力団構成員の検挙人員に占める主要団体等の暴力団構成員の検挙人員の割合を指す。

3 六代目山口組・弘道会に対する集中取締り

六代目山口組は、平成27年8月末の分裂後も引き続き最大の暴力団であり、その弱体化を図るため、六代目山口組を事実上支配している弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを行っている。

令和6年においては、六代目山口組直系組長等4人、弘道会直系組長等12人及び弘道会直系組織幹部（弘道会直系組長等を除く。）18人を検挙している（図表2-9）。

図表2-9 六代目山口組・弘道会の直系組長等の検挙人員の推移

区分	年次										
	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減
六代目山口組直系組長等	15	18	16	12	4	5	7	12	7	4	-3
弘道会直系組長等	9	18	18	11	9	13	12	9	11	12	1
弘道会直系組織幹部	23	29	20	18	23	19	31	30	20	18	-2

【事例】

○ 弘道会直系組織幹部による犯罪収益等收受事件（鹿児島）

弘道会直系組織幹部は、令和6年1月から同年5月にかけて、複数回にわたり、賭博店経営者が賭博により不法に得た犯罪収益の一部である現金合計100万円を、その情を知らずながら收受した。

同年7月、同幹部を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等收受）で逮捕した。

4 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等

(1) 事業者襲撃等事件の発生状況

平成25年まで暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件が相次いで発生していたが、平成26年以降、その発生件数は大きく減少し、令和6年においては、発生がなかった（図表2-10）。

図表2-10 事業者襲撃等事件の発生状況の推移

件数	年次									
	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
発生事件数	1	3	2	1	2	1	1	2	1	0

(2) 対立抗争事件の発生状況

令和6年においては、対立抗争に起因するとみられる事件は3件発生している（図表2-11）。

これらは、六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に関連するもの及び六代目山口組と池田組との対立抗争に関連するものであり、住宅街で手りゅう弾を投てきする事件が発生するなど、地域社会に対する大きな脅威となっている。

図表 2 - 11 対立抗争事件の発生状況の推移

区分 \ 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
対立抗争認定数	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
うち六代目山口組関与事件数	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
発生件数	0	42	9	8	14	10	3	21	6	3
うち銃器使用回数	0	6	1	1	3	5	1	4	1	1
死者数	0	4	1	0	3	0	0	1	1	1
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数	0	15	4	9	7	8	0	5	2	0
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

5 銃器発砲事件の発生状況

令和6年においては、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は2件発生し、これらの事件による死者は2人である（図表 2 - 12）。

【事例】

○ 池田組幹部による拳銃使用殺人事件（愛媛）

池田組幹部は、令和6年1月、愛媛県内の飲食店において、殺意をもって、知人男性に向けて拳銃を発射し、殺害した。

同年3月、同幹部を殺人罪で逮捕した。

図表 2 - 12 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区分 \ 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
発砲事件数	8	17	13	4	10	14	8	6	3	2
うち対立抗争によるもの	0	6	1	1	3	5	1	4	1	1
死者数	1	2	2	0	4	3	0	2	3	2
負傷者数	3	1	4	1	5	5	3	1	0	0

6 拳銃押収丁数

令和6年中の暴力団からの拳銃押収丁数は24丁と、前年より減少しており、組織別でみると、六代目山口組が11丁（構成比率45.8%）、住吉会が4丁（同16.7%）、絆會、池田組及び稲川会が各1丁（同各4.2%）、その他が6丁（同25.0%）となっている（図表 2 - 13、2 - 14）。

依然として、暴力団が拳銃を自宅や事務所以外の場所に保管するなど、巧妙に隠匿している実態がうかがえる。

図表 2 - 13 暴力団からの拳銃押収丁数の推移

区分 \ 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
押収丁数	63	54	79	73	77	54	31	34	29	24
真正銃	56	54	68	70	76	51	30	33	29	24
構成比率 (%)	88.9	100.0	86.1	95.9	98.7	94.4	96.8	97.1	100.0	100.0
改造銃	7	0	11	3	1	3	1	1	0	0
構成比率 (%)	11.1	0.0	13.9	4.1	1.3	5.6	3.2	2.9	0.0	0.0

注：各下段は、押収丁数に占める構成比率である。

図表 2 - 14 組織別の拳銃押収丁数の推移

区分 \ 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
押収丁数	63	54	79	73	77	54	31	34	29	24
六代目山口組	16	20	18	8	21	16	21	17	6	11
構成比率 (%)	25.4	37.0	22.8	11.0	27.3	29.6	67.7	50.0	20.7	45.8
神戸山口組	4	6	18	14	7	13	1	1	3	0
構成比率 (%)	6.3	11.1	22.8	19.2	9.1	24.1	3.2	2.9	10.3	0.0
絆会	-	-	-	1	2	0	0	0	0	1
構成比率 (%)	-	-	-	1.4	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2
池田組	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1
構成比率 (%)	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	4.2
住吉会	10	9	14	27	13	5	2	2	7	4
構成比率 (%)	15.9	16.7	17.7	37.0	16.9	9.3	6.5	5.9	24.1	16.7
稲川会	8	6	9	16	6	2	1	4	9	1
構成比率 (%)	12.7	11.1	11.4	21.9	7.8	3.7	3.2	11.8	31.0	4.2
その他	25	13	20	7	28	18	6	10	4	6
構成比率 (%)	39.7	24.1	25.3	9.6	36.4	33.3	19.4	29.4	13.8	25.0

7 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況

令和6年中の暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の加重処罰関係の規定の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰について規定した第3条違反の検挙事件数が7件で、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等について規定した第7条違反の検挙事件数が1件である（図表2-15）。

【事例】

○ 絆會幹部らによる組織的犯罪処罰法違反事件（兵庫・茨城・長野）

絆會幹部らは、令和5年4月、兵庫県内の飲食店において、団体の活動として、殺意をもって、六代目山口組傘下組織組長に向けて拳銃を発射し、殺害した。

令和6年6月、同幹部ら3人を組織的犯罪処罰法違反（組織的殺人）で逮捕した。

図表2-15 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（加重処罰）の適用状況（事件数）

区分 \ 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
組織的な犯罪の加重処罰規定（3条）	4	13	5	4	10	4	4	4	3	7
組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等（7条）	0	0	1	1	0	1	1	1	1	1

8 資金獲得犯罪の検挙状況

(1) 資金獲得犯罪の特徴

暴力団構成員等の検挙状況を主要罪種別にみると、暴力団構成員等の総検挙人員に占める詐欺の割合は、過去10年にわたって10%前後で推移しており、令和6年中は13.4%と、高い割合であり、詐欺による資金獲得活動が定着化している状況がうかがえる（図表2-7）。

特に、近年、暴力団構成員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与し、有力な資金源の一つとしている実態が認められる。

このほか、金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等に関連する資金獲得犯罪が行われており、依然として、多種多様な資金獲得活動を行っていることがうかがえる。

(2) 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況

令和6年中の暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング関係の規定の適用状況については、犯罪収益等隠匿について規定した第10条違反の検挙事件数が45件で、犯罪収益等収受について規定した第11条違反の事件数が26件であり、第23条に規定する起訴前の没収保全命令の適用事件数は16件である（図表2-16、2-17）。

【事例】**○ 五代目工藤會傘下組織幹部らによる犯罪収益等隠匿事件（福岡）**

五代目工藤會傘下組織幹部らは、令和4年11月、保険料等の還付金名目でだまし取った被害金約200万円を、複数回にわたり、同幹部らが管理する複数の他人名義の口座に振込送金させ、犯罪収益の取得につき事実を偽装した。

令和6年2月、同幹部ら3人を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

図表2-16 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）**の適用状況（事件数）の推移**

区分 \ 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
法人等事業経営支配(9条)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
犯罪収益等隠匿(10条)	43	45	22	36	32	27	32	43	39	45
犯罪収益等收受(11条)	46	25	24	26	19	30	28	18	15	26
起訴前の没収保全命令(23条)	46	34	27	27	14	20	22	19	19	16

図表2-17 令和6年中の暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の前提犯罪別適用状況（事件数）

前提犯罪の罪種名	9条	10条	11条	23条	合計
詐欺	0	12	6	4	22
電子計算機使用詐欺	0	9	1	0	10
窃盗	0	6	3	0	9
恐喝	0	7	0	0	7
賭博等	0	0	5	0	5
私電磁的記録不正作出	0	0	1	0	1
電磁的公正証書原本不実記録	0	0	0	1	1
風営適正化法	0	3	5	6	14
貸金業法・出資法	0	5	1	0	6
売春防止法	0	0	3	1	4
入管法	0	1	0	1	2
労働者派遣法	0	0	0	2	2
不正競争防止法	0	1	1	0	2
廃棄物処税法	0	1	0	0	1
モーターボート競争法	0	0	0	1	1
合計	0	45	26	16	87

(3) 詐欺事犯

近年、暴力団が資金を獲得する手段の一つとして、詐欺、とりわけ特殊詐欺を行っている実態が認められる（図表2-18）。

【事例】

○ 稲川会傘下組織幹部らによる詐欺事件（千葉）

稲川会傘下組織幹部は、令和3年2月、融資金名目で現金をだまし取ろうと考え、暴力団員が経営に関与する法人は銀行の融資条件を満たさないことを知りながら、自らがその経営に実質的に関与する法人に関し、融資条件を満たす旨の虚偽の内容で融資を申請し、現金1,500万円をだまし取った。

令和6年2月、同幹部を詐欺罪で逮捕した。

○ 住吉会傘下組織組員らによる特殊詐欺事件（警視庁）

住吉会傘下組織組員らは、令和5年9月、親族を装って高齢者に電話をかけ、「現金を至急必要としているので現金を渡してもらいたい」などと虚偽の事実を告げて現金をだまし取ろうとした。

捜査によって、同組員が犯行グループの首謀者である実態を解明し、令和6年1月、同組員ら2人を詐欺未遂罪で逮捕した。

図表2-18 特殊詐欺による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	R2	R3	R4	R5	R6
特殊詐欺（検挙人員全体）	2,621	2,374	2,458	2,455	2,320
うち主犯	60	43	41	49	58
うち暴力団構成員等	402	323	434	439	403
うち主犯	27	17	17	26	20
検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合（％）	15.3	13.6	17.7	17.9	17.4
主犯の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合（％）	45.0	39.5	41.5	53.1	34.5

注：令和6年の数値は暫定値である。

(4) 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、暴力団を利用する企業と結託するなどして、金融業、建設業、労働者派遣業及び風俗営業等の各種事業活動に進出したり、関与したりすることで、暴力団の威力を背景としつつも、一般の経済取引を装って様々な犯罪を敢行し、資金源としている実態がうかがわれる。

図表 2-19 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
暴力団構成員等の検挙人員	39	35	39	29	31	35	20	30	8	11
うち暴力団構成員の検挙人員	18	9	7	12	13	15	6	10	3	5
暴力団構成員等が占める割合 (%)	23.5	27.6	30.2	29.3	32.6	34.7	24.7	41.7	14.5	16.9

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表 2-20 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
暴力団構成員等の検挙人員	26	20	24	12	33	22	27	6	8	6
うち暴力団構成員の検挙人員	10	7	7	7	6	3	10	2	5	1
暴力団構成員等が占める割合 (%)	24.3	15.6	19.7	9.7	28.4	20.4	22.1	7.4	11.0	8.0

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表 2-21 労働者派遣法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
暴力団構成員等の検挙人員	23	7	6	12	23	15	12	3	9	2
うち暴力団構成員の検挙人員	3	2	2	1	5	4	6	0	3	0
暴力団構成員等が占める割合 (%)	62.2	21.9	42.9	48.0	69.7	55.6	92.3	25.0	56.3	16.7

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる労働者派遣法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

【事例】

○ 道仁会傘下組織幹部らによる風営適正化法違反事件（佐賀）

道仁会傘下組織幹部らは、令和4年6月から令和6年7月にかけて、無許可で従業員に客の接待をさせるなどの風俗営業を営んだ。

同年8月までに、同幹部ら4人を風営適正化法違反（無許可営業）で逮捕した。

(5) 企業対象暴力及び行政対象暴力事犯

令和6年中の暴力団構成員等及び総会屋による企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は296件で、このうち企業対象暴力事犯は161件、行政対象暴力事犯は135件である。

依然として、暴力団構成員等が、企業や行政に対して威力を示すなどして、不当な要求を行っている実態がうかがえる。

(6) 金融・不良債権関連事犯

令和6年中の暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は6件で、このうち企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものが5件、債権回収過程におけるものが1件（強制執行関係売却妨害事件）である（図表2-22）。

【事例】

○ 池田組傘下組織幹部らによる詐欺等事件（警視庁）

池田組傘下組織幹部らは、令和2年6月、住宅ローンの融資名目で金融機関から金銭をだまし取ろうと考え、偽造した給与証明書兼在籍証明書等を用いて同融資を申し込み、現金合計2,780万円をだまし取った。

令和6年2月、同幹部ら4人を詐欺罪等で逮捕した。

図表2-22 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移

区分 \ 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
融資過程	12	12	23	8	14	11	13	7	5	5
債権回収過程	0	2	2	0	1	0	0	1	1	1
合計	12	14	25	8	15	11	13	8	6	6

第4 暴力団対策法の施行状況等

1 指定状況

令和6年中の暴力団の指定状況は、次のとおりである。

なお、同年末現在、25団体が指定暴力団として指定されている（図表2-23）。

- (1) 2月8日、松葉会が東京都公安委員会により11回目の指定を受け、四代目福博会が福岡県公安委員会により9回目の指定を受けた。
- (2) 3月11日、絆會が大阪府公安委員会により3回目の指定を受けた。
- (3) 4月18日、関東関根組が茨城県公安委員会により3回目の指定を受けた。
- (4) 11月5日、池田組が岡山県公安委員会により2回目の指定を受けた。

図表 2 - 23

指定暴力団一覽表(25団体)

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府40県	約3,300人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道15県	約1,600人
3	住吉会	東京都新宿区新宿7-26-7	小川 修	1都1道14県	約2,100人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区宇佐町1-8-8	野村 悟	3県	約200人
5	旭琉會	沖縄県中頭郡北中城村字島袋1362	糸数 真	1県	約210人
6	八代目会津小鉄会	京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4	高山 義友希	1道2府1県	約40人
7	六代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	荒瀬 進	1県	約130人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	2県	約30人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡 喜榮	1県	約40人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約50人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約310人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	1県	約30人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約80人
14	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	池澤 望	5県	約60人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約70人
16	十代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	李 正秀	1府	約10人
17	極東会	東京都新宿区歌舞伎町2-18-12	高橋 仁	1都12県	約300人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	1府	約50人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	伊藤 義克	1都7県	約280人
20	四代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 國泰	2県	約60人
21	二代目浪川会	福岡県大牟田市八江町38-1	梅木 一馬	1都5県	約140人
22	神戸山口組	兵庫県加古郡稲美町中村字池之跡1379-10	井上 邦雄	1都1府7県	約120人
23	絆會	大阪府大阪市中央区島之内1-14-14	金 禎紀	1道1府9県	約60人
24	関東関根組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚 逸男	1都1道3県	約80人
25	池田組	岡山県岡山市北区田町2-12-2	金 孝志	1道3県	約60人

注1: 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」及び「代表する者」は、令和7年3月6日現在のものを示している。また、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和6年末現在のものを示している。

2: 令和6年末における全暴力団構成員数(約9,900人)に占める指定暴力団構成員数(約9,500人)の比率は96.0%である。

2 行政命令の発出状況

(1) 中止命令

令和6年中の中止命令の発出件数は1,118件と、前年より154件増加している（**図表2-24**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（暴力団対策法第9条）に対するものが775件で全体の69.3%を、加入強要・脱退妨害（暴力団対策法第16条）に対するものが77件で全体の6.9%を、それぞれ占めている（**図表2-25**）。

暴力的要求行為（暴力団対策法第9条）に対する中止命令775件を条項別にみると、不当贈与要求（同条第2号）に対するものが419件、みかじめ料要求（同条第4号）に対するものが42件、用心棒料等要求（同条第5号）に対するものが257件となっている。また、加入強要・脱退妨害（暴力団対策法第16条）に対する中止命令77件の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（同条第1項）が5件、威迫による加入強要・脱退妨害（同条第2項）が67件、密接関係者に対する加入強要・脱退妨害（同条第3項）が5件となっている。

団体別では、住吉会に対するものが408件と最も多く、全体の36.5%を占め、次いで六代目山口組が184件、稲川会が131件、極東会が35件の順となっている（**図表2-25**）。

【事例】

○ 住吉会傘下組織幹部に対する物品購入要求行為の中止命令（栃木）

住吉会傘下組織幹部は、令和6年10月、飲食店店長に対し、「こころ辺が俺のシマなんだ」、「しめ飾りと達磨なんだけど、俺から買ってほしいんだよね」などと告げ、自己が所属する指定暴力団の威力を示して、しめ飾り等を購入するよう要求した。

同年11月、同幹部に対し、暴力的要求行為をしてはならない旨の中止命令を発出した。

(2) 再発防止命令

令和6年中の再発防止命令の発出件数は52件と、前年より22件増加している（**図表2-24**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（暴力団対策法第9条）に対するものが32件で全体の61.5%を占めているほか、加入強要・脱退妨害（暴力団対策法第16条）に対するものが1件となっている（**図表2-25**）。

暴力的要求行為（暴力団対策法第9条）に対する再発防止命令32件を条項別にみると、不当贈与要求（同条第2号）に対するものが12件、みかじめ料要求（同条第4号）に対するものが4件、用心棒料等要求（同条第5号）に対するものが13件となっている。

団体別では、住吉会に対するものが16件と最も多く、全体の30.8%を占め、次いで六代目山口組に対するものが12件、稲川会及び神戸山口組に対するものが各4件となっている（**図表2-25**）。

【事例】

○ 住吉会傘下組織組員に対する用心棒料等要求行為の再発防止命令（警視庁）

住吉会傘下組織組員は、令和5年5月、クラブの従業者に対し、「ケツ持ち付けた方がいいんじゃないかねえか。ウチらに誠意見せろよ。」などと告げて、用心棒の役務の有償の提供を受けることを要求したほか、別の店に対しても同様の要求をした。

令和6年2月、同組員に対し、1年間、更に反復して類似の要求行為をしてはならない旨の再発防止命令を発出した。

(3) 請求妨害防止命令

令和6年中の損害賠償請求等の妨害についての防止命令の発出件数は16件である（**図表2-24**）。

団体別では、住吉会に対するものが12件、道仁会に対するものが3件、五代目工藤會に対するものが1件となっている（**図表2-25**）。

【事例】

○ 住吉会傘下組織組長らに対する事務所明渡しの請求妨害防止命令（警視庁）

東京都内に所在するビルの一室が住吉会傘下組織の事務所として使用されていたところ、同ビル所有者が同組織の組長らに対して同所の明渡しを請求したことに関し、令和6年9月、同組長らに対し、請求者に不安を覚えさせるような方法で請求の妨害等をしてはならない旨の請求妨害防止命令を発出した。

(4) 用心棒行為等防止命令

令和6年中の縄張に係る禁止行為についての防止命令の発出はなかった（**図表2-24、2-25**）。

(5) 賞揚等禁止命令

令和6年中の暴力行為の賞揚等についての禁止命令の発出件数は10件である（**図表2-24**）。

団体別では、六代目山口組に対するものが9件、浪川会に対するものが1件となっている（**図表2-25**）。

【事例】

○ 六代目山口組組長らに対する賞揚等禁止命令（大分）

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争において、六代目山口組傘下組織組員が他の組員と共に、対立する神戸山口組の傘下組織へ移籍した暴力団員に刃物で怪我を負わせた傷害事件について、令和6年11月、六代目山口組組長らに対し、事件を敢行した同組員の出所祝いや金品等の供与等をしてはならない旨の賞揚等禁止命令を発出した。

(6) 事務所使用制限命令

令和6年中の事務所使用制限命令の発出件数は1件で、六代目山口組に対するものである（図表2-24、図表2-25）。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織に対する事務所使用制限命令（茨城）

六代目山口組と絆會の間で、令和4年1月以降、拳銃使用の殺人事件等が発生するなど対立抗争が激化する状況が認められたことから、令和6年6月、茨城県内に所在する六代目山口組傘下組織の事務所について、同事務所を多数の指定暴力団員の集合の用に供することなどを禁止する事務所使用制限命令を発出した。

図表2-24 行政命令の発出件数の推移

区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
中止命令		1,368	1,337	1,369	1,267	1,112	1,134	866	877	964	1,118
再発防止命令		36	33	35	43	32	52	37	32	30	52
請求妨害防止命令		2	0	1	0	3	1	0	9	16	16
用心棒行為等防止命令		8	2	1	6	4	3	1	3	1	0
賞揚等禁止命令		4	6	11	16	3	7	11	57	34	10
事務所使用制限命令		4	0	0	2	19(1)	9	2	5	3(1)	1(3)

注：括弧内は、撤回した仮命令の件数を外数で示している。

3 命令違反事件の検挙状況

令和6年中の命令違反事件の検挙件数は4件である。

形態別では、再発防止命令違反が3件、中止命令違反が1件となっている。

【事例】

○ 神戸山口組傘下組織組長らによる再発防止命令違反（福岡）

神戸山口組傘下組織組長は、営業を営む者に対するみかじめ料要求を配下組員にさせることを禁じる旨の再発防止命令を受けたものであるが、その命令期間内において、同配下組員らにみかじめ料を要求することを指示した。同配下組員らについても、営業を営む者に対してみかじめ料を要求することを禁じる旨の再発防止命令を受けたものであるが、同組長の指示により、その命令に係る仮命令期間内において、飲食店を営む者に対してみかじめ料を要求した。

令和6年9月、同組長ら3人を再発防止命令違反等で逮捕した。

図表 2 - 25 令和 6 年中の中止命令等適用状況

○ 形態別

形態別	区分	中止命令	再発防止命令	請求妨害防止命令	用心棒行為等防止命令	賞揚等禁止命令	事務所使用制限命令
9 条	1号 人の弱みにつけ込む金品等要求行為	5	0	—	—	—	—
	2号 不当贈与要求行為	419	12	—	—	—	—
	3号 不当下請等要求行為	1	0	—	—	—	—
	4号 みかじめ料要求行為	42	4	—	—	—	—
	5号 用心棒料等要求行為	257	13	—	—	—	—
	6号 高利債権取立行為	13	1	—	—	—	—
	7号 不当債権取立行為	2	0	—	—	—	—
	8号 不当債務免除要求行為	27	1	—	—	—	—
	9号 不当貸付要求行為	7	1	—	—	—	—
	10号 不当金融商品取引要求行為	0	0	—	—	—	—
	11号 不当自己株式買取等要求行為	0	0	—	—	—	—
	12号 不当預貯金受入要求行為	0	0	—	—	—	—
	13号 不当地上げ行為	0	0	—	—	—	—
	14号 競売等妨害行為	0	0	—	—	—	—
	15号 不当宅地等取引要求行為	0	0	—	—	—	—
	16号 不当宅地賃借要求行為	0	0	—	—	—	—
	17号 不当建設工事要求行為	0	0	—	—	—	—
	18号 不当施設利用要求行為	0	0	—	—	—	—
	19号 不当示談介入行為	0	0	—	—	—	—
	20号 因縁をつけての金品等要求行為	2	0	—	—	—	—
	21号 不当許認可等要求行為	0	0	—	—	—	—
	22号 不当許認可等排除要求行為	0	0	—	—	—	—
	23号 不当入札参加要求行為	0	0	—	—	—	—
	24号 不当入札排除要求行為	0	0	—	—	—	—
	25号 談合入札要求行為	0	0	—	—	—	—
	26号 不当公契約排除要求行為	0	0	—	—	—	—
	27号 不当公契約下請等あっせん要求行為	0	0	—	—	—	—
	小計	775	32	—	—	—	—
10 条	1項 暴力的要求行為の要求等	—	0	—	—	—	—
	2項 暴力的要求行為の現場立会援助	209	—	—	—	—	—
		小計	209	0	—	—	—
	12条の2 指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	—	2	—	—	—	—
	12条の3 準暴力的要求行為の要求等	—	5	—	—	—	—
12条の5 準暴力的要求行為	52	9	—	—	—	—	
15 条	1項 指定暴力団相互の対立抗争	—	—	—	—	—	1
	3項 指定暴力団内部の対立抗争	—	—	—	—	—	0
		小計	—	—	—	—	1
16 条	1項 少年に対する加入強要・脱退妨害	5	0	—	—	—	—
	2項 威迫による加入強要・脱退妨害	67	1	—	—	—	—
	3項 密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	5	0	—	—	—	—
	小計	77	1	—	—	—	
17条	加入の強要の命令等	—	0	—	—	—	—
20条	指詰めの強要等	1	0	—	—	—	—
21条	指詰めの強要の命令等	—	0	—	—	—	—
24条	少年に対する入れ墨の強要等	0	0	—	—	—	—
25条	少年に対する入れ墨の強要の要求等	—	0	—	—	—	—
29条	事務所における禁止行為	3	—	—	—	—	—
30条の2	損害賠償請求等の妨害	0	—	—	16	—	—
30条の5	暴力行為の賞揚等	—	—	—	—	10	—
30条の6	1項 用心棒の役務提供等	1	2	—	0	—	—
	2項 用心棒行為等の要求等	—	1	—	—	—	—
	小計	1	3	—	0	—	—
30条の9	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為	0	0	—	—	—	—
30条の11-1	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限	—	—	—	—	—	0
	合計	1,118	52	16	0	10	1

○ 団体別

団体別	区分	中止命令	再発防止命令	請求妨害防止命令	用心棒行為等防止命令	賞揚等禁止命令	事務所使用制限命令
六代目山口組		184	12	0	0	9	1
福川会		131	4	0	0	0	0
住吉会		408	16	12	0	0	0
五代目工藤會		0	1	1	0	0	0
旭琉會		17	0	0	0	0	0
八代目会津小鉄会		3	0	0	0	0	0
六代目共政会		0	0	0	0	0	0
七代目合田一家		1	0	0	0	0	0
四代目小桜一家		0	1	0	0	0	0
五代目浅野組		1	0	0	0	0	0
道仁会		14	2	3	0	0	0
二代目親和会		0	0	0	0	0	0
双愛会		14	0	0	0	0	0
三代目俠道会		1	0	0	0	0	0
太州会		9	2	0	0	0	0
十代目酒梅組		0	0	0	0	0	0
極東会		35	0	0	0	0	0
二代目東組		10	0	0	0	0	0
松葉会		20	0	0	0	0	0
四代目福博会		0	0	0	0	0	0
浪川会		5	0	0	0	1	0
神戸山口組		1	4	0	0	0	0
絆會		1	0	0	0	0	0
関東閩根組		18	0	0	0	0	0
池田組		1	0	0	0	0	0
指定暴力団員以外		244	10	0	0	0	0
	合計	1,118	52	16	0	10	1

第5 暴力団排除条例の適用等

各都道府県においては、条例に基づいた勧告等を実施している。令和6年中の実施件数は、勧告が50件、指導が3件、中止命令が9件、再発防止命令が2件、検挙が23件となっている。

【事例】

○ 利益供与事業者等に対する勧告（神奈川）

飲食店の経営者は、令和5年11月から令和6年1月にかけて、暴力団の威力を利用する目的で、稲川会傘下組織幹部に対し、普通乗用自動車は無償で貸与し、財産上の利益を供与した。

同年6月、同経営者及び同幹部に対し、勧告を実施した。

○ 暴力団排除特別強化地域における禁止行為（宮城）

住吉会傘下組織幹部らは、令和5年7月から令和6年8月にかけて、宮城県暴力団排除条例に定める暴力団排除特別強化地域において、特定営業である無店舗型性風俗特殊営業店を営む者から、用心棒の役務の提供をすることなどの対償として、現金合計約250万円の供与を受けた。

同年10月、同幹部ら3人を同条例違反（特別強化地域における暴力団員の禁止行為及び特定営業者の禁止行為）で逮捕した。

第6 暴力団排除等の推進

1 公共部門における暴力団排除

(1) 公共事業等からの暴力団排除

国や地方自治体等においては、警察と連携を密にし、暴力団の維持・運営に協力していた建設業者等を指名除外等により各種入札・契約から排除している。

国においては、第8回犯罪対策閣僚会議（平成18年12月開催）において、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を政府として進めることとされ、警察庁と全ての省庁が、あらゆる公共事業等から暴力団関係企業を排除する枠組みを構築している（令和6年末現在、1府11省2庁）。

地方自治体においては、暴力団や暴力団員、これらと社会的に非難されるべき関係にある者等を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等に暴力団排除条項を順次整備しており、全都道府県において、全ての公共事業等を対象とした暴力団排除条項の整備が完了している。

また、地方自治体においては、公共工事の受注業者等に対し、暴力団員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度を順次設けている。

(参考) 地方自治体における暴力団排除条項等の整備状況 (令和6年末)

	暴力団排除条項		下請・再委託契約		通報報告制度	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
公共工事	47	1,734	47	1,704	47	1,537
測量・建設コンサルタント	47	1,733	47	1,697	47	1,535
役務提供	47	1,694	—	—	47	1,494
物品・資材調達	47	1,696	—	—	47	1,490
公有財産売払い	47	1,578	—	—	—	—

注：市区町村の総数は1,741

このほか、地方自治体においては、生活保護費等の給付や公営住宅への入居等から暴力団を排除する取組を進めている。

【事例】

○ **生活保護からの暴力団排除（島根）**

市からの照会に基づき、生活保護の申請者について調査したところ、同申請者が稲川会傘下組織組員であることが判明した。

令和6年9月、警察からの回答を受けた市が、同申請者の申請を却下した。

(2) 各種業法による暴力団排除

各種業法に定められた暴力団排除条項の効果的な活用や警察による各種業法違反の検挙により、暴力団関係企業の排除を進めている。

2 民間部門における暴力団排除

(1) 企業活動からの暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「企業指針」という。）の策定と、暴力団排除条例の制定・施行に伴う社会における暴力団排除の気運の高まりを踏まえ、多くの企業が、企業指針に定められている反社会的勢力による被害を防止するための基本原則（①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応及び⑤裏取引や資金提供の禁止）の履行に取り組んでいる。

(2) 証券取引における暴力団排除

日本証券業協会においては、警察庁をはじめとする関係機関と共に、平成18年11月、「証券保安連絡会」を立ち上げ、平成21年3月、同協会を「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会の登録を受けた上、平成22年5月には、取引約款等への暴力団排除条項の導入を義務付けるなどした「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定した。さらに、平成25年1月には、警察庁と同協会との間において、有価証券取引等に必要な口座開設を申請する者等の暴力団員等該当性について照会に応じるシステムを構築して、証券取引からの暴力団等の排除に向けた取組を積極的に推進して

いる。

(3) 銀行取引における暴力団排除

全国銀行協会においては、警察庁をはじめとする関係機関と共に、平成 20 年 5 月、「反社会的勢力介入排除対策協議会」を立ち上げ、同年 11 月には、融資取引に係る銀行取引約定書に、平成 21 年 9 月には普通預金、当座勘定及び貸金庫取引の各規定に、それぞれ暴力団排除条項の参考例を示すなどし、銀行取引からの暴力団排除を推進してきた。さらに、平成 30 年 1 月には、警察庁と預金保険機構との間において、銀行が扱う個人向け融資取引を申請する者等の暴力団員等該当性について照会に応じるシステムを構築して、銀行取引からの暴力団等の排除に向けた取組を積極的に推進している。

(4) 祭礼・露店からの暴力団排除

暴力団が祭礼や露店出店等に直接又は間接に関与し、これを資金源としている実態がうかがえることから、住民の安全・安心の確保はもとより、その資金源の封圧のため、祭礼・露店からの暴力団排除を推進している。

3 地域・住民による暴力団排除

(1) 損害賠償請求等に対する支援

警察においては、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）、弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）等と連携し、暴力団員等が行う違法・不当な行為の被害者等が提起する損害賠償請求等に対して必要な支援を行っている。

暴力団対策法第 31 条の 2（威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償責任）の規定に基づく損害賠償請求訴訟については、令和 6 年末現在で 71 件（同条が施行された平成 20 年 5 月以降、警察庁に報告があったものの累計）提起されており、このうち係争中が 18 件、和解等による解決が 53 件となっている。

また、同損害賠償請求訴訟のうち、特殊詐欺に関するものは 22 件提起されており、このうち係争中が 5 件、和解等による解決が 17 件となっている。

【事例】

○ 特殊詐欺事件に係る六代目山口組代表者らに対する損害賠償請求訴訟支援（警視庁）

平成 31 年に発生した、六代目山口組傘下組織組員らによる特殊詐欺事件の被害者 3 人が、六代目山口組の代表者らに対して損害賠償を求めた民事訴訟について、警察において、弁護士会と連携して支援を実施した結果、令和 6 年 6 月、同代表者から被害者らに対し、解決金として約 3,200 万円が支払われ、和解が成立した。

(2) 事務所撤去運動に対する支援

警察においては、都道府県センター、民暴委員会等と連携し、住民運動に基づく暴力団事務所の明渡請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

4 暴力団排除活動に対する支援

(1) 保護対策の強化

警察においては、暴力団との関係遮断に取り組む市民等の安全確保の徹底を図るため、「保護対策実施要綱」に基づき、身辺警戒員（略称「PO」(Protection Officer)）をあらかじめ指定して警戒体制を強化するなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいる。

(2) 暴力団情報の提供

暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明化に伴い、事業者等からの暴力団情報の提供要請が拡大しており、このような情勢の変化に的確に対応し、社会における暴力団排除を一層推進するため、平成23年12月及び平成25年12月に暴力団情報の部外への提供の在り方を見直した。

具体的には、これまでの「暴力団犯罪による被害防止等」や「暴力団の組織の維持又は拡大への打撃」という提供要件に、「条例上の義務履行の支援」という要件を追加したほか、共生者等についても情報提供の対象とするなど、実態を踏まえた運用を行っている。

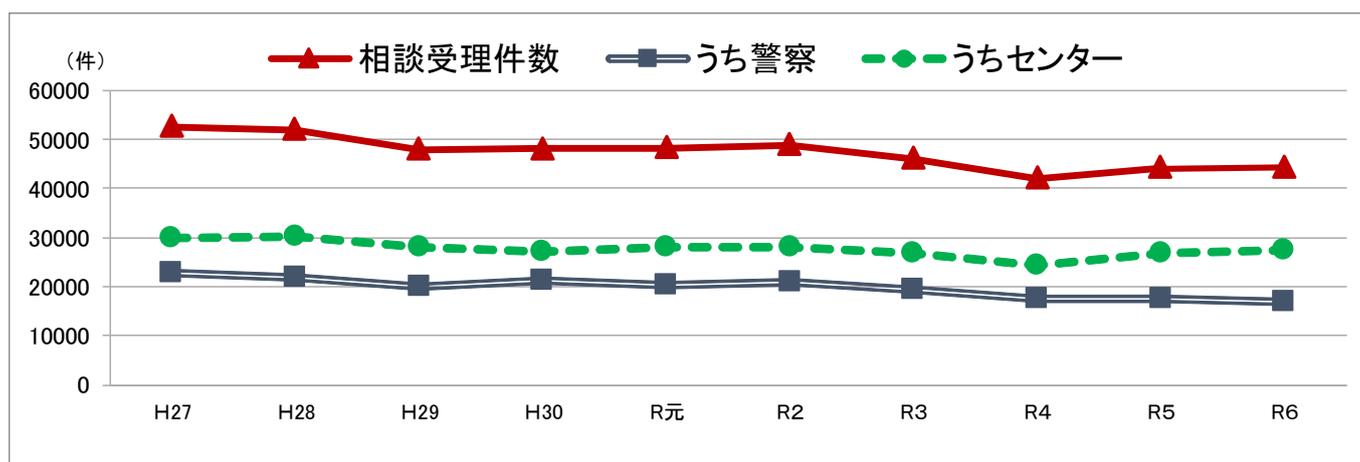
5 都道府県センターの活動状況

(1) 暴力団関係相談の受理及び対応

都道府県センターでは、暴力団が関係する多種多様な事案についての相談を受理し、暴力団による被害の防止・回復等に向けた指導・助言を行っている。

令和6年中の暴力団関係相談の受理件数は4万4,267件であり、このうち警察で1万6,990件、都道府県センターで2万7,277件を受理した（**図表2-26**）。

図表 2 - 26 暴力団関係相談の受理件数



区分 \ 年別	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
相談受理件数	52,619	51,967	47,978	48,116	48,234	48,936	46,058	42,005	44,161	44,267
うち警察	22,637	21,823	19,930	21,085	20,169	21,017	19,287	17,601	17,469	16,990
うちセンター	29,982	30,144	28,048	27,031	28,065	27,919	26,771	24,404	26,692	27,277

(2) 不当要求防止責任者講習の実施

都道府県センターでは、都道府県公安委員会からの委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等の講習を実施している。

令和 5 年度中の不当要求防止責任者講習の開催回数は 1,587 回で、同講習の受講人数は延べ 6 万 8,854 人であった。

(3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用

都道府県センターは、暴力団対策法第 32 条の 4 第 1 項に規定する適格都道府県センターとして国家公安委員会の認定を受けることで、指定暴力団等の事務所の使用により生活の平穏等が違法に害されていることを理由として、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めを請求しようとする付近住民等から委託を受け、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求を行うことができることとなる。

平成 26 年 7 月までに全ての都道府県センターが適格都道府県センターとしての認定を受けている。

【事例】

○ 住吉会の主たる事務所に対する使用差止仮処分命令の決定（東京）

令和 6 年 3 月、適格都道府県センターとして認定を受けた公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターが、住吉会の主たる事務所の付近住民等から委託を受け、東京地方裁判所に対し、同センターの名をもって同事務所の使用差止の仮処分命令の申立てを行ったところ、同年 6 月、同命令が決定された。

○ 神戸山口組の主たる事務所に対する使用差止仮処分命令の決定（兵庫）

令和6年5月、適格都道府県センターとして認定を受けた公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターが、神戸山口組の主たる事務所の付近住民から委託を受け、神戸地方裁判所に対し、同センターの名をもって同事務所の使用差止の仮処分命令の申立てを行ったところ、同年10月、同命令が決定された。

(4) 暴力団員の離脱促進及び社会復帰の状況

令和6年中の警察及び都道府県センターに寄せられた暴力団からの離脱に関する相談（暴力団構成員のほか、その家族及び知人等からの相談を含む。）の受理件数は405件（就労に関する相談及び脱退妨害に関する相談等を含む。）である。

令和6年中の警察及び都道府県センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団員は約320人である（**図表2-27**）。

令和6年末現在、警察、都道府県センター、関係機関・団体等から構成される社会復帰対策協議会に登録し、暴力団離脱者を雇用する意志を有する事業者（以下「協賛企業」という。）は1,686社で、令和6年中の同協議会を通じて就労した者は24人である（**図表2-28**）。

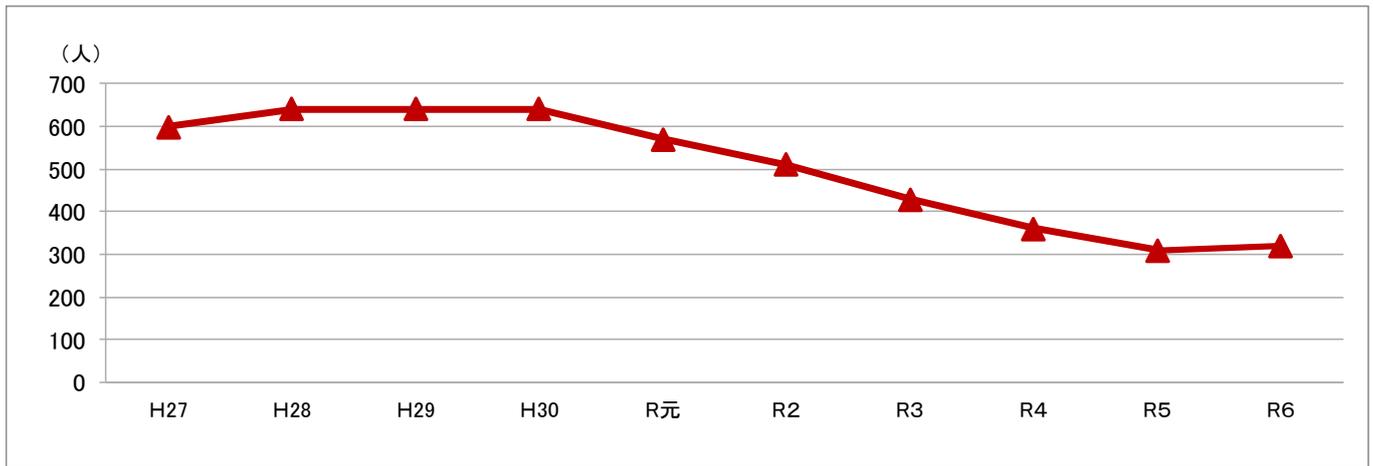
また、令和4年2月から令和6年末までに、警察庁において策定した暴力団から離脱した者の預貯金口座の開設に向けた支援策により口座開設に至った件数は17件で、このうち令和6年中は2件となっている。

【事例】

○ 暴力団からの離脱者に対する就労支援

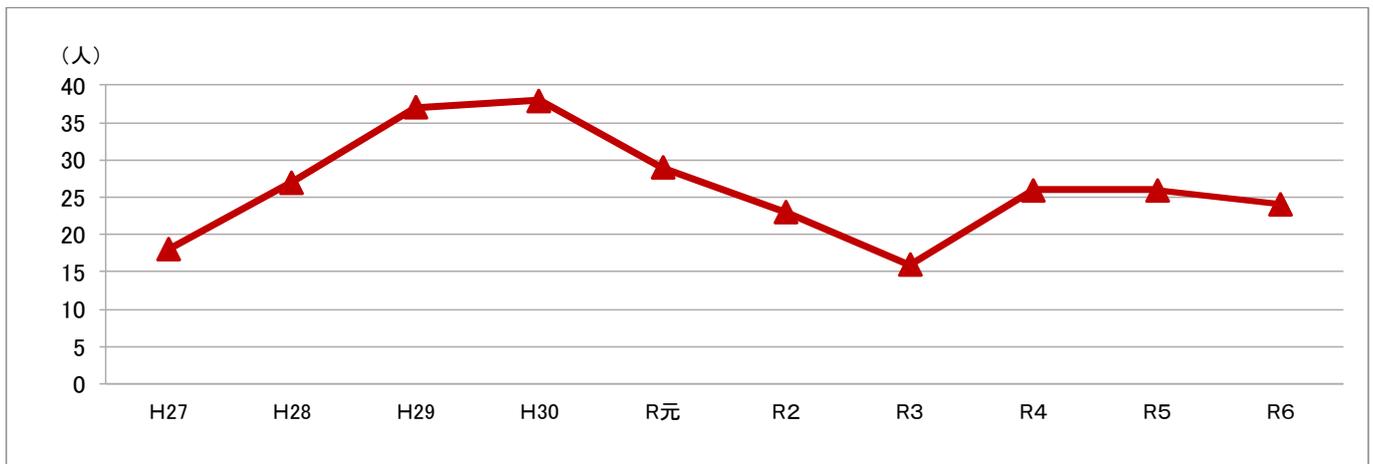
暴力団組員からの相談を受け、警察において、離脱支援を行って組織から脱退させるとともに、同人が就労支援も希望したことから、社会復帰対策協議会において支援を行ったところ、令和6年8月、同人は協賛企業に就労した。

図表 2 - 27 離脱支援により暴力団から離脱した者の推移（概数）



区分 \ 年別	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
離脱者	600	640	640	640	570	510	430	360	310	320

図表 2 - 28 社会復帰対策協議会を通じて就労した者の推移



区分 \ 年別	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
就労者	18	27	37	38	29	23	16	26	26	24

第 3 章：来日外国人犯罪情勢

第 1 来日外国人犯罪の検挙状況等

1 概要

令和 6 年中の来日外国人犯罪の検挙状況等の概要は、次のとおりである。

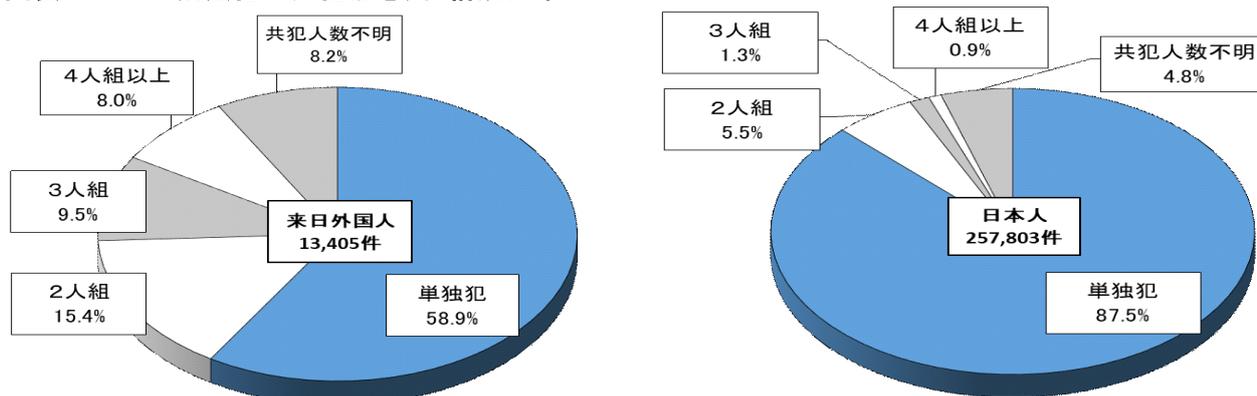
- 総検挙状況、刑法犯検挙状況及び特別法犯検挙状況のいずれも、前年より検挙件数・人員が増加した。
- 総検挙状況を国籍等別にみると、ベトナム及び中国の 2 か国で、総検挙件数の約 6 割を、総検挙人員の約 5 割を、それぞれ占めており、いずれも前年に引き続きベトナムが最多となっている。
- 総検挙人員 12,170 人の国籍等別の内訳は、ベトナムが 3,990 人（構成比率 32.8 %）、中国が 2,011 人（同 16.5 %）、フィリピンが 732 人（同 6.0 %）、タイが 644 人（同 5.3 %）、ブラジルが 578 人（同 4.7 %）等となっている。
- 総検挙人員 12,170 人の在留資格別の内訳は、「技能実習」が 2,916 人（構成比率 24.0 %）、「短期滞在」が 2,214 人（同 18.2 %）、「定住者」が 1,484 人（同 12.2 %）、「留学」が 1,294 人（同 10.6 %）、「技術・人文知識・国際業務」が 877 人（同 7.2 %）等となっている。
- 刑法犯の検挙件数・人員が増加した主な要因としては、ベトナム、カンボジア、ブラジル、フィリピン等による窃盗犯が増加したことなどが挙げられる。
- 特別法犯の検挙件数が増加した主な要因としては、ベトナム、タイ、フィリピン等による薬物事犯が増加したことなどが挙げられる。

2 来日外国人犯罪の組織化の状況

来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて多人数で組織的に行われる傾向がうかがわれ、出身の国・地域別に組織化されている場合が多くみられる。

令和 6 年中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は 41.1 %と、日本人（12.5 %）の約 3.3 倍になっている。また、形態別にみると、2 人組は 15.4 %、3 人組は 9.5 %、4 人組以上は 8.0 %となっている。罪種等別にみると、窃盗犯のうち、住宅対象の侵入窃盗では 72.8 %と、日本人（9.3 %）の約 7.8 倍になっており、万引きでは 22.6 %と、日本人（3.4 %）の約 6.7 倍になっている（図表 3-1、図表 3-2）。

図表 3-1 刑法犯の共犯形態別 構成比率



図表 3-2 共犯形態別・罪種等別 刑法犯検挙件数

	総数	来日外国人						総数	日本人					
		単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上	共犯人数不明		単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上	共犯人数不明
刑法犯件数	13,405	7,891	5,514	2,065	1,269	1,076	1,104	257,803	225,690	32,113	14,085	3,452	2,198	12,378
	構成比率	58.9%	41.1%	15.4%	9.5%	8.0%	8.2%	構成比率	87.5%	12.5%	5.5%	1.3%	0.9%	4.8%
凶悪犯	260	222	38	15	11	8	4	5,665	5,217	448	213	94	127	14
	構成比率	85.4%	14.6%	5.8%	4.2%	3.1%	1.5%	構成比率	92.1%	7.9%	3.8%	1.7%	2.2%	0.2%
うち強盗	81	56	25	11	6	5	3	1,128	834	294	94	73	115	12
	構成比率	69.1%	30.9%	13.6%	7.4%	6.2%	3.7%	構成比率	73.9%	26.1%	8.3%	6.5%	10.2%	1.1%
窃盗犯	9,103	4,545	4,558	1,690	1,142	959	767	145,605	127,863	17,742	8,043	2,064	564	7,071
	構成比率	49.9%	50.1%	18.6%	12.5%	10.5%	8.4%	構成比率	87.8%	12.2%	5.5%	1.4%	0.4%	4.9%
うち侵入窃盗	4,153	1,223	2,930	874	951	705	400	20,021	17,212	2,809	1,702	766	161	180
	構成比率	29.4%	70.6%	21.0%	22.9%	17.0%	9.6%	構成比率	86.0%	14.0%	8.5%	3.8%	0.8%	0.9%
うち住宅対象	1,129	307	822	274	260	195	93	6,793	6,162	631	358	155	73	45
	構成比率	27.2%	72.8%	24.3%	23.0%	17.3%	8.2%	構成比率	90.7%	9.3%	5.3%	2.3%	1.1%	0.7%
うち車上ねらい	76	41	35	35	0	0	0	6,349	5,617	732	602	65	28	37
	構成比率	53.9%	46.1%	46.1%	0.0%	0.0%	0.0%	構成比率	88.5%	11.5%	9.5%	1.0%	0.4%	0.6%
うち万引き	2,252	1,743	509	331	47	97	34	62,586	60,488	2,098	1,666	310	111	11
	構成比率	77.4%	22.6%	14.7%	2.1%	4.3%	1.5%	構成比率	96.6%	3.4%	2.7%	0.5%	0.2%	0.0%
うち自動車盗	280	63	217	113	44	28	32	2,112	922	1,190	620	120	5	445
	構成比率	22.5%	77.5%	40.4%	15.7%	10.0%	11.4%	構成比率	43.7%	56.3%	29.4%	5.7%	0.2%	21.1%
その他	4,042	3,124	918	360	116	109	333	106,533	92,610	13,923	5,829	1,294	1,507	5,293
	構成比率	77.3%	22.7%	8.9%	2.9%	2.7%	8.2%	構成比率	86.9%	13.1%	5.5%	1.2%	1.4%	5.0%

3 組織の特徴

来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を実行するため、犯罪ごとに様々な国籍の構成員が離合集散を繰り返すなど、組織の多国籍化もみられる。また、一部の来日外国人犯罪組織には、SNS等を利用した緩やかなつながりを利用し、役割を分担しながら資金獲得活動を行うなど、匿名・流動型犯罪グループの特徴を有するものも認められる。

さらに、近年、海外に所在する指示役からの指示に基づき、実行役が日本国内で窃盗や詐欺等を取行し、盗品等を海外に輸出したり、犯罪収益を海外に送金したりするなど、国境を越えた組織的な犯罪も多数認められる。

【事例】

○ ベトナム人による窃盗等事件（愛知）

ベトナム人の男らは、令和5年12月から令和6年4月にかけて、中部地方の一般住宅敷地内から盆栽を窃取した。

同年7月までに、ベトナム人の男4人（留学1、特定活動2、技能実習1）を窃盗罪で、窃取された盆栽を盗品と知りながら運搬したベトナム人の男1人（特定技能）を盗品等運搬罪で、それぞれ逮捕した。

捜査の結果、ベトナム人の男らは、SNS上に掲載された犯罪実行者募集情報に応募するなどし、指示役と連絡を取り合い、指示役からの指示により犯行に及んでいたことが判明した。

来日外国人グループによる組織的窃盗・盗品流通事犯

近年、来日外国人グループ等により、組織的に金属盗や自動車盗、万引き等が敢行され、盗品が海外へ不正に輸出されるなどの事案が発生しており、こうした事案が不法滞在外国人等の収入源となっている実態もみられる。

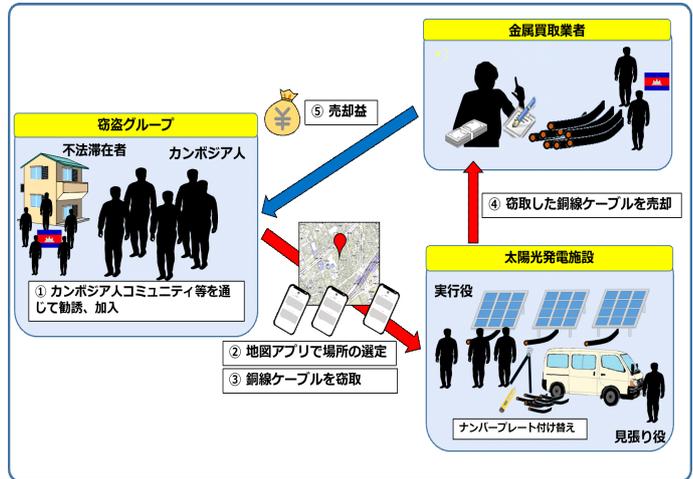
【事例】

○ カンボジア人グループによる太陽光発電施設対象の金属盗事件

不法滞在のカンボジア人の男が、カンボジア人コミュニティ等を通じて窃盗グループを形成し、太陽光発電施設の銅線ケーブルを窃取した事例。

同グループは、スマートフォンの地図アプリを利用して犯行の対象となる太陽光発電施設を選定し、ナンバープレートをつけ替えた車両で同施設に向かい、実行役と見張り役に分かれるなど役割分担した上で、同施設のフェンスを工具で切断するなどして敷地内に侵入し、同所に設置された銅線ケーブルを切断して窃取していた。

同グループは、窃取した銅線ケーブルを金属買取業者等に売却し、その売却益を生活費、遊興費等のほか、覚醒剤の購入費に充てるなどしていたものとみられる。

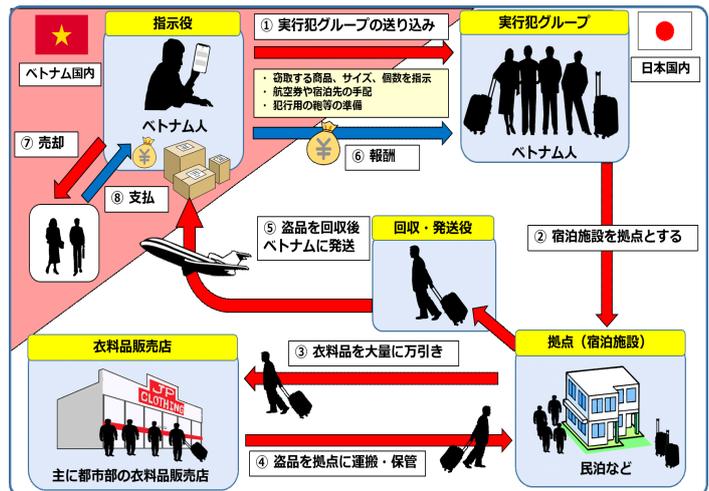


【事例】

○ ベトナム人グループによる衣料品販売店対象の大量万引き事件

ベトナムに所在する指示役の計画の下、実行役のベトナム人の男らが来日し、衣料品販売店において、短期間で大量の衣料品を窃取した事例。

指示役は、航空券や宿泊先の手配、犯行に使用する鞆の準備等を行って実行役グループを日本に送り込み、来日した実行役グループは宿泊先を拠点に犯行を繰り返していた。実行役グループは、犯行時には、店内で衣料品を窃取する役、店外で盗品をスーツケースに隠匿する役に分かれるなど役割分担しており、盗品を隠匿したスーツケースを拠点の宿泊先まで運び、同所において、回収・発送役が盗品を回収してベトナムに発送し、同国内において売却されていたとみられる。



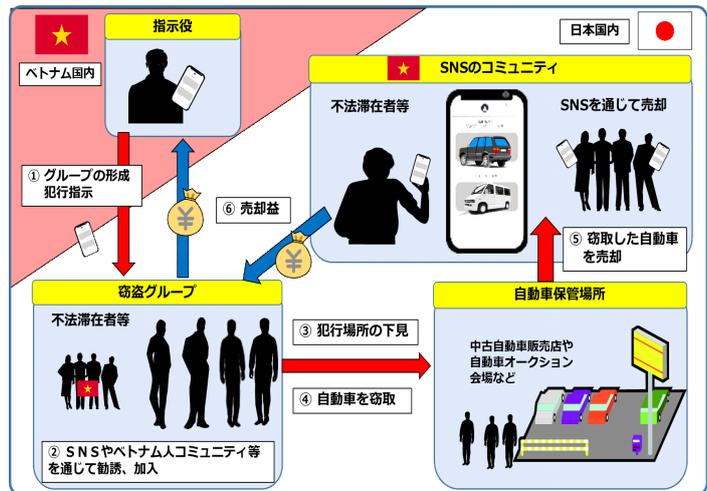
【事例】

○ ベトナム人グループによる自動車盗事件

ベトナムに所在する指示役が、SNSを通じて日本国内に在留するベトナム人の男らに自動車窃盗グループを形成させ、中古車販売店や自動車オークション会場等に保管されている自動車を窃取した事例。

同グループは、不法滞在のベトナム人を勧誘するなどして、メンバーを入れ替えながら犯行を繰り返していた。

実行役は、窃取した自動車の画像をベトナム人が利用するSNSのコミュニティに投稿して買い手を募り、不法滞在のベトナム人等に売却するなどして、売却益の一部を指示役に送り、残金を同グループ内で分配していた。

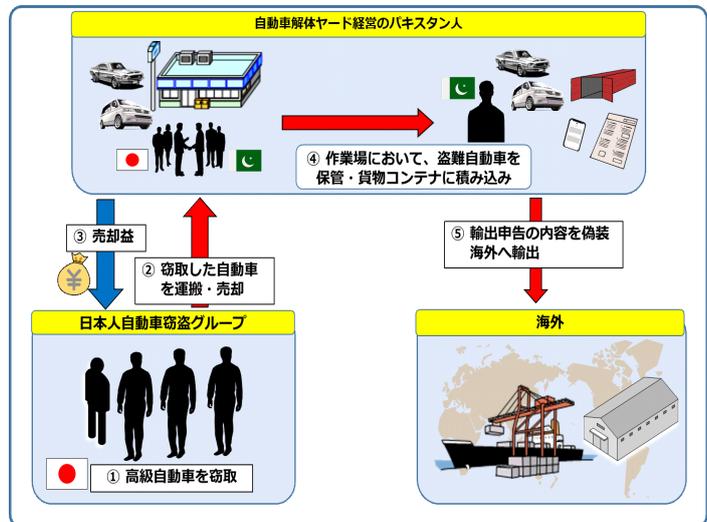


【事例】

○ 自動車解体ヤード経営のパキスタン人による盗品等保管等事件

自動車解体ヤードを経営するパキスタン人の男が、日本人自動車窃盗グループから盗難車両を買い取って保管した上、同車両を貨物コンテナへ積み込み、輸出申告の内容を偽装して海外に不正に輸出した事例。

同男は、自身が管理する作業場で盗難車両を保管し、同車両とは異なる車両を積み込んだ貨物コンテナの写真を撮影した後、同コンテナ内の車両を盗難車両に入れ替え、輸出申告に際しては同写真を利用して虚偽の申告を行い、盗難車両を海外に輸出していた。



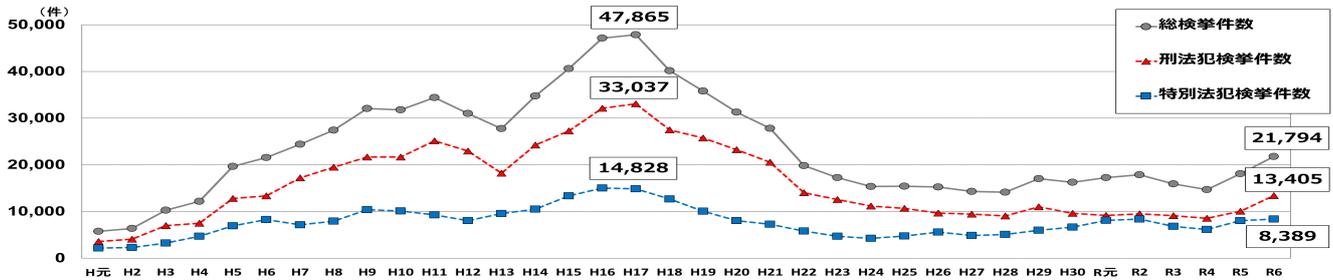
4 令和6年中の検挙状況の概要

(1) 総検挙状況

来日外国人犯罪の総検挙状況をみると、総検挙件数・人員共に平成24年から令和2年にかけておおむね横ばいで推移し、令和3年から2年連続で減少していたが、令和5年から2年連続で増加した(図表3-3)。

図表3-3 来日外国人犯罪の検挙状況の推移

【検挙件数】

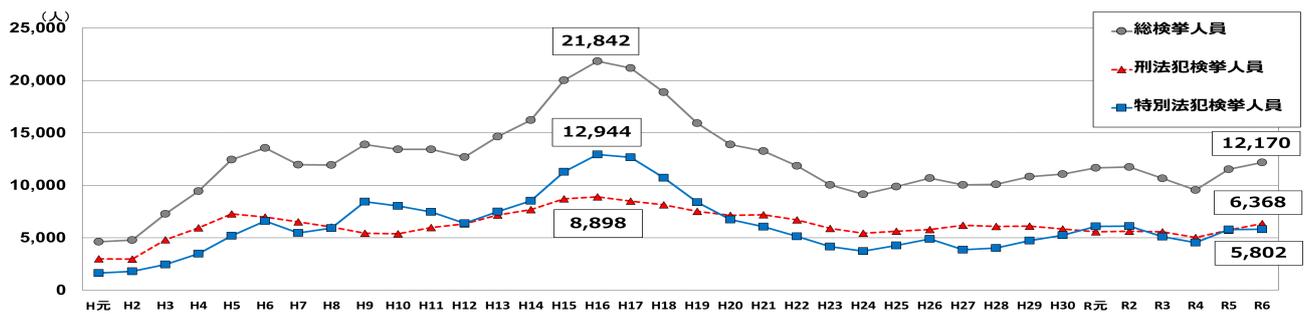


区分	年次	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
総 検 挙 件 数		5,765	6,345	10,244	12,153	19,671	21,574	24,374	27,414	32,033	31,779	34,398	30,971	27,763	34,746	40,615
刑 法 犯 検 挙 件 数		3,572	4,064	6,990	7,457	12,771	13,321	17,213	19,513	21,670	21,689	25,135	22,947	18,199	24,258	27,258
特 別 法 犯 検 挙 件 数		2,193	2,281	3,254	4,696	6,900	8,253	7,161	7,901	10,363	10,090	9,263	8,024	9,564	10,488	13,357

区分	年次	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総 検 挙 件 数		47,128	47,865	40,128	35,782	31,252	27,836	19,809	17,272	15,368	15,419	15,215	14,267	14,133	17,006	16,235
刑 法 犯 検 挙 件 数		32,087	33,037	27,453	25,730	23,202	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573
特 別 法 犯 検 挙 件 数		15,041	14,828	12,675	10,052	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662

区分	年次	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総 検 挙 件 数		17,260	17,865	15,893	14,662	18,088	21,794	3,706	20.5%
刑 法 犯 検 挙 件 数		9,148	9,512	9,105	8,548	10,040	13,405	3,365	33.5%
特 別 法 犯 検 挙 件 数		8,112	8,353	6,788	6,114	8,048	8,389	341	4.2%

【検挙人員】



区分	年次	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
総 検 挙 人 員		4,618	4,770	7,270	9,456	12,467	13,576	11,976	11,949	13,883	13,418	13,436	12,711	14,660	16,212	20,007
刑 法 犯 検 挙 人 員		2,989	2,978	4,813	5,961	7,276	6,989	6,527	6,026	5,435	5,382	5,963	6,329	7,168	7,690	8,725
特 別 法 犯 検 挙 人 員		1,629	1,792	2,457	3,495	5,191	6,587	5,449	5,923	8,448	8,036	7,473	6,382	7,492	8,522	11,282

区分	年次	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総 検 挙 人 員		21,842	21,178	18,872	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	11,082
刑 法 犯 検 挙 人 員		8,898	8,505	8,148	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844
特 別 法 犯 検 挙 人 員		12,944	12,673	10,724	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238

区分	年次	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総 検 挙 人 員		11,655	11,756	10,677	9,548	11,534	12,170	636	5.5%
刑 法 犯 検 挙 人 員		5,563	5,634	5,573	5,014	5,735	6,368	633	11.0%
特 別 法 犯 検 挙 人 員		6,092	6,122	5,104	4,534	5,799	5,802	3	0.1%

(2) 国籍等別総検挙状況

総検挙状況を国籍等別にみると、刑法犯及び特別法犯のいずれも、ベトナム及び中国の2か国が高い割合を占めている（図表3-4、3-5、3-6、3-7）。

なお、令和6年6月末現在、総在留外国人数のうち、永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者を除いた者（約312万人）の国籍・地域別の割合は、中国が22.7%、ベトナムが18.6%、フィリピンが6.6%、ネパールが6.4%、インドネシアが5.8%、韓国が5.8%、台湾が5.4%、米国が4.5%、ミャンマーが3.5%、ブラジルが3.0%、その他が17.9%となっている（出入国在留管理庁統計を基に警察庁が集計）。

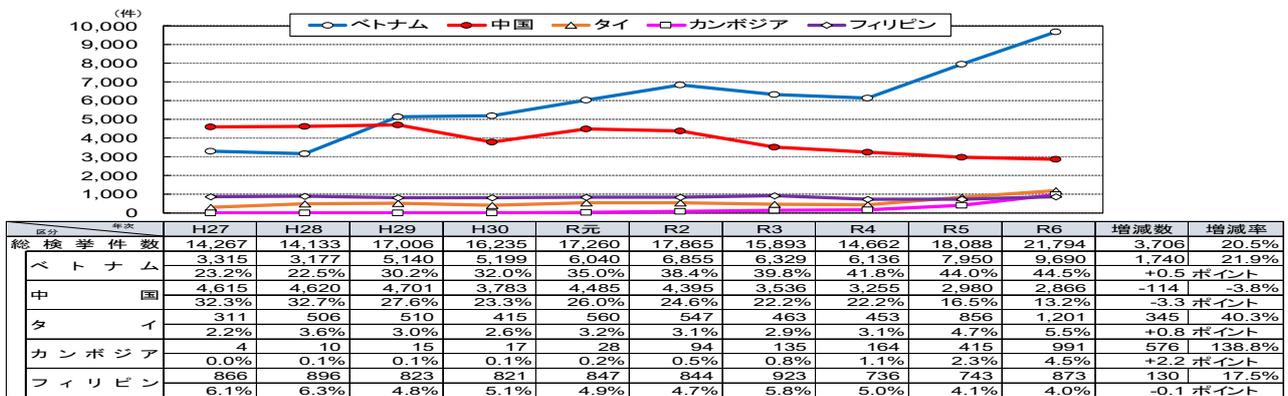
図表3-4 国籍等別 総検挙状況

	総検挙件数			
	刑法犯	特別法犯	構成比率	
総数	13,405	8,389	21,794	100.0%
ベトナム	5,992	3,698	9,690	44.5%
中国	1,779	1,087	2,866	13.2%
タイ	445	756	1,201	5.5%
カンボジア	638	353	991	4.5%
フィリピン	519	354	873	4.0%
ブラジル	538	292	830	3.8%
スリランカ	455	212	667	3.1%
インドネシア	171	434	605	2.8%
ネパール	307	139	446	2.0%
韓国	297	109	406	1.9%
その他	2,264	955	3,219	14.8%

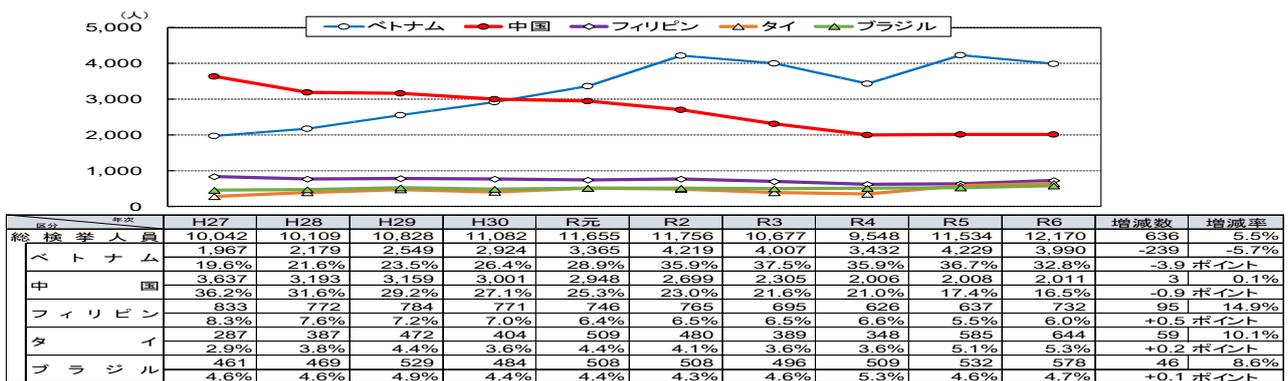
	総検挙人員			
	刑法犯	特別法犯	構成比率	
総数	6,368	5,802	12,170	100.0%
ベトナム	1,578	2,412	3,990	32.8%
中国	1,254	757	2,011	16.5%
フィリピン	449	283	732	6.0%
タイ	79	565	644	5.3%
ブラジル	365	213	578	4.7%
インドネシア	167	317	484	4.0%
ネパール	306	118	424	3.5%
スリランカ	224	152	376	3.1%
韓国	261	57	318	2.6%
カンボジア	67	187	254	2.1%
その他	1,618	741	2,359	19.4%

図表3-5 国籍等別 総検挙状況

【総検挙件数】

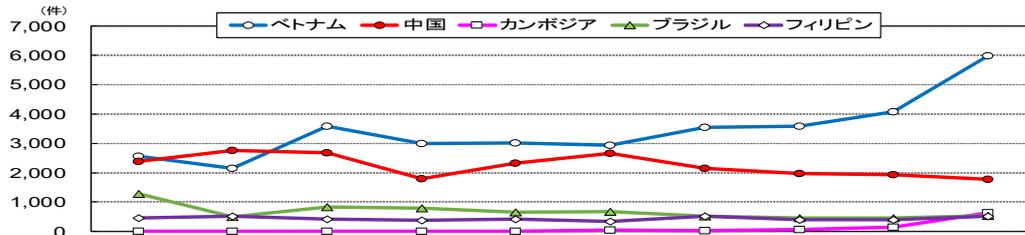


【総検挙人員】



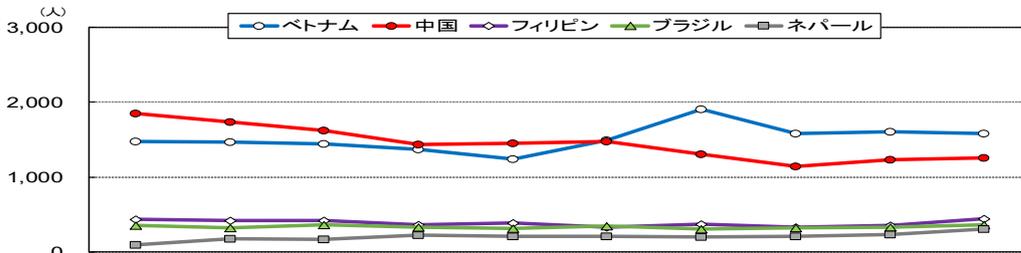
図表 3-6 国籍等別 刑法犯検挙状況

【検挙件数】



区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
刑法犯検挙件数		9,417	9,043	11,012	9,573	9,148	9,512	9,105	8,548	10,040	13,405	3,365	33.5%
ベトナム		2,556	2,142	3,591	2,993	3,021	2,931	3,539	3,579	4,082	5,992	1,910	46.8%
中国		2,390	2,761	2,682	1,795	2,321	2,666	2,144	1,965	1,932	1,779	-153	-7.9%
カンボジア		3	5	8	10	13	47	33	56	153	638	485	317.0%
ブラジル		1,282	495	839	795	650	682	514	461	467	538	71	15.2%
フィリピン		450	509	418	375	415	339	524	397	403	519	116	28.8%
		4.8%	5.6%	3.8%	3.9%	4.5%	3.6%	5.8%	4.6%	4.0%	3.9%	-0.1	ポイント

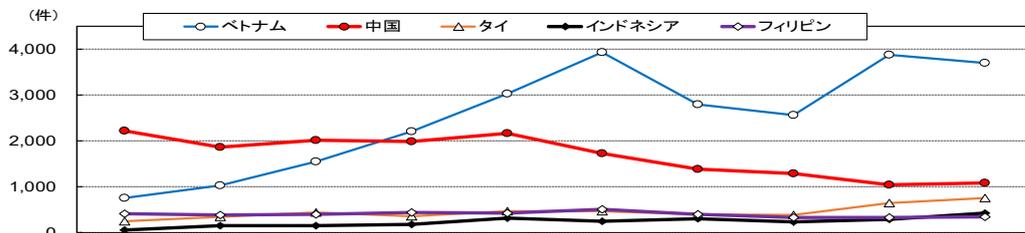
【検挙人員】



区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
刑法犯検挙人員		6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	5,573	5,014	5,735	6,368	633	11.0%
ベトナム		1,475	1,470	1,443	1,373	1,244	1,495	1,908	1,581	1,608	1,578	-30	-1.9%
中国		1,848	1,737	1,623	1,435	1,451	1,473	1,309	1,140	1,231	1,254	23	1.9%
フィリピン		435	420	422	368	391	335	374	334	357	449	92	25.8%
ブラジル		358	322	362	333	318	351	305	322	335	365	30	9.0%
ネパール		96	180	166	227	212	209	204	207	231	306	75	32.5%
		1.6%	3.0%	2.7%	3.9%	3.8%	3.7%	3.7%	4.1%	4.0%	4.8%	+0.8	ポイント

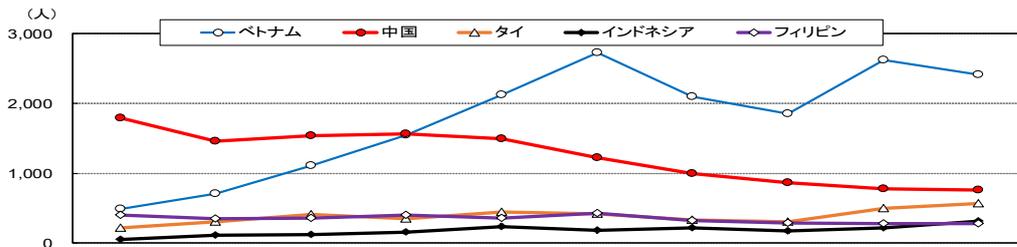
図表 3-7 国籍等別 特別法犯検挙状況

【検挙件数】



区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
特別法犯検挙件数		4,850	5,090	5,994	6,662	8,112	8,353	6,788	6,114	8,048	8,389	341	4.2%
ベトナム		759	1,035	1,549	2,206	3,019	3,924	2,790	2,557	3,868	3,698	-170	-4.4%
中国		2,225	1,859	2,019	1,988	2,164	1,729	1,392	1,290	1,048	1,087	39	3.7%
タイ		246	351	442	364	474	468	396	386	644	756	112	17.4%
インドネシア		58	151	154	188	324	246	302	238	290	434	144	49.7%
フィリピン		416	387	405	446	432	505	399	339	340	354	14	4.1%
		8.6%	7.6%	6.8%	6.7%	5.3%	6.0%	5.9%	5.5%	4.2%	4.2%	±0	ポイント

【検挙人員】



区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
特別法犯検挙人員		3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	5,104	4,534	5,799	5,802	3	0.1%
ベトナム		492	709	1,106	1,551	2,121	2,724	2,099	1,851	2,621	2,412	-209	-8.0%
		12.8%	17.7%	23.5%	29.6%	34.8%	44.5%	41.1%	40.8%	45.2%	41.6%	-3.6ポイント	
中国		1,789	1,456	1,536	1,566	1,497	1,226	996	866	777	757	-20	-2.6%
		46.4%	36.3%	32.6%	29.9%	24.6%	20.0%	19.5%	19.1%	13.4%	13.0%	-0.4ポイント	
タイ		215	307	411	349	446	420	336	304	501	565	64	12.8%
		5.6%	7.7%	8.7%	6.7%	7.3%	6.9%	6.6%	6.7%	8.6%	9.7%	+1.1ポイント	
インドネシア		49	117	126	153	240	183	218	177	214	317	103	48.1%
		1.3%	2.9%	2.7%	2.9%	3.9%	3.0%	4.3%	3.9%	3.7%	5.5%	+1.8ポイント	
フィリピン		398	352	362	403	355	430	321	292	280	283	3	1.1%
		10.3%	8.8%	7.7%	7.7%	5.8%	7.0%	6.3%	6.4%	4.8%	4.9%	+0.1ポイント	

(3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況

ア 刑法犯検挙状況

刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、凶悪犯、窃盗犯及び風俗犯の検挙件数・人員が増加している。刑法犯の検挙全体に占める窃盗犯の割合は、検挙件数が 67.9 %、検挙人員が 41.5 % となっている（図表 3-8）。

イ 特別法犯検挙状況

特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、風営適正化法違反、銃刀法違反及び薬物事犯の検挙件数・人員が増加している。特別法犯の検挙全体に占める入管法違反の割合は、検挙件数が 71.2 %、検挙人員が 66.8 % となっている（図表 3-9）。

図表 3-8 包括罪種別 刑法犯 検挙状況

		刑法犯			
		R5	R6	増減数	増減率
刑法犯	件数	10,040	13,405	3,365	33.5%
	人員	5,735	6,368	633	11.0%
凶悪犯	件数	222	260	38	17.1%
		構成比率 2.2%	構成比率 1.9%		
	人員	245	302	57	23.3%
		構成比率 4.3%	構成比率 4.7%		
粗暴犯	件数	1,371	1,340	-31	-2.3%
		構成比率 13.7%	構成比率 10.0%		
	人員	1,442	1,459	17	1.2%
		構成比率 25.1%	構成比率 22.9%		
窃盗犯	件数	6,149	9,103	2,954	48.0%
		構成比率 61.2%	構成比率 67.9%		
	人員	2,414	2,645	231	9.6%
		構成比率 42.1%	構成比率 41.5%		
知能犯	件数	813	769	-44	-5.4%
		構成比率 8.1%	構成比率 5.7%		
	人員	425	478	53	12.5%
		構成比率 7.4%	構成比率 7.5%		
風俗犯	件数	213	340	127	59.6%
		構成比率 2.1%	構成比率 2.5%		
	人員	204	268	64	31.4%
		構成比率 3.6%	構成比率 4.2%		
その他の刑法犯	件数	1,272	1,593	321	25.2%
		構成比率 12.7%	構成比率 11.9%		
	人員	1,005	1,216	211	21.0%
		構成比率 17.5%	構成比率 19.1%		

図表 3-9 違反法令別 特別法犯 検挙状況

		特別法犯			
		R5	R6	増減数	増減率
特別法犯	件数	8,048	8,389	341	4.2%
	人員	5,799	5,802	3	0.1%
入管法	件数	5,782	5,974	192	3.3%
		構成比率 71.8%	構成比率 71.2%		
	人員	3,906	3,877	-29	-0.7%
		構成比率 67.4%	構成比率 66.8%		
風営適正化法	件数	51	64	13	25.5%
		構成比率 0.6%	構成比率 0.8%		
	人員	68	84	16	23.5%
		構成比率 1.2%	構成比率 1.4%		
売春防止法	件数	7	6	-1	-14.3%
		構成比率 0.1%	構成比率 0.1%		
	人員	5	2	-3	-60.0%
		構成比率 0.1%	構成比率 0.0%		
銃刀法	件数	185	201	16	8.6%
		構成比率 2.3%	構成比率 2.4%		
	人員	147	152	5	3.4%
		構成比率 2.5%	構成比率 2.6%		
薬物事犯	件数	1,083	1,296	213	19.7%
		構成比率 13.5%	構成比率 15.4%		
	人員	870	947	77	8.9%
		構成比率 15.0%	構成比率 16.3%		
その他	件数	940	848	-92	-9.8%
		構成比率 11.7%	構成比率 10.1%		
	人員	803	740	-63	-7.8%
		構成比率 13.8%	構成比率 12.8%		

(4) 在留資格別総検挙状況

総検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、令和6年は、正規滞在の割合が65.8%、不法滞在の割合が34.2%となっており、この割合は、令和2年以降、おおむね横ばいで推移している。また、総検挙人員の在留資格別の内訳（構成比率）は、「技能実習」が24.0%、「短期滞在」が18.2%、「定住者」が12.2%、「留学」が10.6%、「技術・人文知識・国際業務」が7.2%等となっている（図表3-10）。

図表3-10 主な在留資格別検挙人員の推移

		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率	構成比率
総 検 挙 人 員	合 計	10,042	10,109	10,828	11,082	11,655	11,756	10,677	9,548	11,534	12,170	636	5.5%	100.0%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	5,573	5,014	5,735	6,368	633	11.0%	
	正 規 滞 在	5,829	5,699	5,714	5,478	5,228	5,197	5,077	4,687	5,272	5,882	610	11.6%	
	不 法 滞 在	358	398	399	366	335	437	496	327	463	486	23	5.0%	
	うち不法残留	293	331	338	303	297	396	452	299	454	468	14	3.1%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	5,104	4,534	5,799	5,802	3	0.1%	
	正 規 滞 在	1,999	2,019	2,274	2,299	2,436	1,978	2,251	2,079	2,137	2,122	-15	-0.7%	
	不 法 滞 在	1,856	1,993	2,441	2,939	3,656	4,144	2,853	2,455	3,662	3,680	18	0.5%	
	うち不法残留	1,685	1,877	2,322	2,829	3,557	4,053	2,799	2,399	3,632	3,649	17	0.5%	
技 能 実 習	合 計	1,352	1,387	1,642	1,793	2,103	2,889	2,538	2,036	2,692	2,916	224	8.3%	24.0%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	604	678	736	687	714	1,076	1,104	810	933	986	53	5.7%	
	正 規 滞 在	524	562	623	604	592	899	887	682	708	726	18	2.5%	
	不 法 残 留	80	116	113	83	122	177	217	128	225	260	35	15.6%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	748	709	906	1,106	1,389	1,813	1,434	1,226	1,759	1,930	171	9.7%	
	正 規 滞 在	135	117	146	213	221	311	359	303	289	279	-10	-3.5%	
	不 法 残 留	613	592	760	893	1,168	1,502	1,075	923	1,470	1,651	181	12.3%	
短 期 滞 在	合 計	1,102	1,413	1,829	2,091	2,437	1,824	1,193	1,231	2,122	2,214	92	4.3%	18.2%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	474	526	628	721	688	410	223	260	533	679	146	27.4%	
	正 規 滞 在	435	475	587	665	654	342	167	198	425	598	173	40.7%	
	不 法 残 留	39	51	41	56	34	68	56	62	108	81	-27	-25.0%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	628	887	1,201	1,370	1,749	1,414	970	971	1,589	1,535	-54	-3.4%	
	正 規 滞 在	187	252	353	395	564	195	115	167	303	313	10	3.3%	
	不 法 残 留	441	635	848	975	1,185	1,219	855	804	1,286	1,222	-64	-5.0%	
定 住 者	合 計	1,560	1,461	1,512	1,334	1,298	1,270	1,368	1,288	1,396	1,484	88	6.3%	12.2%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	1,207	1,087	1,093	977	932	926	957	902	1,005	1,099	94	9.4%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	353	374	419	357	366	344	411	386	391	385	-6	-1.5%	
留 学	合 計	2,175	2,269	2,241	2,218	2,121	2,085	1,515	1,060	1,196	1,294	98	8.2%	10.6%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	1,548	1,506	1,403	1,248	1,097	952	807	627	745	874	129	17.3%	
	正 規 滞 在	1,436	1,397	1,273	1,146	1,012	871	725	584	710	837	127	17.9%	
	不 法 残 留	112	109	130	102	85	81	82	43	35	37	2	5.7%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	627	763	838	970	1,024	1,133	708	433	451	420	-31	-6.9%	
	正 規 滞 在	321	381	397	383	372	292	268	210	192	166	-26	-13.5%	
	不 法 残 留	306	382	441	587	652	841	440	223	259	254	-5	-1.9%	
技 術 ・ 人 文 知 識 ・ 国 際 業 務	合 計	491	437	508	531	580	692	701	711	841	877	36	4.3%	7.2%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	328	296	345	350	384	482	444	453	567	608	41	7.2%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	163	141	163	181	196	210	257	258	274	269	-5	-1.8%	
日 本 人 の 配 偶 者 等	合 計	1,416	1,280	1,097	1,018	978	859	882	806	836	801	-35	-4.2%	6.6%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	928	889	731	681	678	613	603	570	605	599	-6	-1.0%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	488	391	366	337	300	246	279	236	231	202	-29	-12.6%	
特 定 技 能	合 計	-	-	-	-	-	6	56	137	270	458	188	69.6%	3.8%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	-	-	-	-	-	5	38	87	198	300	102	51.5%	
	正 規 滞 在	-	-	-	-	-	5	38	87	195	293	98	50.3%	
	不 法 残 留	-	-	-	-	-	0	0	0	3	7	4	133.3%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	-	-	-	-	-	1	18	50	72	158	86	119.4%	
	正 規 滞 在	-	-	-	-	-	1	18	42	56	111	55	98.2%	
	不 法 残 留	-	-	-	-	-	0	0	8	16	47	31	193.8%	
特 定 活 動	合 計	173	251	388	468	351	459	822	769	406	407	1	0.2%	3.3%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	138	188	242	304	246	351	517	546	289	309	20	6.9%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	35	63	146	164	105	108	305	223	117	98	-19	-16.2%	
家 族 滞 在	合 計	368	342	349	316	349	329	319	316	380	396	16	4.2%	3.3%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	250	237	258	241	252	246	246	239	286	300	14	4.9%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	118	105	91	75	97	83	73	77	94	96	2	2.1%	

注1：総検挙人員及び在留資格別総検挙人員について検挙時の在留資格の状態別（正規滞在、不法滞在（うち不法残留））に計上した数

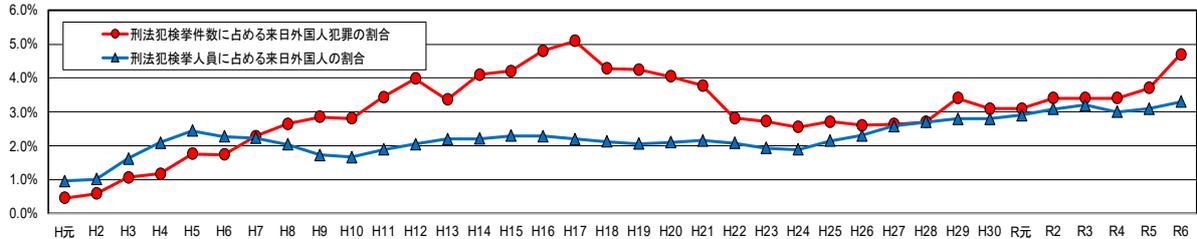
注2：在留資格の構成比率は、令和6年中の総検挙人員の構成比率

5 刑法犯検挙状況

(1) 刑法犯検挙件数・人員に占める来日外国人犯罪の割合

刑法犯検挙件数・人員（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合は、令和2年からほぼ横ばいで推移していたが、令和5年から2年連続で増加し、令和6年中の検挙件数は4.7%、検挙人員は3.3%となっている（図表3-11）。

図表3-11 刑法犯検挙（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合の推移



	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	0.5%	0.6%	1.1%	1.2%	1.8%	1.7%	2.3%	2.7%	2.9%	2.8%	3.4%	4.0%	3.4%	4.1%	4.2%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	1.0%	1.0%	1.6%	2.1%	2.4%	2.3%	2.2%	2.0%	1.7%	1.7%	1.9%	2.0%	2.2%	2.2%	2.3%

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	4.8%	5.1%	4.3%	4.3%	4.0%	3.8%	2.8%	2.7%	2.5%	2.7%	2.6%	2.6%	2.7%	3.4%	3.1%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	2.3%	2.2%	2.1%	2.1%	2.1%	2.2%	2.1%	1.9%	1.9%	2.1%	2.3%	2.6%	2.7%	2.8%	2.8%

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
刑法犯検挙件数に占める来日外国人犯罪の割合	3.1%	3.4%	3.4%	3.4%	3.7%	4.7%
刑法犯検挙人員に占める来日外国人の割合	2.9%	3.1%	3.2%	3.0%	3.1%	3.3%

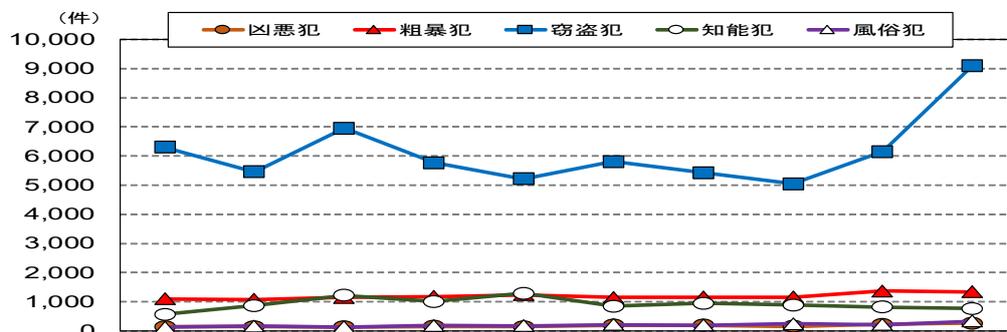
(2) 包括罪種等別検挙状況

ア 包括罪種別検挙状況

刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、検挙件数では、凶悪犯、窃盗犯及び風俗犯が増加した一方、粗暴犯及び知能犯が減少しており、検挙人員では、いずれの包括罪種も増加した。（図表3-12）。

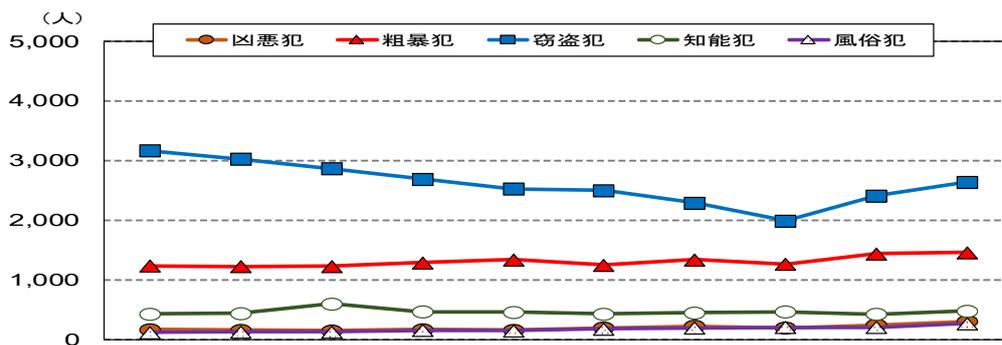
図表3-12 包括罪種別 刑法犯検挙状況の推移

【検挙件数】



区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
刑法犯件数		9,417	9,043	11,012	9,573	9,148	9,512	9,105	8,548	10,040	13,405	3,365	33.5%
凶悪犯		142	146	138	156	147	190	191	153	222	260	38	17.1%
粗暴犯		1,094	1,081	1,152	1,176	1,235	1,146	1,155	1,158	1,371	1,340	-31	-2.3%
窃盗犯		6,303	5,452	6,955	5,763	5,218	5,809	5,425	5,048	6,149	9,103	2,954	48.0%
知能犯		565	865	1,214	1,010	1,285	843	944	888	813	769	-44	-5.4%
風俗犯		121	169	134	183	176	211	194	243	213	340	127	59.6%
その他の刑法犯		1,192	1,330	1,419	1,285	1,087	1,313	1,196	1,058	1,272	1,593	321	25.2%

【検挙人員】



区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
刑法犯人員		6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	5,573	5,014	5,735	6,368	633	11.0%
	凶悪犯	167	161	147	171	157	192	224	196	245	302	57	23.3%
	粗暴犯	1,238	1,225	1,233	1,290	1,342	1,252	1,343	1,267	1,442	1,459	17	1.2%
	窃盗犯	3,168	3,030	2,868	2,694	2,528	2,503	2,293	1,992	2,414	2,645	231	9.6%
	知能犯	429	437	598	463	457	428	448	466	425	478	53	12.5%
	風俗犯	120	127	131	153	148	177	194	206	204	268	64	31.4%
	その他の刑	1,065	1,117	1,136	1,073	931	1,082	1,071	887	1,005	1,216	211	21.0%

イ 財産犯被害状況

令和6年中に検挙した来日外国人による財産犯の被害総額は約58億1,000万円に上り、のうち約39億2,300万円（構成比率67.5%）が窃盗犯被害、約17億7,300万円（同30.5%）が知能犯被害によるものである。窃盗犯の手口別では、侵入窃盗被害が約8億4,100万円（同14.5%）、非侵入窃盗被害が約21億6,000万円（同37.2%）、乗り物盗被害が約9億2,200万円（同15.9%）となっている。また、知能犯の罪種別では、詐欺被害が約17億500万円（同29.3%）となっている。

(3) 国籍等別検挙状況

ア 国籍等別・包括罪種等別検挙状況

国籍等別の刑法犯検挙状況を包括罪種等別にみると、凶悪犯、粗暴犯及び知能犯は、ベトナム及び中国の2か国が高い割合を占めている。また、窃盗犯の検挙件数が大きく増加しており、特にベトナムの侵入窃盗及びカンボジアの非侵入窃盗の検挙件数の増加が顕著となっている（図表3-13）。

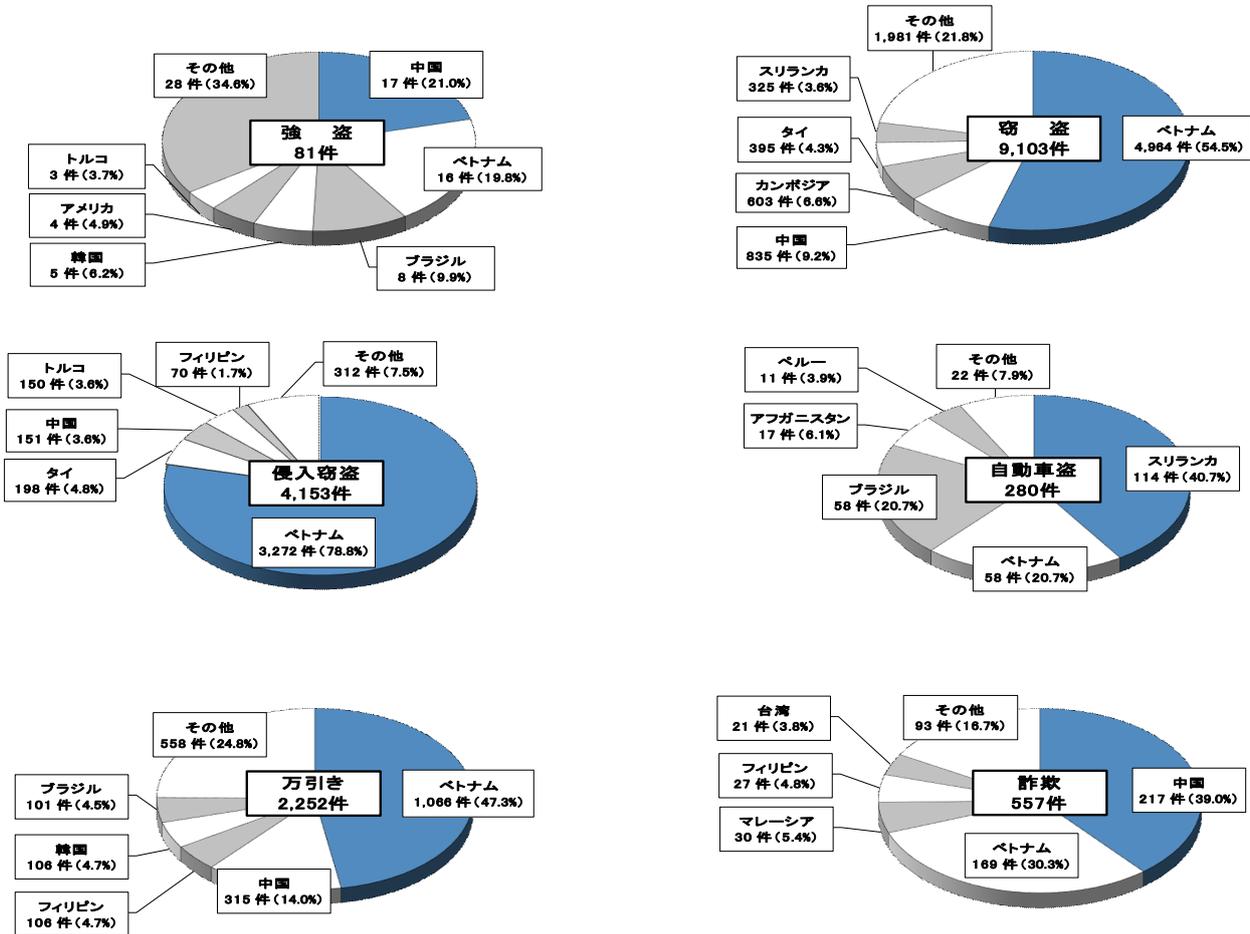
図表3-13 国籍等別・包括罪種等別 刑法犯検挙状況

区分	年次	総数																	
		うちベトナム			うち中国			うちカンボジア			うちブラジル			うちフィリピン					
		R5	R6	増減数	R5	R6	増減数	R5	R6	増減数	R5	R6	増減数	R5	R6	増減数			
刑法犯	件数	10,040	13,405	3,365	4,082	5,992	1,910	1,932	1,779	-153	153	638	485	467	538	71	403	519	116
	人員	5,735	6,368	633	1,608	1,578	-30	1,231	1,254	23	35	67	32	335	365	30	357	449	92
凶悪犯	件数	222	260	38	57	51	-6	28	44	16	0	1	1	19	19	0	8	19	11
	人員	245	302	57	67	61	-6	35	55	20	0	1	1	23	19	-4	9	20	11
殺人	件数	55	60	5	19	30	11	6	12	6	0	0	0	6	1	-5	4	5	1
	人員	56	69	13	19	34	15	5	13	8	0	0	0	6	1	-5	4	7	3
強盗	件数	82	81	-1	26	16	-10	13	17	4	0	0	0	9	8	-1	2	2	0
	人員	107	114	7	38	21	-17	21	28	7	0	0	0	14	9	-5	3	3	0
放火	件数	5	12	7	1	0	-1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	3	3
	人員	5	12	7	1	0	-1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	3	3
不同意性交等	件数	80	107	27	11	5	-6	9	14	5	0	1	1	3	9	6	2	9	7
	人員	77	107	30	9	6	-3	9	13	4	0	1	1	2	8	6	2	7	5
粗暴犯	件数	1,371	1,340	-31	188	181	-7	306	284	-22	2	2	0	125	110	-15	109	107	-2
	人員	1,442	1,459	17	203	205	2	338	311	-27	2	3	1	123	123	0	126	128	2
窃盗犯	件数	6,149	9,103	2,954	3,130	4,964	1,834	943	835	-108	130	603	473	229	309	80	203	264	61
	人員	2,414	2,645	231	836	834	-2	509	492	-17	19	43	24	122	141	19	148	187	39
侵入窃盗	件数	1,846	4,153	2,307	1,349	3,272	1,923	127	151	24	0	3	3	56	40	-16	15	70	55
	人員	255	292	37	130	156	26	26	25	-1	0	2	2	16	18	2	10	11	1
うち住宅対象	件数	524	1,129	605	320	830	510	35	92	57	0	1	1	28	4	-24	5	19	14
	人員	109	119	10	58	70	12	10	7	-3	0	1	1	7	7	0	4	5	1
非侵入窃盗	件数	3,789	4,190	401	1,586	1,422	-164	775	654	-121	129	600	471	143	183	40	156	162	6
	人員	1,917	2,065	148	638	589	-49	447	442	-5	18	40	22	84	96	12	118	151	33
うち万引き	件数	2,202	2,252	50	1,217	1,066	-151	297	315	18	4	2	-2	74	101	27	97	106	9
	人員	1,326	1,431	105	482	423	-59	259	283	24	3	1	-2	61	73	12	78	103	25
乗り物盗	件数	514	760	246	195	270	75	41	30	-11	1	0	-1	30	86	56	32	32	0
	人員	242	288	46	68	89	21	36	25	-11	1	1	0	22	27	5	20	25	5
うち自動車盗	件数	294	280	-14	146	58	-88	2	1	-1	0	0	0	11	58	47	6	0	-6
	人員	41	64	23	18	24	6	2	1	-1	0	0	0	4	6	2	1	0	-1
知能犯	件数	813	769	-44	269	214	-55	382	321	-61	2	2	0	25	19	-6	23	37	14
	人員	425	478	53	172	141	-31	137	146	9	2	0	-2	12	11	-1	18	38	20
風俗犯	件数	213	340	127	23	56	33	28	37	9	1	3	2	10	18	8	11	16	5
	人員	204	268	64	24	31	7	34	28	-6	1	3	2	7	17	10	9	14	5
その他の刑法犯	件数	1,272	1,593	321	415	526	111	245	258	13	18	27	9	59	63	4	49	76	27
	人員	1,005	1,216	211	306	306	0	178	222	44	11	17	6	48	54	6	47	62	15

イ 罪種等別・国籍等別検挙状況

罪種等別の刑法犯検挙件数を国籍等別にみると、強盗は中国及びベトナムが、窃盗はベトナムが、それぞれ高い割合を占めている。窃盗を手口別にみると、侵入窃盗及び万引きはベトナムが、自動車盗はスリランカ、ベトナム及びブラジルが、それぞれ高い割合を占めている。また、知能犯のうち詐欺については、中国及びベトナムが高い割合を占めている（図表3-14）。

図表3-14 罪種等別・国籍等別 刑法犯検挙件数



(4) 在留資格別検挙状況

ア 在留資格別・包括罪種等別検挙状況

在留資格別の刑法犯検挙人員を包括罪種等別にみると、「日本人の配偶者等」を除く在留資格で窃盗犯が占める割合が最も高い。窃盗犯については、「技能実習（不法を含む）」及び「定住者」で全体の37.2%を占めている（図表3-15）。

図表3-15 包括罪種等別・在留資格別 刑法犯検挙人員

	総数	凶悪犯	殺人	強盗	放火	不同意性交等	粗暴犯	うち 傷害	窃盗犯	うち 侵入窃盗	知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯
刑法犯人員	6,368	302	69	114	12	107	1,459	693	2,645	292	478	268	1,216
構成比率	100%	4.7%	1.1%	1.8%	0.2%	1.7%	22.9%	10.9%	41.5%	4.6%	7.5%	4.2%	19.1%
定住者	1,099	57	12	21	4	20	351	175	420	34	63	41	167
技能実習（不法含む）	986	51	29	16	0	6	126	64	565	112	50	21	173
留学（就学・不法含む）	874	29	3	4	0	22	183	72	336	23	65	27	234
短期滞在（査免・不法含む）	679	35	4	22	1	8	105	48	308	35	80	28	123
技術・人文知識・国際業務	608	21	1	8	1	11	129	62	202	11	60	48	148
日本人の配偶者等	599	28	5	8	4	11	234	110	197	14	37	19	84
特定活動	309	23	4	10	1	8	76	31	110	14	27	15	58
特定技能（不法含む）	300	13	5	4	0	4	49	23	135	11	26	9	68
その他	914	45	6	21	1	17	206	108	372	38	70	60	161

イ 在留資格別・国籍等別検挙状況

主な在留資格別の刑法犯検挙人員の総数をみると、「日本人の配偶者等」を除く在留資格が増加しており、国籍別に10年前と比較すると、「定住者」は、ブラジル及びフィリピンが増加傾向で、ペルー及びベトナムは減少傾向にある。「技能実習」は、中国を除き増加傾向にある。また、「留学」は、中国及びベトナムが減少傾向にあり、「短期滞在」は、中国、アメリカ及び台湾が増加傾向にある。「技術・人文知識・国際業務」は、ベトナム、スリランカ及びネパールが増加傾向にある。「特定技能」は、統計を取り始めた令和2年から、ベトナムが増加傾向にある（図表3-16）。

図表3-16 主な在留資格別・国籍等別 刑法犯検挙人員の推移（検挙上位5か国の推移）

【定住者】													
区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総数		1,207	1,087	1,093	977	932	926	957	902	1,005	1,099	94	9.4%
ブラジル		282	238	294	263	238	278	256	261	281	312	31	11.0%
フィリピン		225	226	219	193	198	190	218	200	189	271	82	43.4%
中国		142	142	125	120	113	86	124	128	136	122	-14	-10.3%
ペルー		153	119	105	99	87	89	76	69	92	74	-18	-19.6%
ベトナム		105	78	83	68	63	68	70	45	63	70	7	11.1%
その他		300	284	267	234	233	215	213	199	244	250	6	2.5%

【技能実習】													
区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総数		604	678	736	687	714	1,076	1,104	810	933	986	53	5.7%
ベトナム		253	328	398	380	450	681	797	554	672	647	-25	-3.7%
中国		300	295	263	245	203	291	224	152	145	115	-30	-20.7%
インドネシア		8	15	17	20	15	14	19	20	22	76	54	245.5%
フィリピン		2	10	17	11	15	18	9	27	20	43	23	115.0%
カンボジア		0	2	3	2	4	12	11	10	18	39	21	116.7%
その他		41	28	38	29	27	60	44	47	56	66	10	17.9%

【留学】													
区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総数		1,548	1,506	1,403	1,248	1,097	952	807	627	745	874	129	17.3%
中国		379	356	334	255	309	299	228	230	230	227	-3	-1.3%
ベトナム		888	794	690	564	421	349	326	214	183	190	7	3.8%
ネパール		35	91	75	90	80	77	75	47	74	151	77	104.1%
スリランカ		27	32	74	103	75	53	44	22	46	88	42	91.3%
ウズベキスタン		4	16	32	33	30	23	25	18	39	45	6	15.4%
その他		215	217	198	203	182	151	109	96	173	173	0	0.0%

【短期滞在】													
区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総数		474	526	628	721	688	410	223	260	533	679	146	27.4%
中国		107	104	125	193	180	119	41	22	75	144	69	92.0%
アメリカ		23	49	31	50	46	20	4	10	46	78	32	69.6%
韓国		82	70	75	72	73	25	4	12	54	61	7	13.0%
台湾		31	32	47	30	30	6	1	4	28	57	29	103.6%
ベトナム		18	27	21	21	26	42	101	136	90	42	-48	-53.3%
その他		213	244	329	355	333	198	72	76	240	297	57	23.8%

【技術・人文知識・国際業務】													
区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総数		328	296	345	350	384	482	444	453	567	608	41	7.2%
ベトナム		26	30	45	65	84	125	146	128	169	179	10	5.9%
中国		147	124	149	130	123	175	147	138	163	170	7	4.3%
ネパール		6	11	4	11	16	23	15	31	41	36	-5	-12.2%
スリランカ		4	7	9	6	8	5	13	14	25	34	9	36.0%
韓国		40	28	30	26	41	35	27	23	31	28	-3	-9.7%
その他		105	96	108	112	112	119	96	119	138	161	23	16.7%

【日本人の配偶者等】													
区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総数		928	889	731	681	678	613	603	570	605	599	-6	-1.0%
中国		306	277	202	165	172	133	151	129	143	131	-12	-8.4%
フィリピン		163	139	117	104	120	74	93	71	95	79	-16	-16.8%
韓国		88	97	80	79	65	58	74	66	55	57	2	3.6%
ブラジル		52	57	41	50	57	55	35	48	34	33	-1	-2.9%
トルコ		8	8	15	12	21	19	22	19	29	31	2	6.9%
その他		311	311	276	271	243	274	228	237	249	268	19	7.6%

【特定活動】													
区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総数		138	188	242	304	246	351	517	546	289	309	20	6.9%
ミャンマー		8	9	3	8	10	9	14	22	27	51	24	88.9%
ベトナム		14	32	61	94	26	54	212	238	91	46	-45	-49.5%
トルコ		24	19	40	28	24	39	30	26	39	33	-6	-15.4%
中国		19	28	17	18	30	47	61	77	21	29	8	38.1%
パキスタン		4	7	5	9	7	12	13	10	15	17	2	13.3%
その他		69	93	116	147	149	190	187	173	96	133	37	38.5%

【特定技能】													
区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総数		-	-	-	-	-	5	38	87	198	300	102	51.5%
ベトナム		-	-	-	-	-	4	32	75	136	204	68	50.0%
中国		-	-	-	-	-	0	3	8	29	34	5	17.2%
インドネシア		-	-	-	-	-	0	0	0	13	21	8	61.5%
フィリピン		-	-	-	-	-	0	2	1	7	10	3	42.9%
モンゴル		-	-	-	-	-	0	0	1	3	7	4	133.3%
その他		-	-	-	-	-	1	1	2	10	24	14	140.0%

※ 「技能実習」、「留学」、「短期滞在」及び「特定技能」の検挙人員は、正規滞在及び不法滞在を合算した数

※ 「定住者」、「日本人の配偶者等」、「技術・人文知識・国際業務」及び「特定活動」の検挙人員は、正規滞在のみの数

(5) 検挙事例

ア 凶悪犯

(7) 殺人

【事例】

○ ベトナム人による殺人事件（兵庫）

ベトナム人の男は、令和6年4月、ベトナム人男性の胸部等をナイフで突き刺して殺害した。同月、同男（技能実習）を殺人罪で逮捕した。

(4) 強盗

【事例】

○ ベトナム人による強盗致傷等事件（群馬・福島・栃木・長野）

ベトナム人の男らは、令和6年4月から同年5月にかけて、関東地方等の一般住宅に侵入し、日本人男性らに対して、包丁を示して脅迫し、身体をガムテープで緊縛するなどの暴行を加えて現金等を強取した。

同年9月、ベトナム人の男2人（技能実習2）を住居侵入罪及び強盗致傷罪で逮捕した。

イ 窃盗犯

(7) 侵入窃盗

【事例】

○ トルコ人による窃盗等事件（愛知・三重）

トルコ人の男らは、令和6年1月から同年2月にかけて、中部地方の一般住宅等に侵入し、現金等を窃取した。

同月、トルコ人の男2人（短期滞在2）を住居侵入罪及び窃盗罪で逮捕した。

(4) 自動車盗

【事例】

○ スリランカ人による窃盗事件（茨城・千葉）

スリランカ人の男らは、令和5年7月から令和6年4月にかけて、関東地方の店舗駐車場等において、普通貨物自動車等を窃取した。

同年10月までに、スリランカ人の男3人（日本人配偶者等1、経営・管理1、特定活動1）を窃盗罪で逮捕した。

(ウ) その他の窃盗

【事例】

○ ベトナム人による窃盗（万引き）事件（群馬）

ベトナム人の男らは、令和6年6月から同年7月にかけて、関東地方のドラッグストアにおいて、医薬品等を窃取した。

同年9月までに、ベトナム人の男女4人（技能実習2、特定技能1、短期滞在1）を窃盗罪で逮捕した。

ウ 知能犯

(ア) 詐欺

【事例】

○ フィリピン人による詐欺事件（群馬）

フィリピン人の女らは、令和5年6月、家電量販店において、携帯電話機販売店従業員に対し、他人に譲り渡すつもりであるのに自ら使用するよう装って、通信サービスの提供及びSIMカードの利用を申し込み、SIMカード3枚をだまし取った。

令和6年9月、フィリピン人の女3人（定住者1、永住者2）を詐欺罪で逮捕した。

(イ) 電子計算機使用詐欺

【事例】

○ ベトナム人による電子計算機使用詐欺事件（大阪・兵庫）

ベトナム人の男らは、令和5年6月から同年11月にかけて、他人名義で契約されたスマートフォンの電子決済サービスを利用して、自らが経営する食料品店等で、実際には商品の購入等をした事実はないのに、代金の支払を装って決済を繰り返し、カード会社から代金を振り込ませてだまし取った。

令和6年3月までに、ベトナム人の男4人（技術・人文知識・国際業務2、経営管理1、定住者1）を電子計算機使用詐欺罪で逮捕した。

エ その他の刑法犯

【事例】

○ インドネシア人らによる電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件（茨城）

インドネシア人の男らは、令和5年9月、軽自動車検査協会事務所において、軽自動車の使用者及び所有者について、内容虚偽の自動車検査証の記入申請をして、軽自動車検査ファイルに不実の記録をさせ、同所にこれを備え付けさせた。

令和6年2月、インドネシア人の男1人（短期滞在1）及び日本人の男2人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

6 特別法犯検挙状況

(1) 違反法令別検挙状況

特別法犯検挙状況は、検挙件数・人員共に令和3年から2年連続で減少していたが、令和5年から2年連続で増加した。違反法令別にみると、入管法違反の検挙件数及び薬物事犯の検挙件数・人員が増加した（図表3-17）。

図表3-17 違反法令別 特別法犯検挙状況の推移

区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
		特別法犯	件数	4,850	5,090	5,994	6,662	8,112	8,353	6,788	6,114	8,048	8,389
	人員	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	5,104	4,534	5,799	5,802	3	0.1%
入管法	件数	3,154	3,343	3,992	4,744	5,897	6,534	4,562	3,970	5,782	5,974	192	3.3%
	人員	2,391	2,520	3,000	3,541	4,279	4,587	3,191	2,815	3,906	3,877	-29	-0.7%
風営適正化法	件数	239	190	153	162	180	100	117	122	51	64	13	25.5%
	人員	277	220	211	224	190	118	93	97	68	84	16	23.5%
売春防止法	件数	64	49	30	25	24	18	29	14	7	6	-1	-14.3%
	人員	40	36	18	14	18	6	15	10	5	2	-3	-60.0%
銃刀法	件数	123	135	143	141	145	164	157	169	185	201	16	8.6%
	人員	99	116	120	125	127	133	124	147	147	152	5	3.4%
薬物事犯	件数	560	641	838	809	890	686	890	829	1,083	1,296	213	19.7%
	人員	410	465	617	608	749	525	714	652	870	947	77	8.9%
その他	件数	710	732	838	781	976	851	1,033	1,010	940	848	-92	-9.8%
	人員	638	655	749	726	729	753	967	813	803	740	-63	-7.8%

(2) 国籍等別・違反法令別検挙状況

国籍等別の特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、入管法違反は、中国、タイ及びインドネシアの検挙件数・人員が増加した一方で、ベトナムはいずれも減少した。また、薬物事犯は、フィリピン等の検挙件数・人員が増加した（図表3-18）。

図表3-18 国籍等別・違反法令別 特別法犯検挙状況

区分	年次	総数			うちベトナム			うち中国			うちタイ			うちインドネシア			うちフィリピン		
		R5	R6	増減数	R5	R6	増減数	R5	R6	増減数	R5	R6	増減数	R5	R6	増減数	R5	R6	増減数
		特別法犯	件数	8,048	8,389	341	3,868	3,698	-170	1,048	1,087	39	644	756	112	290	434	144	340
	人員	5,799	5,802	3	2,621	2,412	-209	777	757	-20	501	565	64	214	317	103	280	283	3
入管法	件数	5,782	5,974	192	3,255	3,047	-208	620	737	117	541	626	85	272	401	129	232	219	-13
	人員	3,906	3,877	-29	2,056	1,874	-182	429	478	49	419	476	57	197	285	88	188	169	-19
風営適正化法	件数	51	64	13	3	12	9	30	26	-4	15	20	5	0	0	0	2	1	-1
	人員	68	84	16	4	23	19	41	34	-7	18	22	4	0	0	0	4	1	-3
売春防止法	件数	7	6	-1	0	1	1	4	2	-2	2	1	-1	0	0	0	0	0	0
	人員	5	2	-3	0	0	0	3	1	-2	2	1	-1	0	0	0	0	0	0
銃刀法	件数	185	201	16	58	52	-6	49	49	0	5	7	2	1	1	0	4	7	3
	人員	147	152	5	45	44	-1	43	37	-6	2	6	4	1	1	0	3	5	2
薬物事犯	件数	1,083	1,296	213	290	332	42	39	29	-10	67	94	27	6	15	9	60	86	26
	人員	870	947	77	260	240	-20	38	24	-14	45	52	7	4	13	9	47	62	15
その他	件数	940	848	-92	262	254	-8	306	244	-62	14	8	-6	11	17	6	42	41	-1
	人員	803	740	-63	256	231	-25	223	183	-40	15	8	-7	12	18	6	38	46	8

(3) 在留資格別検挙状況

ア 在留資格別・違反法令別検挙状況

在留資格別の特別法犯検挙人員を違反法令別にみると、入管法違反の占める割合が最も高く、次いで薬物事犯となっている。入管法違反については、「技能実習（不法含む）」及び「短期滞在（不法含む）」で、全体の72.8%を占めている（図表3-19）。

図表3-19 違反法令別・在留資格別 特別法犯検挙人員

	総数	入管法	風適法	売防法	薬物事犯	銃刀法	その他
特別法犯人員	5,802	3,877	84	2	947	152	740
構成比率	100%	66.8%	1.4%	0.0%	16.3%	2.6%	12.8%
技能実習（不法含む）	1,930	1,622	4	0	174	18	112
短期滞在（不法含む）	1,535	1,201	21	1	233	14	65
留学（就学・不法含む）	420	258	7	0	57	24	74
定住者	385	22	10	1	228	21	103
技術・人文知識・国際業務	269	98	8	0	37	17	109
日本人の配偶者等	202	29	23	0	63	16	71
特定技能（不法含む）	158	71	0	0	26	10	51
その他	903	576	11	0	129	32	155

イ 在留資格別・国籍等別検挙状況

主な在留資格別の特別法犯検挙人員の総数をみると、「技能実習」及び「特定技能」を除く在留資格が減少しており、国籍別に10年前と比較すると、「技能実習」は、中国を除き増加傾向にある。「短期滞在」は、タイ及びインドネシアが増加傾向にあり、「留学」は、中国が減少傾向にある。「定住者」はブラジルが、「技術・人文知識・国際業務」はベトナムが、それぞれ増加傾向にある。「日本人の配偶者等」は、中国及びフィリピンが減少傾向にある。「特定技能」は、統計を取り始めた令和2年から、ベトナムが増加傾向にある（図表3-20）。

図表3-20 主な在留資格別・国籍等別 特別法犯検挙人員の推移（検挙上位5か国の推移）

【技能実習】

区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総数		748	709	906	1,106	1,389	1,813	1,434	1,226	1,759	1,930	171	9.7%
ベトナム		144	177	372	596	984	1,401	990	871	1,357	1,404	47	3.5%
中国		554	464	472	413	314	278	266	197	177	220	43	24.3%
カンボジア		0	1	1	3	4	25	41	38	88	111	23	26.1%
インドネシア		19	31	23	30	41	36	58	52	60	98	38	63.3%
フィリピン		6	14	16	19	13	33	21	18	24	34	10	41.7%
その他		25	22	22	45	33	40	58	50	53	63	10	18.9%

【短期滞在】

区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総数		628	887	1,201	1,370	1,749	1,414	970	971	1,589	1,535	-54	-3.4%
タイ		145	229	326	270	380	354	248	238	417	500	83	19.9%
ベトナム		12	22	36	58	105	135	149	270	449	271	-178	-39.6%
インドネシア		16	52	51	48	108	101	94	66	105	154	49	46.7%
中国		100	115	318	445	529	385	224	143	113	129	16	14.2%
フィリピン		103	145	134	127	144	177	104	89	96	78	-18	-18.8%
その他		252	324	336	422	483	262	151	165	409	403	-6	-1.5%

【留学】

区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総数		627	763	838	970	1,024	1,133	708	433	451	420	-31	-6.9%
ベトナム		224	414	521	663	713	856	483	228	239	208	-31	-13.0%
中国		346	250	192	171	145	135	111	113	110	82	-28	-25.5%
ネパール		7	19	30	20	37	38	21	18	23	28	5	21.7%
ウズベキスタン		0	1	1	14	27	27	14	6	8	23	15	187.5%
インドネシア		1	2	5	5	5	4	9	10	5	17	12	240.0%
その他		49	77	89	97	97	73	70	58	66	62	-4	-6.1%

【定住者】

区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総数		353	374	419	357	366	344	411	386	391	385	-6	-1.5%
ブラジル		68	110	122	107	131	120	145	144	161	159	-2	-1.2%
フィリピン		91	65	75	86	64	87	76	78	71	73	2	2.8%
中国		61	71	72	40	47	43	47	57	42	48	6	14.3%
ペルー		18	26	21	22	32	13	33	25	17	26	9	52.9%
ベトナム		22	10	36	17	18	18	23	19	29	16	-13	-44.8%
その他		93	92	93	85	74	63	87	63	71	63	-8	-11.3%

【技術・人文知識・国際業務】

区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総数		163	141	163	181	196	210	257	258	274	269	-5	-1.8%
ベトナム		8	10	21	24	35	52	94	90	88	114	26	29.5%
中国		97	73	78	87	71	78	78	70	74	57	-17	-23.0%
スリランカ		2	1	3	8	4	16	10	18	19	20	1	5.3%
ネパール		2	14	10	5	20	7	11	26	33	16	-17	-51.5%
バングラデシュ		1	5	3	2	5	3	1	2	1	10	9	900.0%
その他		53	38	48	55	61	54	63	52	59	52	-7	-11.9%

【日本人の配偶者等】

区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総数		488	391	366	337	300	246	279	236	231	202	-29	-12.6%
中国		251	189	163	151	144	110	91	103	82	64	-18	-22.0%
フィリピン		59	46	37	41	25	39	43	26	17	25	8	47.1%
ブラジル		16	15	19	21	16	14	14	17	11	13	2	18.2%
タイ		19	12	20	16	11	12	23	12	19	11	-8	-42.1%
スリランカ		4	3	2	3	5	6	2	2	5	8	3	60.0%
その他		139	126	125	105	99	65	106	76	97	81	-16	-16.5%

【特定技能】

区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総数		-	-	-	-	-	1	18	50	72	158	86	119.4%
ベトナム		-	-	-	-	-	1	14	38	59	130	71	120.3%
中国		-	-	-	-	-	0	2	7	6	8	2	33.3%
ネパール		-	-	-	-	-	0	0	1	0	5	5	-
インドネシア		-	-	-	-	-	0	0	0	5	4	-1	-20.0%
フィリピン		-	-	-	-	-	0	0	0	0	4	4	-
その他		-	-	-	-	-	0	2	4	2	7	5	250.0%

※ 「技能実習」、「短期滞在」、「留学」及び「特定技能」の検挙人員は、正規滞在及び不法滞在を合算した数
 ※ 「定住者」、「技術・人文知識・国際業務」及び「日本人の配偶者等」の検挙人員は、正規滞在のみの数

(4) 入管法違反検挙状況等

ア 入管法違反検挙状況

入管法違反の検挙状況を違反態様別にみると、不法残留の検挙件数・人員が大きな割合を占める状況が続いており、令和6年中の検挙件数は増加し、検挙人員は減少した（図表3-21）。

図表3-21 入管法違反の検挙状況の推移

【検挙件数】

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
入管法違反件数	3,154	3,343	3,992	4,744	5,897	6,534	4,562	3,970	5,782	5,974	192	3.3%
不法入国・上陸	14	16	17	14	27	17	7	2	9	11	2	22.2%
不法在留	153	114	86	82	68	57	45	41	26	40	14	53.8%
不法残留	1,793	2,030	2,426	2,897	3,603	4,178	2,906	2,458	3,864	3,930	66	1.7%
旅券等不携帯・提示拒否	307	325	442	506	793	977	663	620	1,083	1,139	56	5.2%
資格外活動	351	351	396	415	398	290	217	289	274	257	-17	-6.2%
偽造在留カード所持等	369	304	390	620	748	790	517	402	387	401	14	3.6%
その他	167	203	235	210	260	225	207	158	139	196	57	41.0%

【検挙人員】

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
入管法違反人員	2,391	2,520	3,000	3,541	4,279	4,587	3,191	2,815	3,906	3,877	-29	-0.7%
不法入国・上陸	11	9	13	6	16	12	6	2	6	5	-1	-16.7%
不法在留	127	82	71	63	49	48	32	30	22	18	-4	-18.2%
不法残留	1,412	1,610	1,987	2,353	2,978	3,447	2,357	2,045	3,158	3,136	-22	-0.7%
旅券等不携帯・提示拒否	153	112	126	203	173	120	93	68	86	99	13	15.1%
資格外活動	322	321	358	344	329	252	182	259	231	199	-32	-13.9%
偽造在留カード所持等	250	219	266	438	564	579	383	288	288	305	17	5.9%
その他	116	167	179	134	170	129	138	123	115	115	0	0.0%

注1：「旅券等不携帯・提示拒否」は、平成25年から在留カード不携帯・提示拒否を、平成29年から特定登録者カード不携帯・提示拒否を含む。

注2：「偽造在留カード所持等」は、平成25年から計上している。

注3：「偽造在留カード所持等」には、偽造在留カード行使、提供・收受を含む。

イ 国籍等別検挙状況

国籍等別では、ベトナムが1,874人（構成比率48.3%）、中国が478人（同12.3%）、タイが476人（同12.3%）、インドネシアが285人（同7.4%）、フィリピンが169人（同4.4%）等となっている。

ウ 入管法第65条措置状況

入管法第65条の規定に基づき入国警備官に引き渡した人員は332人で、同条措置人員と検挙人員を合わせた人員は4,209人となっている。

(5) 雇用関係事犯検挙状況

ア 違反法令別検挙状況

外国人労働者（「永住者」等のその他の外国人を含む。）に係る雇用関係事犯の検挙件数は 278 件、検挙人員は 326 人となっている。違反法令別にみると、入管法に規定する不法就労助長罪の検挙件数は 262 件（構成比率 94.2 %）、検挙人員は 312 人（同 95.7 %）となっており、検挙人員のうち、業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為に関し「あっせん」したとして検挙された者は 9 人となっている。

イ 暴力団員の検挙状況

雇用関係事犯の検挙人員のうち、暴力団員は 1 人となっている。

ウ 国籍等別被雇用不法就労外国人

雇用関係事犯で摘発された事業所等に雇用されていた不法就労外国人（以下「被雇用不法就労外国人」という。）は 533 人となっている。性別では、男性が 357 人（構成比率 67.0 %）、女性が 176 人（同 33.0 %）となっている。国籍等別にみると、ベトナムが 247 人、タイが 50 人、中国が 48 人となっている。ベトナム、タイ及び中国の 3 か国で 345 人と、全体の 64.7 %を占めている。

エ 在留資格別被雇用不法就労外国人

被雇用不法就労外国人を在留資格別にみると、「技能実習」が 208 人（構成比率 39.0 %）と最も多く、次いで「短期滞在」が 132 人（同 24.8 %）、「特定活動」が 44 人（同 8.3 %）の順となっている。

(6) 売春事犯検挙状況

売春防止法違反の検挙件数は 6 件、検挙人員は 2 人となっている。検挙人員を違反態様別にみると、場所の提供が 1 人、勧誘等が 1 人となっており、国籍等別にみると、中国が 1 人、タイが 1 人となっている。

(7) 薬物事犯検挙状況

ア 事犯別検挙状況

薬物事犯の検挙人員は 947 人で、事犯別にみると、覚醒剤事犯は 422 人、大麻事犯は 324 人、麻薬及び向精神薬事犯は 199 人等となっている。

イ 国籍等別検挙状況

薬物事犯の検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム 240 人、ブラジル 158 人、フィリピン 62 人、タイ 52 人等となっている。

(8) 検挙事例

ア 入管法違反

【事例】

○ ベトナム人らによる入管法違反（不法残留幫助）事件（警視庁）

ベトナム人の女は、令和 5 年 12 月から令和 6 年 6 月にかけて、ベトナム人の男らが在留期間を超えて不法に日本に残留していることを知りながら、関東地方の建物に居住させた。

同年 10 月までに、同女（日本人の配偶者等）を入管法違反（不法残留幫助）で、ベトナム人の男 11 人（技能実習 8、短期滞在 3）を入管法違反（不法残留）で、それぞれ逮捕した。

イ 薬物事犯

【事例】

○ アメリカ人による大麻取締法違反事件（山口）

アメリカ人の男は、令和6年3月、国際郵便を利用して大麻を輸入した。

同年6月、同男（日本人の配偶者等）を大麻取締法違反（輸入）で検挙した。

ウ その他の特別法犯

【事例】

○ ベトナム人による医師法違反事件（熊本）

ベトナム人の女は、令和5年9月、アパートの一室において、無資格で、美容効果があるとうたって、薬液様のものを注射するという医療行為を業として行った。

令和6年6月、同女（特定技能）を医師法違反（無資格医業）で逮捕した。

7 犯罪インフラの実態等

(1) 犯罪インフラの実態

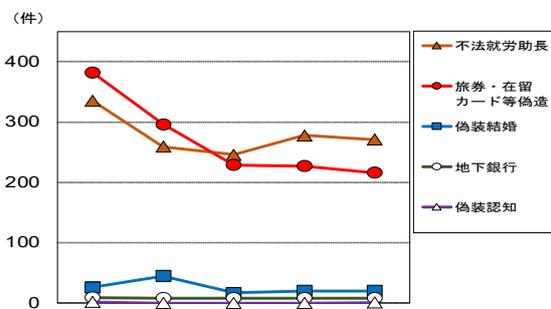
犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいう。来日外国人で構成される犯罪組織が関与する犯罪インフラ事犯には、不法就労助長、偽装結婚、偽装認知、旅券・在留カード等偽造、地下銀行による不正送金等がある。

不法就労助長、偽装結婚及び偽装認知は、在留資格の不正取得による不法滞在等の犯罪を助長しており、これを仲介して利益を得るブローカーや暴力団が関与するものがみられるほか、最近では、在留資格の不正取得や不法就労を目的とした難民認定制度の悪用が疑われる例も発生している。偽造された旅券・在留カード等は、身分偽装手段として利用されるほか、不法滞在者等に販売されることもある。地下銀行は、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために利用されている。

最近5年間の犯罪インフラ事犯の検挙状況をみると、不法就労助長は、昨今の人手不足を背景とし、就労資格のない外国人を雇い入れるなどの事例が引き続きみられるが、令和6年中の検挙件数・人員は前年より減少した。旅券・在留カード等偽造は、就労可能な在留資格を偽装するためなどに利用されており、令和6年中の検挙件数・人員は前年より減少した。偽装結婚は、日本国内における継続的な就労等を目的に「日本人の配偶者等」等の在留資格を取得するための不正な手段であり、令和6年中の検挙件数は前年と同数で、検挙人員は前年より減少した。地下銀行は、最近5年間の検挙件数は10件未満で推移している。偽装認知は、令和3年以降検挙がなかったが、令和6年は1件3人を検挙した（図表3-22）。

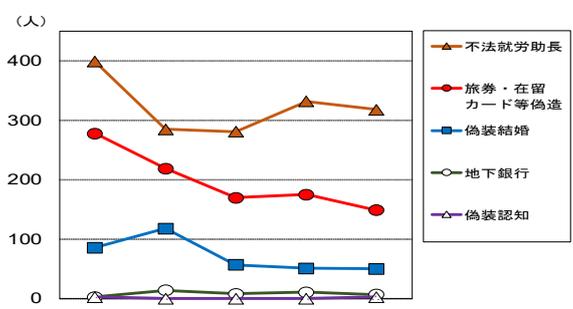
図表3-22 犯罪インフラ事犯 検挙状況の推移

【検挙件数】



	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総 数	754	608	500	533	516	-17	-3.2%
不法就労助長	335	259	246	278	271	-7	-2.5%
旅券・在留カード等偽造	382	296	229	227	216	-11	-4.8%
偽装結婚	26	45	17	20	20	0	0.0%
地下銀行	9	8	8	8	8	0	0.0%
偽装認知	2	0	0	0	1	1	-

【検挙人員】



	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率
総 人 員	769	636	516	569	527	-42	-7.4%
不法就労助長	399	285	281	332	318	-14	-4.2%
旅券・在留カード等偽造	278	219	170	175	149	-26	-14.9%
偽装結婚	86	118	57	51	50	-1	-2.0%
地下銀行	3	14	8	11	7	-4	-36.4%
偽装認知	3	0	0	0	3	3	-

(2) 犯罪インフラ事犯の検挙状況

ア 不法就労助長

不法就労助長とは、就労資格のない来日外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんすることなどをいい、その行為は、入管法、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等に抵触する。

(7) 令和6年中の検挙状況

不法就労助長事犯の検挙状況をみると、最近5年間は、検挙件数・人員共におおむね減少傾向にあり、令和6年は、いずれも前年より減少した。検挙人員を国籍等別にみると、中国が42人、

ベトナムが 19 人、タイが 11 人、韓国が 10 人、フィリピンが 9 人等となっており、日本人の検挙は 210 人となっている。

(イ) 検挙事例

【事例】

○ フィリピンパブ経営者らによる入管法違反（不法就労助長・資格外活動）等事件（福島）

会社役員の日本人の男は、令和 5 年 12 月から令和 6 年 5 月にかけて、自己が経営する社交飲食店において、「興行」の在留資格で本邦に在留し、資格外活動の許可を得ていないフィリピン人の女 3 人をホステスとして稼働させた。

同年 7 月までに、同男を入管法違反（不法就労助長）及び風営適正化法違反（無許可営業）で、同男に自己の名義で社交飲食店の営業を営ませた日本人の男を風営適正化法違反（名義貸し）で、社交飲食店でホステスとして稼働していたフィリピン人の女 3 人（興行 3）を入管法違反（資格外活動）で、それぞれ逮捕した。

イ 旅券・在留カード等偽造

旅券・在留カード等偽造とは、外国人が正規の出入国者、滞在者、運転資格保持者、就労資格保持者等を装う目的で、旅券、在留カード、運転免許証その他の身分証明書等を偽造し、又は行使することをいい、その行為は、有印公文書偽造・同行使罪等に該当する。

(7) 令和 6 年中の検挙状況

旅券・在留カード等偽造事犯の検挙状況をみると、最近 5 年間は、検挙件数・人員共に減少傾向にあり、令和 6 年は、いずれも前年より減少した。検挙人員を国籍等別にみると、ベトナムが 73 人、中国が 36 人、インドネシアが 12 人等となっており、日本人の検挙は 4 人となっている。

(イ) 検挙事例

【事例】

○ 中国人らによる入管法違反（偽造在留カード提供）等事件（愛知）

中国人の男は、令和 6 年 4 月、販売する目的で、偽造在留カード 2 枚をインドネシア人の男宛てに発送した。

同年 7 月までに、中国人の男（技術・人文知識・国際業務）を入管法違反（偽造在留カード提供）で、インドネシア人の男 2 人（技能実習 1、特定活動 1）を入管法違反（偽造在留カード所持）で、それぞれ検挙した。

ウ 偽装結婚

偽装結婚とは、「日本人の配偶者等」等の在留資格を得る目的で、日本人等との間で、婚姻の意思がないのに市区町村に内容虚偽の婚姻届を提出することなどをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に該当する。

(7) 令和 6 年中の検挙状況

偽装結婚の検挙状況をみると、最近 5 年間は、検挙件数・人員共におおむね減少傾向にあり、令和 6 年中の検挙件数は前年と同数で、検挙人員は前年より減少した。検挙人員を国籍等別にみると、中国が 10 人、スリランカが 8 人、フィリピンが 4 人等となっており、日本人の検挙は 19 人となっている。

(イ) 検挙事例

【事例】

○ スリランカ人らによる偽装結婚事件（警視庁）

スリランカ人の女は、「日本人の配偶者等」の在留資格を取得する目的で日本人の男と偽装結婚した。令和6年6月までに、同女（日本人の配偶者等）及び同男を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪及び入管法違反（虚偽申請）で、偽装結婚を仲介したスリランカ人の男1人（日本人の配偶者等）を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で、それぞれ逮捕した。

エ 地下銀行

地下銀行とは、法定の資格のない者が、報酬を得て国外送金を代行することなどをいい、その行為は、銀行法等に抵触する。

(7) 令和6年中の検挙状況

地下銀行の検挙状況をみると、最近5年間は、おおむね横ばい状態で推移しており、令和6年の検挙件数は前年と同数で、検挙人員は前年より減少した。検挙人員を国籍等別にみると、ベトナムが3人、フィリピンが3人となっており、日本人の検挙は1人となっている。

(イ) 検挙事例

【事例】

○ ベトナム人による銀行法違反事件（兵庫）

ベトナム人の男らは、令和4年8月から令和6年2月にかけて、近畿地方等に居住するベトナム人らから送金依頼を受け、約2,750万円をベトナムへ不正送金した。

同年4月までに、ベトナム人の男ら5人（技術・人文知識・国際業務3、家族滞在1、特定技能1）を銀行法違反（無免許営業）で逮捕した。

オ 偽装認知

(7) 令和6年中の検挙状況

偽装認知とは、不法滞在等の外国人女性が、外国人男性との間に出生した子等に日本国籍を取得させるとともに、自らも長期の在留資格を取得する目的で、市区町村に日本人男性を父親とする内容虚偽の認知届等を提出することをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に該当する。

令和3年以降、偽装認知事犯の検挙はなかったが、令和6年は1件3人を検挙した。検挙人員を国籍別にみると、中国人が2人で、日本人の検挙は1人となっている。

(イ) 検挙事例

【事例】

○ 中国人らによる電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件（三重）

中国人の女らは、令和3年11月、子に日本国籍を取得させるため、中国人の男との間で生まれた子を日本人の男との間で生まれたとする内容虚偽の出生届を市役所に提出した。

令和6年4月、中国人の女2人（永住者1、定住者1）及び日本人の男1人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

8 来日ベトナム人犯罪の検挙状況

(1) 概要

来日ベトナム人による犯罪の検挙は、来日外国人犯罪全体の総検挙件数の 44.5 %、総検挙人員の 32.8 %（刑法犯については検挙件数の 44.7 %、検挙人員の 24.8 %、特別法犯については、検挙件数の 44.1 %、検挙人員の 41.6 %）を占め、総検挙件数・人員共に最も多くなっている。

なお、令和 6 年 6 月末現在の総在留外国人から永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者を除いたベトナム人の数は 58 万 1,357 人となっている（出入国在留管理庁統計を基に警察庁が集計）。

(2) 刑法犯検挙状況

ア 包括罪種等別検挙状況

ベトナムの刑法犯検挙件数を包括罪種等別にみると、窃盗犯が 82.8 %を占めており、このうち万引きが 17.8 %となっている。検挙人員については、窃盗犯が 52.9 %を占めており、このうち万引きが 26.8 %となっている（図表 3 - 23）。

図表 3 - 23 ベトナムの包括罪種等別刑法犯検挙件数・人員

		総 数	凶 悪 犯	殺 人 強 盗	強 盗	強 盗 傷 害	粗 暴 犯	窃 盗 犯	侵 入 住 宅 非 侵 入 窃 盗	万 引 き	乗 り 物 盗	自 動 車 盗	知 能 犯	詐 欺	風 俗 犯	そ の 他 の 刑 法 犯		
件 数	ベトナム	5,992	51	30	16	10	181	4,964	3,272	830	1,422	1,066	270	58	214	169	56	526
	構成比率	100.0%	0.9%	0.5%	0.3%	0.2%	3.0%	82.8%	54.6%	13.9%	23.7%	17.8%	4.5%	1.0%	3.6%	2.8%	0.9%	8.8%
人 員	ベトナム	1,578	61	34	21	18	205	834	156	70	589	423	89	24	141	114	31	306
	構成比率	100.0%	3.9%	2.2%	1.3%	1.1%	13.0%	52.9%	9.9%	4.4%	37.3%	26.8%	5.6%	1.5%	8.9%	7.2%	2.0%	19.4%

イ 在留資格別検挙状況

ベトナムの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「技能実習」が 647 人（構成比率 41.0 %）、「特定技能」が 204 人（同 12.9 %）、「留学」が 190 人（同 12.0 %）等となっている（図表 3 - 16）。

(3) 特別法犯検挙状況

ア 違反法令別検挙状況

ベトナムの特別法犯検挙件数を違反法令別にみると、入管法違反が 82.4 %を占めており、このうち不法残留が 53.7 %となっている。検挙人員については、入管法違反が 77.7 %を占めており、このうち不法残留が 64.9 %となっている（図表 3 - 24）。

図表 3 - 24 ベトナムの違反法令別特別法犯検挙件数・人員

		総 数	入 管 法	不 法 残 留	偽 造 在 留 一 力 所 持 等	風 適 法	売 防 法	銃 刀 法	薬 物 事 犯	そ の 他
件 数	ベトナム	3,698	3,047	1,985	202	12	1	52	332	254
	構成比率	100.0%	82.4%	53.7%	5.5%	0.3%	0.0%	1.4%	9.0%	6.9%
人 員	ベトナム	2,412	1,874	1,566	151	23	0	44	240	231
	構成比率	100.0%	77.7%	64.9%	6.3%	1.0%	0.0%	1.8%	10.0%	9.6%

イ 在留資格別検挙状況

ベトナムの特別法犯検挙人員を在留資格別にみると、「技能実習」が 1,404 人（構成比率 58.2 %）、「短期滞在」が 271 人（同 11.2 %）、「留学」が 208 人（同 8.6 %）等となっている（図表 3 - 20）。

(4) 特徴的な動向

ベトナム人の在留者は、在留資格別でみると、「技能実習」、「特定技能」及び「技術・人文知識・

国際業務」が増加傾向にあり、一部の素行不良者がSNS等を介して犯罪組織を形成するなどしている。

ベトナム人による犯罪は、刑法犯では、窃盗犯が多数を占める状況が一貫して続いており、手口別では万引きの割合が高いものの、侵入窃盗の増加がみられる。このほか、知能犯では、他人名義で契約した電子決済サービスを利用して不正決済を行う詐欺事案等が発生している。また、特別法犯では、入管法違反が多数を占める状況が続いており、「技能実習」等の在留資格を有する者が、在留期間経過後、就労目的で不法に残留し、又は偽造在留カードを入手して正規滞在者を装うなどの事案が多くみられる。

【事例】

○ ベトナム人による窃盗等事件（山形・新潟・徳島）

ベトナム人の男らは、令和5年11月から同年12月にかけて、東北地方の空き家等に侵入し、ギフト券等を窃取した。

令和6年6月までに、ベトナム人の男4人（特定活動1、短期滞在1、技能実習1、特定技能1）を邸宅侵入罪及び窃盗罪等で逮捕した。

【事例】

○ ベトナム人による詐欺事件（埼玉）

ベトナム人の男は、令和6年2月、コンビニエンスストアにおいて他人名義で契約された電子決済サービスを利用して、加熱式たばこ等をだまし取った。

同年4月、同男（技術・人文知識・国際業務）を詐欺罪で逮捕した。

9 来日中国人犯罪の検挙状況

(1) 概要

来日中国人による犯罪の検挙は、来日外国人犯罪全体の総検挙件数の13.2%、総検挙人員の16.5%（刑法犯については検挙件数の13.3%、検挙人員の19.7%、特別法犯については、検挙件数の13.0%、検挙人員の13.0%）を占め、総検挙件数・人員共にベトナムに次いで多くなっている。

なお、令和6年6月末現在の総在留外国人数から永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者を除いた中国人の数は70万7,460人となっている（出入国在留管理庁統計を基に警察庁が集計）。

(2) 刑法犯検挙状況

ア 包括罪種等別検挙状況

中国の刑法犯検挙件数を包括罪種等別にみると、窃盗犯が46.9%、知能犯が18.0%、粗暴犯が16.0%となっている。検挙人員については、窃盗犯が39.2%、粗暴犯が24.8%、知能犯が11.6%となっている（図表3-25）。

図表3-25 中国の包括罪種等別刑法犯検挙件数・人員

	総数	凶悪犯	殺人	強盗	強盗致傷	強盗致死	粗暴犯	窃盗犯	侵入窃	住居侵入	住宅侵入	非侵入窃	侵入窃	万引き	払出盗	乗り物盗	自動車盗	知能犯	詐欺	文偽	書造	風俗犯	その他の刑法犯
件数	中国	1,779	44	12	17	7	284	835	151	92	654	315	124	30	1	321	217	91	37	258			
	構成比率	100.0%	2.5%	0.7%	1.0%	0.4%	16.0%	46.9%	8.5%	5.2%	36.8%	17.7%	7.0%	1.7%	0.1%	18.0%	12.2%	5.1%	2.1%	14.5%			
人員	中国	1,254	55	13	28	10	311	492	25	7	442	283	11	25	1	146	100	35	28	222			
	構成比率	100.0%	4.4%	1.0%	2.2%	0.8%	24.8%	39.2%	2.0%	0.6%	35.2%	22.6%	0.9%	2.0%	0.1%	11.6%	8.0%	2.8%	2.2%	17.7%			

イ 在留資格別検挙状況

中国の刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「留学」が227人（構成比率18.1%）、「技術・人文知識・国際業務」が170人（同13.6%）、「短期滞在」が144人（同11.5%）等となっている（図表3-16）。

(3) 特別法犯検挙状況

ア 違反法令別検挙状況

中国の特別法犯検挙件数を違反法令別にみると、入管法違反が67.8%を占めており、このうち不法残留が38.9%となっている。検挙人員については、入管法違反が63.1%を占めており、このうち不法残留が44.9%となっている（図表3-26）。

図表3-26 中国の違反法令別特別法犯検挙件数・人員

	総数	入管法	不法残留	偽造在留所持	風適法	売防法	銃刀法	薬物事犯	その他	
										構成比率
件数	中国	1,087	737	423	84	26	2	49	29	244
	構成比率	100.0%	67.8%	38.9%	7.7%	2.4%	0.2%	4.5%	2.7%	22.4%
人員	中国	757	478	340	61	34	1	37	24	183
	構成比率	100.0%	63.1%	44.9%	8.1%	4.5%	0.1%	4.9%	3.2%	24.2%

イ 在留資格別検挙状況

中国の特別法犯検挙人員を在留資格別にみると、「技能実習」が220人（構成比率29.1%）、「短期滞在」が129人（同17.0%）、「留学」が82人（同10.8%）等となっている（図表3-20）。

(4) 特徴的な動向

中国人犯罪組織は、地縁、血縁等を利用したり、稼働先の同僚等を誘い込んだりするなどしてグループを形成する場合が多い。また、中国残留邦人の子弟らを中心に構成されるチャイニーズドラゴン等の組織も存在し、首都圏を中心に勢力を拡大させている。

また、近年、中国人犯罪組織がSNS等で中国人等の在留者をリクルートし、犯罪の一部を担わせている例も散見され、中国に所在する指示役の指示に基づき、リクルートされた中国人等の在留者が偽造在留カードの製造や不正に入手したクレジットカード情報を用いた詐欺を敢行するなどしている。指示役は中国に所在していることから、摘発されても同様の手口で中国人等の在留者をリクルートして犯行を繰り返すなど、高度に組織化されている傾向がみられる。

【事例】

○ 中国人による私電磁的記録不正作出・同供用及び詐欺事件（島根）

中国人の男らは、令和5年3月から同年4月にかけて、不正に入手した他人のクレジットカード情報を使用して、インターネットショッピングサイトで食料品等を注文し、自宅に配送させてだまし取った。

令和6年2月までに、中国人の男ら2人（技能実習1、永住者1）を私電磁的記録不正作出・同供用罪及び詐欺罪で逮捕した。

【事例】

○ 中国人による入管法違反（在留カード偽造）等事件（警視庁）

中国人の男らは、令和6年4月、アパートの居室において、販売する目的で、在留カード37枚及び個人番号カード6枚を偽造した。

同年5月、中国人の男2人（技能実習2）を入管法違反（在留カード偽造）及び有印公文書偽造罪で逮捕した。

第2 国外逃亡被疑者等の状況

1 国外に逃亡した被疑者の状況

日本国内で犯罪を行い、令和6年中に国外に逃亡した被疑者は96人で、このうち外国人被疑者は60人となっている。

2 国外逃亡被疑者等の状況

令和6年末現在の国外逃亡被疑者等は835人、外国人被疑者は640人となっている。

3 包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況

令和6年末現在の国外逃亡被疑者等のうち、外国人被疑者を包括罪種別・違反法令別にみると、刑法犯では、凶悪犯が214人と最も多く、次いで窃盗犯が130人、知能犯が77人等となっている。特別法犯では、薬物事犯が59人と最も多くなっている。

4 国籍等別国外逃亡被疑者等の状況

令和6年末現在の国外逃亡被疑者等を国籍等別にみると、中国が201人（構成比率24.1%）、次いで日本が195人（同23.4%）となっている。

5 推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数

令和6年末現在の国外逃亡被疑者等を推定逃亡先国・地域別にみると、中国が221人（構成比率26.5%）と最も多く、次いでベトナムが82人（同9.8%）、ブラジルが66人（同7.9%）等となっている。

6 国外逃亡被疑者等検挙状況

令和6年中に検挙した国外所在被疑者は121人（うち外国人被疑者31人）で、このうち国外逃亡被疑者は73人（うち外国人被疑者31人）となっている。日本国内の国際海・空港等において国外逃亡寸前に検挙した被疑者は31人（うち外国人被疑者24人）となっている。

【事例】

○ カンボジアに拠点を置いた特殊詐欺事件（茨城・宮城・富山・滋賀・奈良）

カンボジアを拠点として、日本人の男らが、電話会社職員や警察官を装って電話をかけ、「口座が犯罪に使われた疑いがあり、調査のために現金を送金する必要がある」などとうそを言い、現金をだまし取っていた特殊詐欺事件について、カンボジア警察当局において、日本からの情報提供を受け、同拠点を摘発し、令和6年10月、同国から退去強制された日本人の男ら12人を詐欺罪で逮捕した。

7 国外犯処罰規定適用状況

国外において国外犯処罰規定が適用された事例について、令和6年中に新たに警察庁で把握したものは1件、2人となっている。

第4章：薬物・銃器情勢

第1 薬物情勢

令和6年における薬物情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 近年、薬物事犯の検挙人員は、おおむね横ばいで推移しているところ、令和6年中は1万3,462人（前年比+132人）と、前年より僅かに増加した（図表4-1、4-2）。
- 覚醒剤事犯の検挙人員は、第三次覚醒剤乱用期のピークであった平成9年の1万9,722人から減少傾向にあったところ、令和6年中は6,124人（同+210人）と、前年より増加した。
- 大麻事犯の検挙人員は、平成26年から増加傾向にあったところ、令和6年中は6,078人（同-404人）と、過去最多となった前年より減少したものの、引き続き高い水準となっている。
- 麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員は1,250人（同+322人）と、前年より大幅に増加し、平成以降で初めて1,000人を超えた。
- 薬物事犯のうち、密売、密輸入等に係る営利犯検挙人員は1,148人（同-153人）と、前年より減少したが、このうち、暴力団構成員等が317人（構成比率27.6%）、外国人が257人（同22.4%）と、いずれも高い割合を占めている（図表4-3）。
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は657人（前年比+233人）と、前年より大幅に増加し、特に若年層における乱用者の増加が顕著である（図表4-31、4-32）。
- 薬物事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等が2,346人（構成比率17.4%）、外国人が1,288人（同9.6%）、匿名・流動型犯罪グループによるものとみられるものが917人（同6.8%）であり、薬物事犯には、依然として、暴力団、来日外国人組織、匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織が深く関与し、その資金獲得活動の一つとなっている実態が認められる。

以上のとおり、減少傾向にあった覚醒剤事犯の検挙人員が増加したことや大麻事犯の検挙人員が高い水準にあることに加え、薬物の密売、密輸入等に暴力団や外国人が深く関与している状況がうかがえるなど、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。

特に、大麻や危険ドラッグについては、近年、若年層の乱用者が大幅に増加するなど、憂慮すべき状況にあることから、令和6年12月に大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律が施行され、大麻の不正な施用について罰則規定が適用されることとなったことなどを踏まえ、これら薬物事犯に対する取締りをより一層強化するとともに、インターネット上における違法・有害情報の排除対策や若年層をターゲットとした広報啓発活動を更に推進するなど、引き続き、総合的な対策を講じていく必要がある。

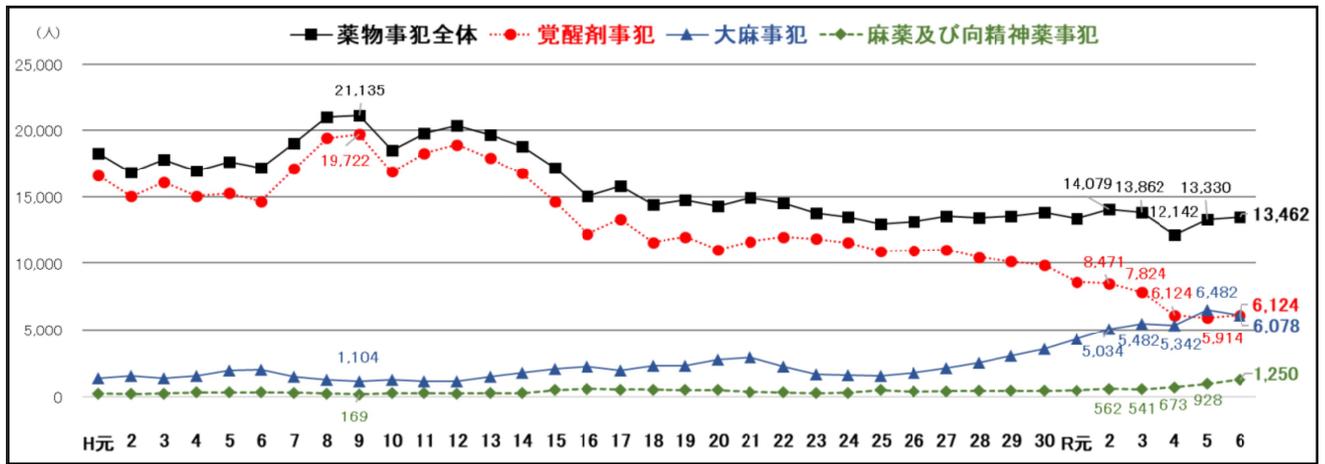
【事例】

○ 犯罪実行者募集情報への応募を端緒とする大麻密輸入事件（京都）

解体業の男は、SNSを通じて犯罪実行者募集情報（荷受けのアルバイト）に応募し、令和6年7月、タイから国際郵便を利用し、スナック菓子に隠匿して大麻を密輸入した。

同年8月、同男を大麻取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕し、大麻約378グラムを押収した。

図表 4-1 薬物事犯検挙人員の推移



注：薬物事犯全体には、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員のほか、あへん事犯の検挙人員を含む。

図表４－２ 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年次									
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
覚醒剤事犯	検挙件数	15,980	15,219	14,325	14,135	12,020	12,124	11,598	8,833	8,440	9,038
	検挙人員	11,022	10,457	10,113	9,868	8,584	8,471	7,824	6,124	5,914	6,124
	暴力団構成員等	5,712	5,067	4,751	4,645	3,738	3,577	3,051	2,186	1,947	1,736
	構成比率(%)	51.8	48.5	47.0	47.1	43.5	42.2	39.0	35.7	32.9	28.3
	外国人	591	605	706	632	761	480	568	459	521	579
	構成比率(%)	5.4	5.8	7.0	6.4	8.9	5.7	7.3	7.5	8.8	9.5
大麻事犯	検挙件数	2,771	3,439	3,965	4,687	5,435	6,015	6,900	6,705	8,034	7,649
	検挙人員	2,101	2,536	3,008	3,578	4,321	5,034	5,482	5,342	6,482	6,078
	暴力団構成員等	591	649	742	762	780	751	789	648	729	490
	構成比率(%)	28.1	25.6	24.7	21.3	18.1	14.9	14.4	12.1	11.2	8.1
	外国人	154	181	250	253	279	292	350	311	447	470
	構成比率(%)	7.3	7.1	8.3	7.1	6.5	5.8	6.4	5.8	6.9	7.7
麻薬及び向精神薬事犯	検挙件数	706	784	840	862	945	1,081	966	1,115	1,608	2,151
	MDMA等合成麻薬	109	86	107	122	178	372	380	338	419	446
	コカイン	230	364	392	434	482	412	308	455	698	1,078
	ヘロイン	8	3	19	14	13	6	1	0	5	1
	その他	359	331	322	292	272	291	277	322	486	626
	検挙人員	398	412	409	415	457	562	541	673	928	1,250
	暴力団構成員等	80	65	69	50	58	59	52	81	102	118
	構成比率(%)	20.1	15.8	16.9	12.0	12.7	10.5	9.6	12.0	11.0	9.4
	外国人	71	82	102	133	123	116	167	207	233	237
	構成比率(%)	17.8	19.9	24.9	32.0	26.9	20.6	30.9	30.8	25.1	19.0
	MDMA等合成麻薬	45	38	42	50	82	201	221	229	237	247
	暴力団構成員等	11	6	11	5	6	15	17	19	16	13
	構成比率(%)	24.4	15.8	26.2	10.0	7.3	7.5	7.7	8.3	6.8	5.3
	外国人	6	7	5	18	30	62	84	118	96	69
	構成比率(%)	13.3	18.4	11.9	36.0	36.6	30.8	38.0	51.5	40.5	27.9
	コカイン	86	142	177	197	205	188	157	240	372	586
	暴力団構成員等	14	34	38	36	47	33	21	50	74	88
	構成比率(%)	16.3	23.9	21.5	18.3	22.9	17.6	13.4	20.8	19.9	15.0
	外国人	32	50	70	83	63	42	35	39	63	70
	構成比率(%)	37.2	35.2	39.5	42.1	30.7	22.3	22.3	16.3	16.9	11.9
	ヘロイン	3	0	9	10	6	6	0	0	3	1
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人	3	0	9	6	5	5	0	0	2	1	
構成比率(%)	100.0	0.0	100.0	60.0	83.3	83.3	0.0	0.0	66.7	100.0	
その他	264	232	181	158	164	167	163	204	316	416	
暴力団構成員等	55	25	20	9	5	10	14	12	12	17	
構成比率(%)	20.8	10.8	11.0	5.7	3.0	6.0	8.6	5.9	3.8	4.1	
外国人	30	25	18	26	25	7	48	50	72	97	
構成比率(%)	11.4	10.8	9.9	16.5	15.2	4.2	29.4	24.5	22.8	23.3	
あへん事犯	検挙件数	6	11	12	6	4	11	16	3	6	8
	検挙人員	3	6	12	1	2	12	15	3	6	10
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0
	外国人	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	構成比率(%)	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0	20.0	
合計	検挙件数	19,463	19,453	19,142	19,690	18,404	19,231	19,480	16,656	18,088	18,846
	検挙人員	13,524	13,411	13,542	13,862	13,364	14,079	13,862	12,142	13,330	13,462
	暴力団構成員等	6,383	5,781	5,562	5,457	4,576	4,387	3,892	2,915	2,778	2,346
	構成比率(%)	47.2	43.1	41.1	39.4	34.2	31.2	28.1	24.0	20.8	17.4
	外国人	817	868	1,058	1,018	1,163	888	1,086	977	1,201	1,288
	構成比率(%)	6.0	6.5	7.8	7.3	8.7	6.3	7.8	8.0	9.0	9.6

注1：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

注2：大麻事犯の検挙件数及び検挙人員は、「大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律」の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に係るものを含む。

また、麻薬及び向精神薬事犯の検挙件数及び検挙人員は、同施行日以降の麻薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に係るものを含まない。

図表 4 - 3 薬物事犯別営利犯検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年次									
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
覚醒剤事犯	検挙件数	593	671	636	596	691	525	544	500	589	545
	検挙人員	520	565	586	535	682	490	455	450	603	516
	暴力団構成員等	334	333	303	295	276	278	246	191	220	221
	構成比率(%)	64.2	58.9	51.7	55.1	40.5	56.7	54.1	42.4	36.5	42.8
	外国人	89	112	152	126	272	86	66	97	170	108
	構成比率(%)	17.1	19.8	25.9	23.6	39.9	17.6	14.5	21.6	28.2	20.9
大麻事犯	検挙件数	168	251	276	321	407	447	562	572	683	633
	検挙人員	124	138	193	212	305	342	426	436	550	467
	暴力団構成員等	43	55	87	79	99	83	104	105	112	84
	構成比率(%)	34.7	39.9	45.1	37.3	32.5	24.3	24.4	24.1	20.4	18.0
	外国人	17	19	35	12	31	28	50	40	71	66
	構成比率(%)	13.7	13.8	18.1	5.7	10.2	8.2	11.7	9.2	12.9	14.1
麻薬及び向精神薬事犯	検挙件数	80	68	54	63	92	92	120	168	186	224
	MDMA等合成麻薬	17	10	10	10	24	35	50	64	46	64
	コカイン	17	36	20	45	49	29	31	52	75	100
	ヘロイン	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0
	その他	45	22	23	8	17	28	39	52	65	60
	検挙人員	41	33	24	27	54	68	93	142	148	165
	暴力団構成員等	19	7	7	5	9	4	7	10	17	12
	構成比率(%)	46.3	21.2	29.2	18.5	16.7	5.9	7.5	7.0	11.5	7.3
	外国人	2	11	9	18	31	24	55	89	97	83
	構成比率(%)	4.9	33.3	37.5	66.7	57.4	35.3	59.1	62.7	65.5	50.3
	MDMA等合成麻薬	9	5	3	1	11	28	42	60	39	46
	暴力団構成員等	4	1	3	1	0	2	2	1	0	2
	構成比率(%)	44.4	20.0	100.0	100.0	0.0	7.1	4.8	1.7	0.0	4.3
	外国人	0	0	0	0	8	12	30	49	33	29
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	72.7	42.9	71.4	81.7	84.6	63.0
	コカイン	2	12	9	25	33	16	20	34	63	73
	暴力団構成員等	0	4	1	4	8	2	1	7	15	8
	構成比率(%)	0.0	33.3	11.1	16.0	24.2	12.5	5.0	20.6	23.8	11.0
	外国人	1	9	8	18	19	10	9	18	40	31
	構成比率(%)	50.0	75.0	88.9	72.0	57.6	62.5	45.0	52.9	63.5	42.5
	ヘロイン	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	30	16	12	1	9	24	31	48	46	46	
暴力団構成員等	15	2	3	0	1	0	4	2	2	2	
構成比率(%)	50.0	12.5	25.0	0.0	11.1	0.0	12.9	4.2	4.3	4.3	
外国人	1	2	1	0	3	2	16	22	24	23	
構成比率(%)	3.3	12.5	8.3	0.0	33.3	8.3	51.6	45.8	52.2	50.0	
あへん事犯	検挙件数	1	2	0	2	1	0	3	0	0	1
	検挙人員	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	構成比率(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	
合計	検挙件数	842	992	966	982	1,191	1,064	1,229	1,240	1,458	1,403
	検挙人員	686	736	803	774	1,041	900	975	1,028	1,301	1,148
	暴力団構成員等	396	395	397	379	384	365	357	306	349	317
	構成比率(%)	57.7	53.7	49.4	49.0	36.9	40.6	36.6	29.8	26.8	27.6
	外国人	109	142	196	156	334	138	172	226	338	257
	構成比率(%)	15.9	19.3	24.4	20.2	32.1	15.3	17.6	22.0	26.0	22.4

注：大麻事犯の検挙件数及び検挙人員は、「大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律」の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に係るものを含む。

また、麻薬及び向精神薬事犯の検挙件数及び検挙人員は、同施行日以降の麻薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に係るもの含まない。

1 薬物事犯の検挙状況

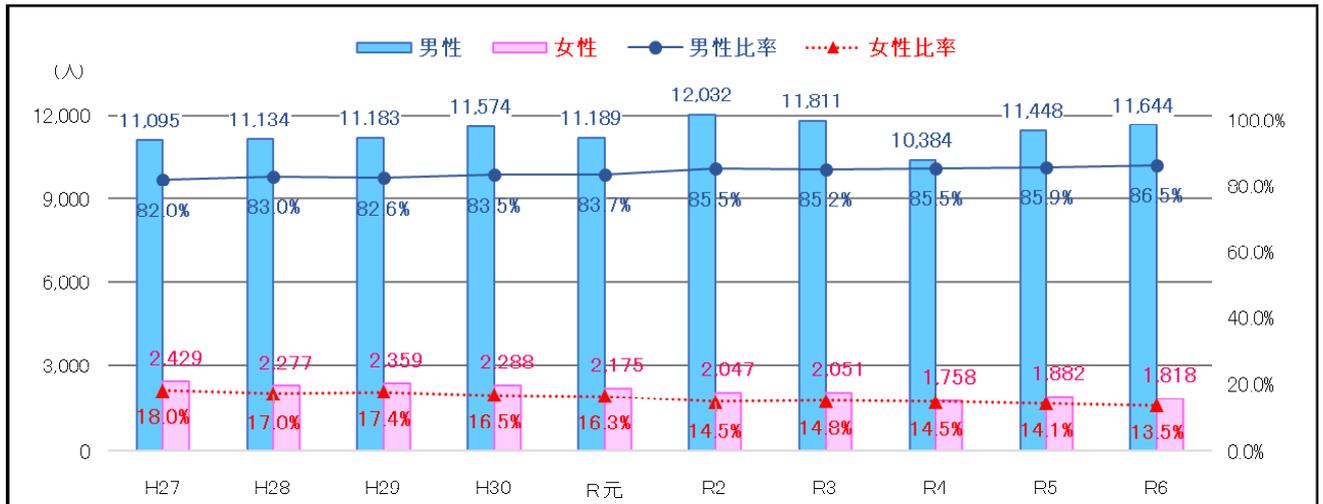
薬物事犯の検挙人員は1万3,462人（前年比+132人）と、前年より僅かに増加した。

薬物事犯別では、覚醒剤事犯が6,124人（同+210人）と、前年より増加した一方で、大麻事犯は6,078人（同-404人）と、前年より減少した。また、麻薬及び向精神薬事犯は1,250人（同+322人）と、前年より大幅に増加し、このうちコカインの検挙人員が586人（同+214人）となっている。

暴力団構成員等の検挙人員は2,346人（同-432人）と、前年より減少したが、外国人の検挙人員は1,288人（同+87人）と、前年より増加した。

なお、男女別検挙人員については、男性が1万1,644人（構成比率86.5%）、女性が1,818人（同13.5%）と、男性の比率が高い（図表4-4）。

図表4-4 薬物事犯男女別検挙人員の推移



(1) 主な薬物事犯の傾向及び特徴

ア 覚醒剤事犯

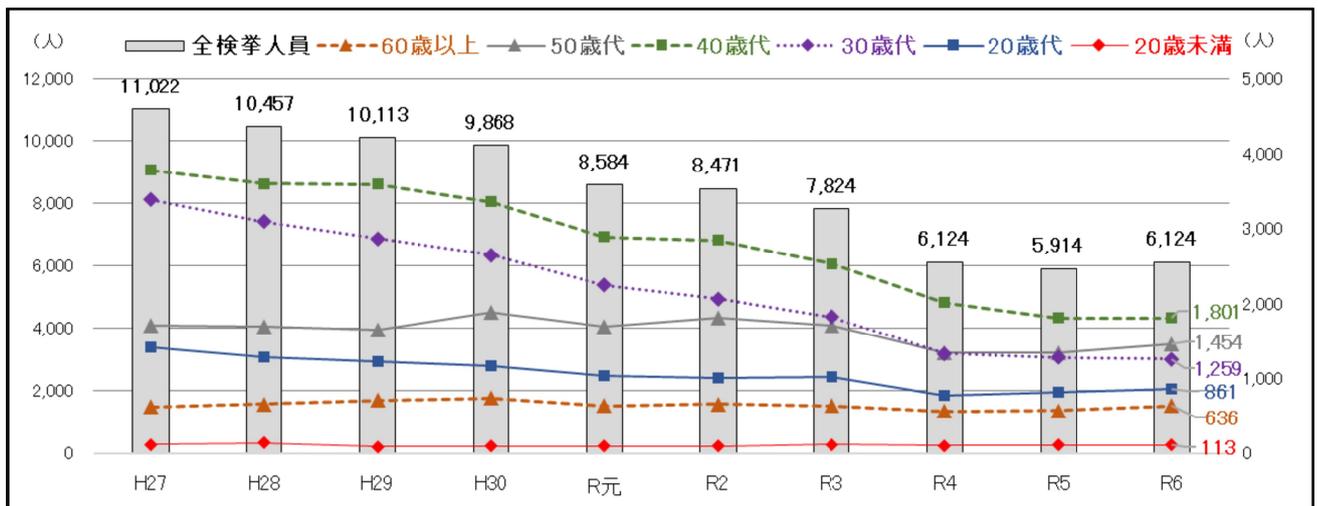
覚醒剤事犯の検挙人員は、第三次覚醒剤乱用期のピークであった平成9年の1万9,722人から減少傾向にあり、平成30年以降、1万人を下回っているところ、令和6年中の検挙人員は6,124人と、前年より増加した。

なお、検挙人員のうち、暴力団構成員等は1,736人（構成比率28.3%）、外国人は579人（同9.5%）となっている。

(7) 年齢層別の検挙状況

年齢層別検挙人員は、20歳未満が113人、20歳代が861人、30歳代が1,259人、40歳代が1,801人、50歳代が1,454人、60歳以上が636人であり、最多は40歳代で、次いで50歳代となっている（図表4-5）。

図表 4-5 覚醒剤事犯年齢層別検挙人員の推移



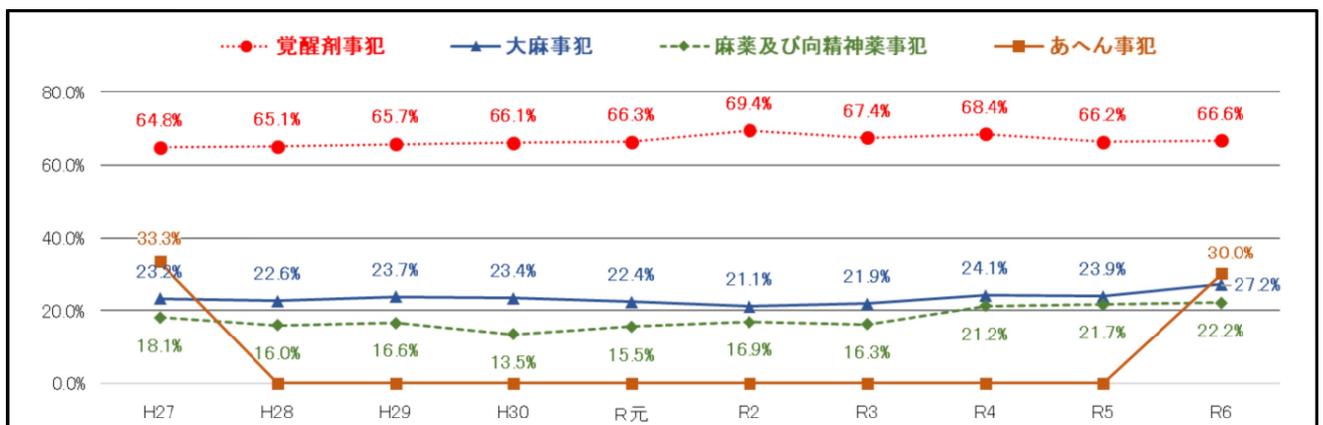
(イ) 違反態様別の検挙状況

主な違反態様別では、使用事犯が 3,483 人、所持事犯が 2,013 人、譲渡事犯が 244 人、密輸入事犯が 138 人となっており、使用事犯及び所持事犯で検挙人員全体（6,124 人）の 89.7 %を占めている。

(ウ) 再犯者率

覚醒剤事犯の再犯者率は 66.6 %で、大麻事犯（27.2 %）や麻薬及び向精神薬事犯（22.2 %）と比較しても、その割合は非常に高い（図表 4-6）。

図表 4-6 薬物事犯別再犯者率の推移



イ 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、平成 26 年から増加傾向にあったところ、令和 6 年中は 6,078 人と、過去最多となった前年より減少したものの、6,000 人を超える高い水準となっている。

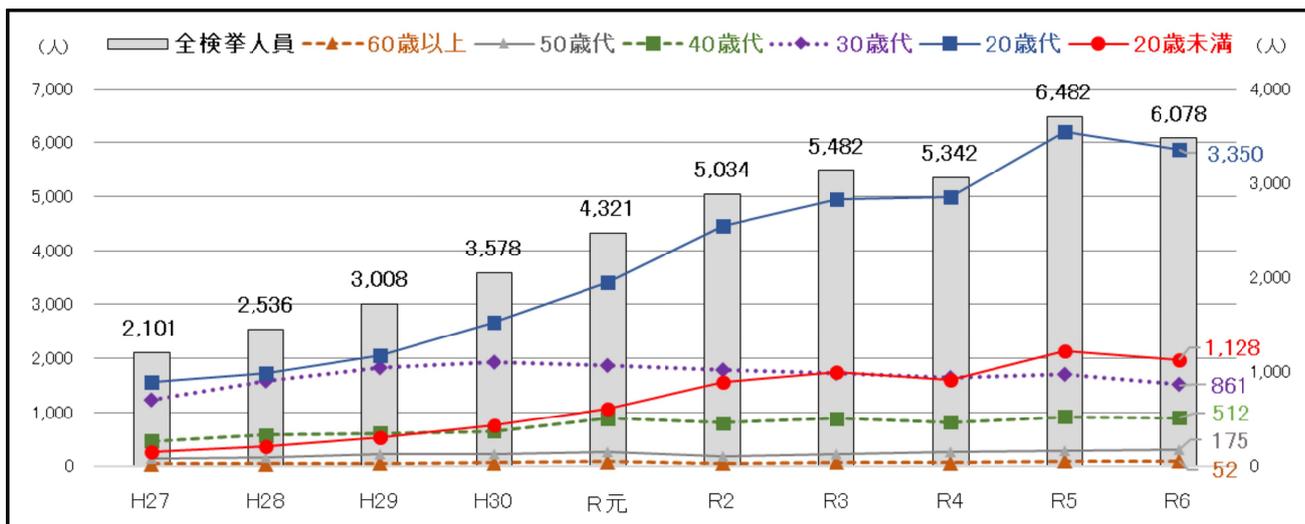
このうち、暴力団構成員等は 490 人（構成比率 8.1 %）、外国人は 470 人（同 7.7 %）となっている。

また、大麻の主な種類別でみると、乾燥大麻に関する検挙人員が 4,439 人（同 73.0 %）で、大麻濃縮物に関する検挙人員が 899 人（同 14.8 %）となっている。

(7) 年齢層別の検挙状況

年齢層別検挙人員でみると、最多は 20 歳代の 3,350 人（構成比率 55.1 %）で、次いで 20 歳未満の 1,128 人（同 18.6 %）となっており、これらの年齢層で検挙人員全体の 73.7 %を占めている（図表 4-7）。

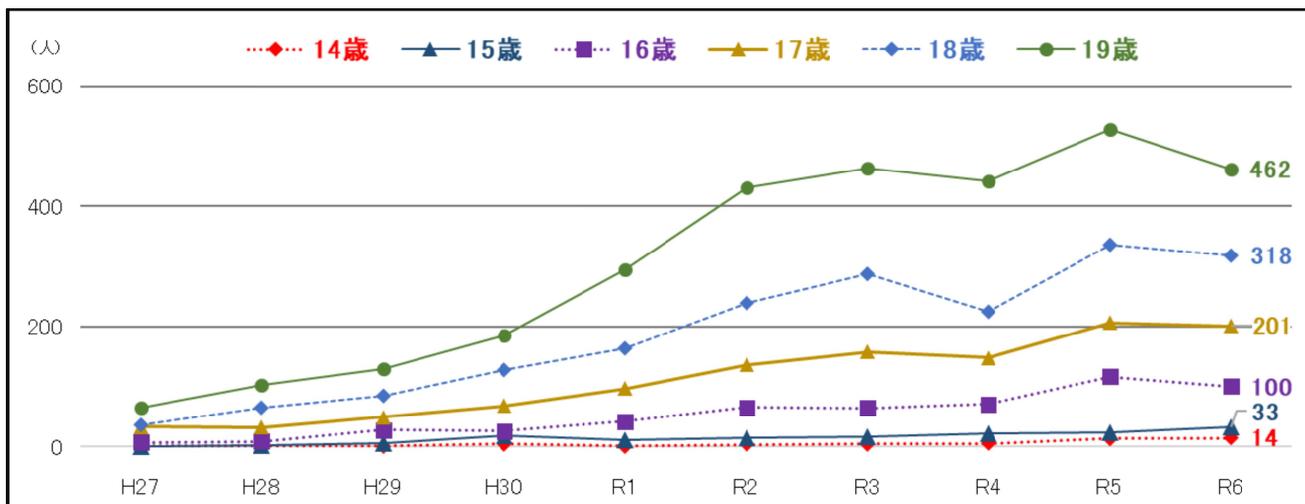
図表 4-7 大麻事犯年齢層別検挙人員の推移



(イ) 若年層の検挙状況

20歳未満の検挙人員については、各年齢とも増加傾向にあったところ、令和6年中の一部の年齢では検挙人員が前年より減少した。学校区分による検挙人員をみると、大学生等が229人、高校生が206人、中学生が26人、専修学校生等が94人と、いずれも過去10年間で大幅に増加している（図表4-8、4-9）。

図表 4-8 20歳未満の大麻事犯年齢別検挙人員の推移



図表 4-9 大麻事犯学校区分別検挙人員の推移

区分 \ 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
大学生等	29	38	54	100	131	219	231	159	233	229
高校生	24	33	56	77	111	160	189	151	222	206
中学生	3	2	2	7	6	8	8	11	21	26
専修学校生等	14	16	24	51	47	61	93	69	108	94

注：検挙人員は29歳以下を抽出

【事例】**○ 中学生による大麻所持事件（兵庫）**

男子中学生は、令和6年3月、兵庫県内において大麻を所持した。

同月、同男子中学生を大麻取締法違反（所持）で逮捕し、大麻0.334グラムを押収した。

(ウ) 初犯者率

大麻事犯の初犯者率は72.8%と、引き続き高い割合となっている（図表4-10）。

図表4-10 大麻事犯初犯者率の推移

区分		年次									
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
検挙人員		2,101	2,536	3,008	3,578	4,321	5,034	5,482	5,342	6,482	6,078
初犯者数		1,613	1,962	2,294	2,741	3,355	3,974	4,281	4,054	4,935	4,425
初犯者率(%)		76.8	77.4	76.3	76.6	77.6	78.9	78.1	75.9	76.1	72.8
年齢層別	60歳以上	62.5	92.3	67.7	68.6	63.6	53.3	69.8	55.3	64.2	46.2
	50歳代	56.3	58.6	58.7	63.1	57.4	56.3	64.9	63.0	60.2	60.0
	40歳代	66.5	70.6	66.0	64.9	67.1	67.5	67.5	66.5	66.5	62.9
	30歳代	75.1	74.6	70.9	69.7	71.1	71.3	68.5	68.3	69.2	65.4
	20歳代	80.9	80.5	82.6	81.2	81.8	81.0	80.4	77.5	76.1	73.9
	20歳未満	91.7	91.0	89.9	92.8	90.3	91.2	88.5	86.3	88.5	82.8

(I) 違反態様別の検挙状況

主な違反態様別では、所持事犯が5,228人、栽培事犯が189人、譲渡事犯が176人、譲受事犯が143人、密輸入事犯が109人となっており、栽培事犯は、前年より大幅に減少した（図表4-11）。

図表4-11 大麻栽培事犯検挙人員の推移

区分		年次									
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
検挙人員		112	116	139	152	167	239	232	234	260	189
暴力団構成員等		25	35	53	25	42	47	48	41	39	31
外国人		16	13	17	10	12	15	27	23	50	28

(2) 薬物の押収状況

薬物別の押収量は、覚醒剤が1,409キログラム（前年比+66.1キログラム）、乾燥大麻が318キログラム（同-466.5キログラム）、大麻草が5,877本（同-3,435本）、大麻濃縮物が67.6キログラム（同+31.9キログラム）等となっている。

また、主な麻薬では、MDMAが20万724錠（同+3万1,350錠）、コカインが247.2キログラム（同+193.8キログラム）と、いずれも前年より大幅に増加した（図表4-12）。

図表 4 - 12 薬物種類別押収量の推移

種類	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
	覚醒剤	(kg)	429.7	1,495.4	1,118.1	1,138.6	2,293.1	437.2	688.8	289.0	1,342.9
	(錠)	741	138	5	261	64	5	2,952	1,533	484	404
乾燥大麻	(kg)	101.0	133.1	176.3	280.4	350.2	265.1	329.7	289.6	784.5	318.0
大麻樹脂	(kg)	3.9	0.9	20.7	2.9	12.8	3.4	2.1	5.6	1.0	9.2
大麻草	(本)	3,355	13,660	17,324	4,456	8,074	9,893	7,301	7,563	9,312	5,877
	(kg)	87.6	42.3	67.5	23.0	33.2	37.9	17.8	11.2	27.2	16.9
大麻濃縮物	(kg)	-	-	-	-	-	-	22.2	74.0	35.7	67.6
合成麻薬	(錠)	1,055	5,021	3,181	12,303	73,935	90,322	54,204	74,824	169,442	226,119
	MDMA (錠)	981	5,019	3,109	12,274	73,874	90,218	54,192	74,747	169,374	200,724
コカイン	(kg)	18.5	18.3	9.6	42.0	34.9	23.4	10.0	41.8	53.4	247.2
ヘロイン	(kg)	2.0	0.0	70.3	0.0	0.0	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0
あへん	(kg)	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	5.8	0.0	0.0	2.5

注1：覚醒剤の押収量（kg）は、錠剤型覚醒剤を含まない。
 注2：大麻草の押収量（kg）は、本数として計上できない形状のものを示す。
 注3：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

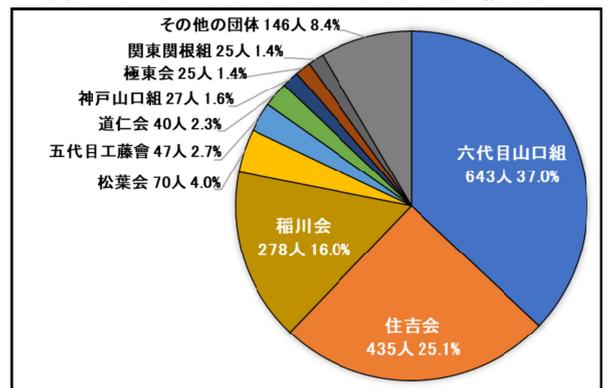
(3) 暴力団による薬物事犯

ア 暴力団構成員等の検挙状況

(7) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯の検挙人員（6,124人）のうち、暴力団構成員等が28.3%（1,736人）を占めている。組織別では、このうちの78.1%を六代目山口組、住吉会及び稲川会の3団体が占めている（図表4-13）。

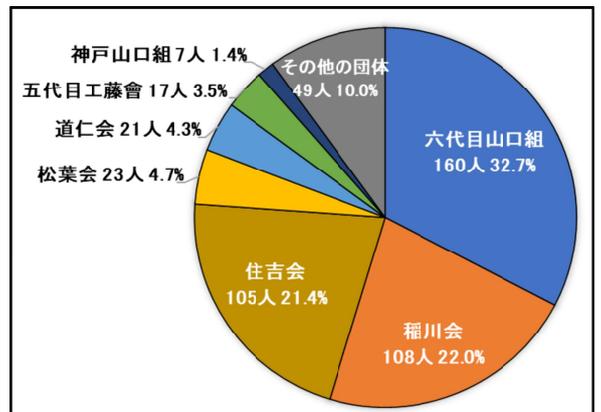
図表 4-13 覚醒剤事犯における暴力団組織別構成比率



(イ) 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員（6,078人）のうち、暴力団構成員等が8.1%（490人）を占めている。組織別では、このうちの76.1%を六代目山口組、稲川会及び住吉会の3団体が占めている（図表4-14）。

図表 4-14 大麻事犯における暴力団組織別構成比率



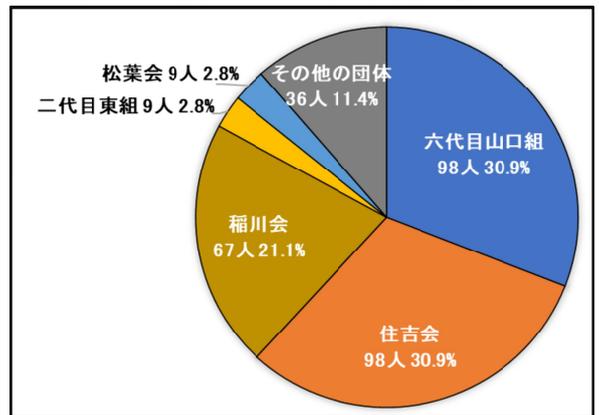
イ 営利犯の検挙状況

(7) 全薬物事犯

暴力団構成員等による薬物事犯の営利犯検挙人員は317人と、全営利犯検挙人員（1,148人）の27.6%を占めている。

組織別では、このうちの83.0%を六代目山口組、住吉会及び稲川会の3団体が占めている（図表4-15）。

図表4-15 営利犯における暴力団組織別構成比率



(4) 覚醒剤事犯

暴力団構成員等による覚醒剤事犯の営利犯検挙人員は221人と、同検挙人員全体（516人）の42.8%を占めている。

同構成比率を他の薬物と比較すると、大麻事犯が18.0%、麻薬及び向精神薬事犯が7.3%となっており、暴力団構成員等が営利目的で取り扱う薬物については、いまだ覚醒剤が主となっている状況がうかがえる。

(5) 大麻事犯

暴力団構成員等による大麻事犯の営利犯検挙人員は84人と、同検挙人員全体（467人）の18.0%を占めている。

また、暴力団構成員等による営利目的大麻栽培事犯の検挙人員は22人と、同検挙人員全体（85人）の25.9%を占めており、大麻の密売及び密輸入のほか、大麻の栽培にも暴力団が関与している状況がうかがえる。

(4) 外国人による薬物事犯

ア 外国人の検挙状況

(7) 国籍・地域別

外国人による薬物事犯を国籍・地域別で見ると、ベトナムが245人と最も多く、次いでブラジルが242人、韓国・朝鮮が120人、フィリピンが98人、アメリカが75人等となっている（図表4-16）。

(4) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯では、ブラジルが85人と最も多く、次いで韓国・朝鮮が84人、ベトナムが71人、フィリピンが56人、タイ及びカンボジアが各51人等となっている。

(5) 大麻事犯

大麻事犯では、ブラジルが142人と最も多く、次いでベトナムが71人、アメリカが42人、フィリピンが33人、韓国・朝鮮が30人等となっている。

図表4-16 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙人員

区分	薬物別		覚醒剤事犯		大麻事犯		麻薬及び向精神薬事犯								あへん事犯		
	総数		人員	前年比	人員	前年比	人員	前年比	MDMA等		コカイン		ヘロイン		人員	前年比	
	人員	前年比							人員	前年比	人員	前年比	人員	前年比			
外国人の検挙人員	1,288	+87	579	+58	470	+23	237	+4	69	-27	70	+7	1	-1	2	+2	
国籍・地域別 検挙人員	ベトナム	245	-20	71	+25	71	-18	101	-29	46	-30	1	+1	0	-2	2	+2
	ブラジル	242	+18	85	+20	142	-1	15	-1	1	-2	9	-1	0	0	0	0
	韓国・朝鮮	120	+2	84	-2	30	+4	6	0	1	0	3	0	0	0	0	0
	フィリピン	98	+19	56	+17	33	-6	9	+8	1	+1	6	+6	0	0	0	0
	アメリカ	75	+29	5	-12	42	+22	28	+19	1	-3	12	+11	0	0	0	0
	タイ	60	+9	51	+16	6	-3	3	-4	1	0	1	-4	0	0	0	0
	カンボジア	52	+5	51	+4	1	+1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ペルー	46	+16	13	+5	26	+11	7	0	0	0	6	-1	0	0	0	0
	中国	35	-17	21	-16	9	-6	5	+5	0	0	0	0	0	0	0	0
	トルコ	29	+13	10	+3	16	+9	3	+1	0	-1	3	+2	0	0	0	0
	スリランカ	21	+7	7	+5	13	+1	1	+1	1	+1	0	0	0	0	0	0
	カナダ	17	+4	12	+5	2	0	3	-1	1	-3	1	+1	0	0	0	0
	イラン	14	-2	11	-3	2	+1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	インドネシア	14	+8	12	+10	1	-3	1	+1	1	+1	0	0	0	0	0	0
	メキシコ	14	-6	13	-5	0	-1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	マレーシア	13	+4	9	+1	0	0	4	+3	2	+2	0	-1	0	0	0	0
	ナイジェリア	12	+1	10	-1	2	+2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ラオス	12	+5	12	+6	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	台湾	11	-7	3	-7	3	+1	5	-1	0	-3	0	0	1	+1	0	0
	ミャンマー	11	+10	3	+2	8	+8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ネパール	11	+6	2	+1	9	+7	0	-2	0	0	0	0	0	0	0	0
	パキスタン	9	-7	4	+1	5	-8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	オーストラリア	9	+2	1	0	4	+4	4	-2	2	+1	2	-3	0	0	0	0
	コロンビア	8	+6	5	+4	3	+2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	香港	7	-9	6	-5	0	-5	1	+1	0	0	0	0	0	0	0	0
	イギリス	7	-3	3	0	0	-2	4	-1	1	0	3	0	0	0	0	0
	スペイン	6	+4	0	0	3	+2	3	+2	1	+1	1	0	0	0	0	0
	ボリビア	6	-3	2	-1	4	-1	0	-1	0	0	0	-1	0	0	0	0
	オランダ	6	+5	0	0	1	+1	5	+4	4	+4	1	0	0	0	0	0
	インド	6	+5	0	-1	6	+6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	チュニジア	4	0	0	-3	1	0	3	+3	1	+1	2	+2	0	0	0	0
	フランス	4	-3	0	-3	2	-2	2	+2	1	+1	0	0	0	0	0	0
ドイツ	4	-3	0	-2	1	-4	3	+3	1	+1	2	+2	0	0	0	0	
ドミニカ	3	-3	0	-2	1	-2	2	+1	0	0	2	+1	0	0	0	0	
ルーマニア	3	+3	0	0	1	+1	2	+2	1	+1	1	+1	0	0	0	0	
ベルギー	3	+3	1	+1	1	+1	1	+1	0	0	0	0	0	0	0	0	
モンゴル	3	+2	0	0	3	+3	0	-1	0	0	0	-1	0	0	0	0	
イタリア	3	+1	0	-1	1	+1	2	+1	0	0	2	+1	0	0	0	0	
アルゼンチン	3	+1	1	0	1	+1	1	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	
エジプト	2	+2	1	+1	1	+1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ウクライナ	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
モロッコ	2	+1	1	0	1	+1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ガーナ	2	+2	0	0	1	+1	1	+1	0	0	1	+1	0	0	0	0	
バングラデシュ	2	+1	0	0	1	0	1	+1	0	0	1	+1	0	0	0	0	
ポルトガル	2	-1	0	-1	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	
シエラレオネ	2	+2	2	+2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ジャマイカ	2	+1	2	+2	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注：令和6年中に検挙人員が2人以上の国籍・地域を抽出。

イ 営利犯の検挙状況

(7) 全薬物事犯

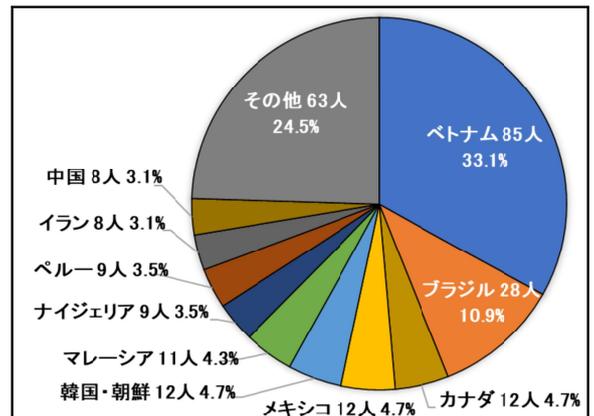
全薬物事犯の営利犯検挙人員（1,148人）のうち、外国人が257人（構成比率22.4%）を占めている。

国籍・地域別では、ベトナムが85人（同33.1%）と最も多く、次いでブラジルが28人（同10.9%）、カナダ、メキシコ及び韓国・朝鮮が各12人（同各4.7%）等となっている（図表4-17）。

また、外国人による全薬物事犯の営利犯検挙人員257人の薬物別内訳をみると、覚醒剤事犯が108人（同42.0%）、麻薬及び向精神薬事犯が83人（同

32.3%）、大麻事犯が66人（同25.7%）となっており、外国人が営利目的で取り扱う薬物については、覚醒剤が主となっている状況がうかがえる。

図表4-17 営利犯における国籍・地域別構成比率



(イ) 覚醒剤事犯

外国人による覚醒剤事犯の営利犯検挙人員は108人で、同検挙人員全体（516人）の20.9%を占めている。

国籍・地域別では、カナダが12人と最も多く、次いでメキシコが11人、ベトナムが10人、ブラジルが9人等となっている。

(ロ) 大麻事犯

外国人による大麻事犯の営利犯検挙人員は66人で、同検挙人員全体（467人）の14.1%を占めている。

国籍・地域別では、ベトナムが37人と最も多く、次いでブラジルが11人、韓国・朝鮮が4人、オーストラリアが3人等となっている。

また、外国人による営利目的大麻栽培事犯の検挙人員は16人と、同検挙人員全体（85人）の18.8%を占めており、外国人が密売目的で大麻の栽培に関与している状況がうかがえる。

【事例】

○ オーストラリア人らによる大麻栽培等事件（熊本）

オーストラリア人の男らは、令和4年6月頃から令和5年12月にかけて、熊本県内において大麻草の栽培等をした。

令和6年3月までに、同男ら3人を大麻取締法違反（栽培等）で逮捕し、大麻草574本、乾燥大麻約19キログラム等を押収した（同月、大麻取締法違反（営利目的栽培等）で起訴）。

(5) 麻薬特例法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況

ア 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数

薬物犯罪収益等隠匿罪の検挙事件数は 17 件（前年比－3 件）と、前年より減少し、また、同收受罪の検挙事件数は 4 件（同＋3 件）と、前年より増加した（図表 4－18）。

図表 4－18 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯検挙事件数の推移

区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
薬物犯罪収益等隠匿(6条)		5	5	7	5	8	3	5	15	20	17
暴力団構成員等		3	4	3	2	6	1	2	2	3	6
薬物犯罪収益等收受(7条)		3	3	1	2	1	0	4	2	1	4
暴力団構成員等		2	2	1	1	1	0	2	0	0	3
合計		8	8	8	7	9	3	9	17	21	21
暴力団構成員等		5	6	4	3	7	1	4	2	3	9

イ 麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全状況

薬物犯罪収益に係る起訴前の没収保全命令の発出件数は 27 件で、金銭債権等総額は 2,390 万 5,545 円（外貨等を除く。）となっている（図表 4－19）。

図表 4－19 麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の件数及び金額の推移

区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
件数		14	16	11	17	8	18	24	23	20	27
暴力団構成員等		10	12	0	5	1	6	6	5	2	11
金銭債権等総額		3,731万8,473円	1億501万9,479円	230万2,673円	4,840万8,554円	415万3,977円	1,268万4,518円	3,271万2,378円	2,536万3,870円	4,542万7,415円	2,390万5,545円
外貨その他			金地金債権 0.85054グラム プラチナ地金債権 27.99112グラム		1,000米ドル	1,800米ドル 72台湾ドル 95.6リンギット				900米ドル 116ユーロ34セント	520米ドル 20ポンド 300ユーロ 46円分のサービス請求権(電子マネー)

注：警察官たる司法警察員が請求したものに限る。

★ トピックスⅣ

大麻乱用者の実態

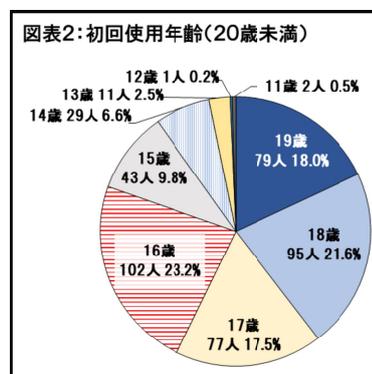
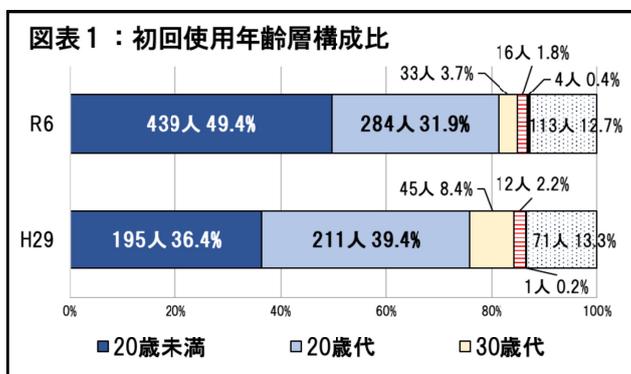
令和6年10月から同年11月にかけて、大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者のうち、889人について、捜査の過程において明らかとなった大麻使用のきっかけ、動機、大麻の入手先を知った方法等を取りまとめた結果は、次のとおりである。

※ 図表1で対比した平成29年については、平成29年10月から同年11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者のうち、535人について取りまとめたもの。

○ 大麻を初めて使用した年齢（図表1、2）

対象者が初めて大麻を使用した年齢は、20歳未満が49.4%、20歳代が31.9%と、30歳未満で8割以上を占める（最低年齢は11歳）。

初回使用年齢層の構成比を平成29年と比較すると、20歳未満が36.4%から49.4%に増加しており、若年層の中でも特に20歳未満での乱用拡大が懸念される。

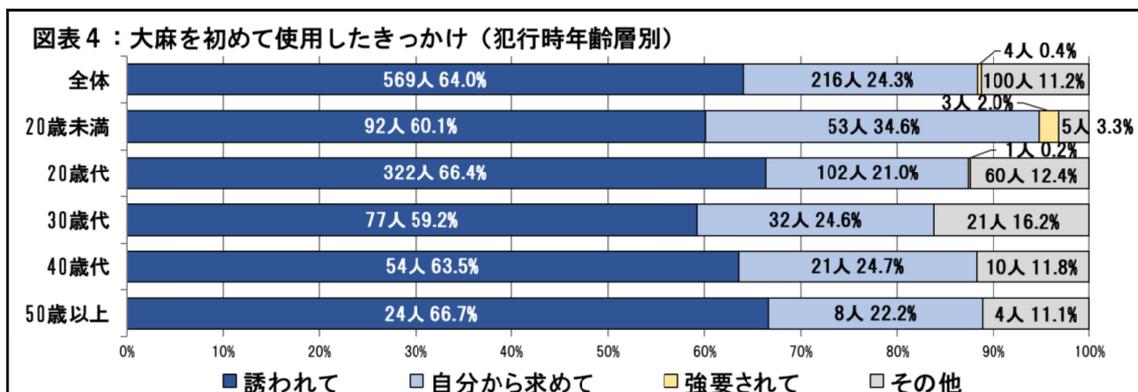


○ 大麻を初めて使用した動機及びきっかけ（図表3、4）

大麻を使用した動機は、「好奇心・興味本位」が最多で、「その場の雰囲気」と合わせると、いずれの年齢層でも5割以上を占める。大麻を初めて使用したきっかけは、いずれの年齢層でも「誘われて」が約6割を占める。

図表3：大麻を初めて使用した動機（犯行時年齢層別・複数回答）

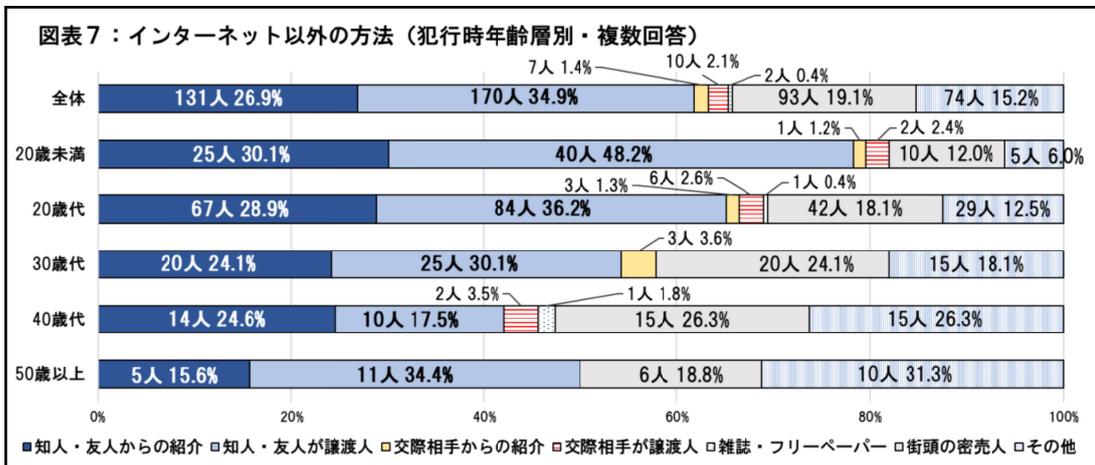
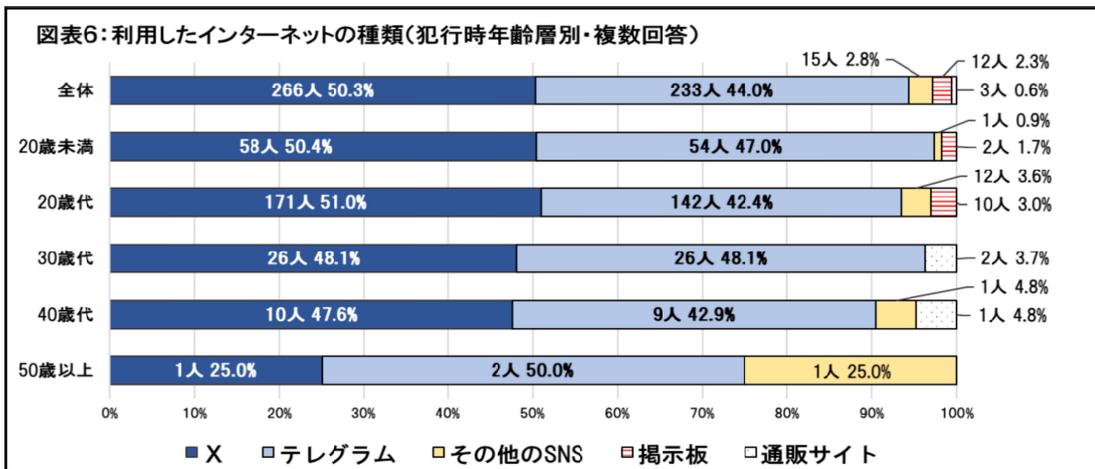
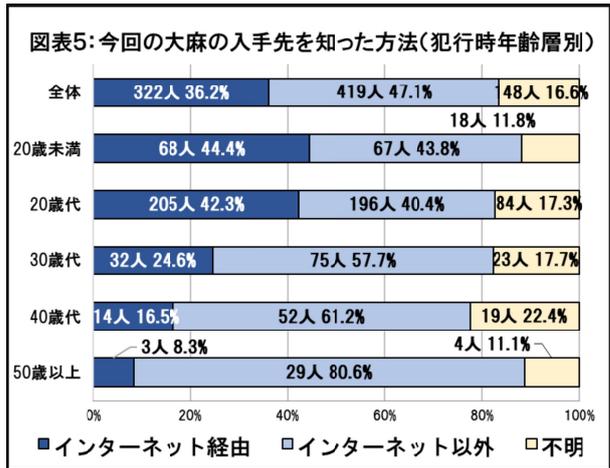
動機	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上	全体
好奇心・興味本位	39.5%	39.3%	35.2%	41.8%	30.1%	38.6%
その場の雰囲気	21.3%	18.6%	16.3%	19.6%	21.9%	18.9%
ストレス発散	7.8%	6.2%	9.6%	6.3%	6.8%	7.0%
好きなアーティストや音楽からの影響	6.9%	7.1%	4.8%	4.4%	2.7%	6.3%
多幸感	6.6%	6.7%	6.3%	4.4%	2.7%	6.3%
陶酔効果	4.4%	5.4%	5.9%	5.7%	6.8%	5.4%
現実逃避	6.3%	3.9%	6.7%	3.2%	6.8%	4.8%
パーティー感覚	2.5%	5.1%	4.1%	5.1%	2.7%	4.4%
クラブや音楽イベント等に参加した高揚感	2.8%	4.2%	4.1%	5.7%	11.0%	4.3%
その他	1.9%	3.6%	7.0%	3.8%	8.2%	4.0%



○ 大麻の入手先（譲渡人）を知った方法（図表5～7）

検挙事実となった大麻の入手先（譲渡人）を知った方法は、30歳未満では「インターネット経由」が4割以上を占め、このうち9割以上がSNSを利用しており、近年、SNSが急速に普及したことにより、これまで以上に大麻の入手が容易になっている状況がうかがえる。

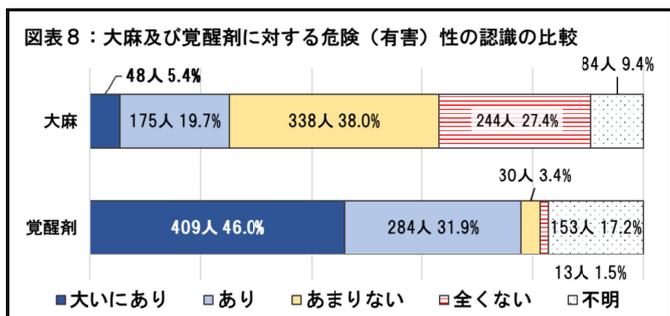
「インターネット以外の方法」では、大麻の入手に「友人・知人」が関与しているケースが全体の約6割を占め、20歳未満では7割を超えるなど、年齢層が下がるほど、その傾向が顕著である。



○ 大麻に対する危険（有害）性の認識（図表8、9）

大麻に対する危険（有害）性の認識は、「全くない」及び「あまりない」の割合が65.5%で、覚醒剤に対する危険（有害）性の認識と比較すると、著しく低い。

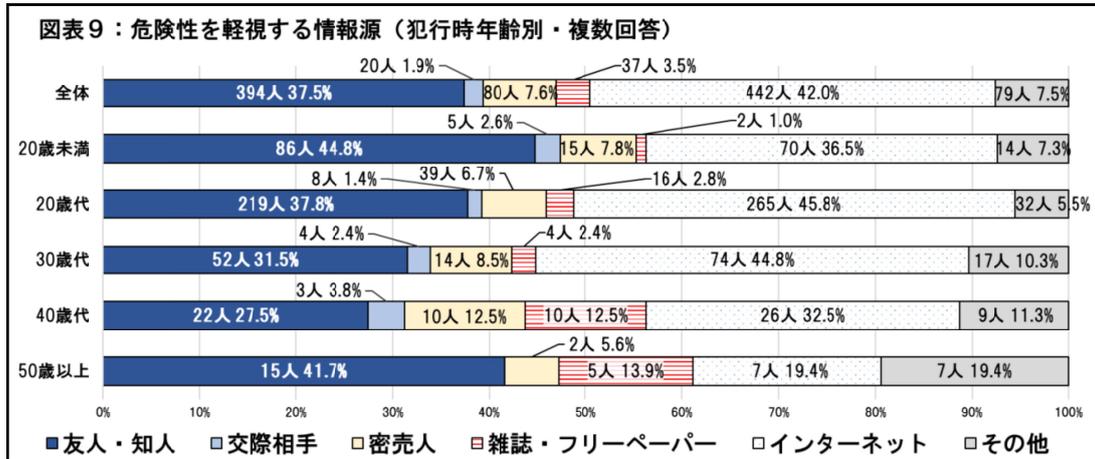
一方で、前回調査（令和5年10月から同年11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者のうち、1,060人



について取りまとめたもの。以下同じ。）と比較すると、「大いにあり」及び「あり」の割合が25.1%

%と、10.7ポイント増加している。

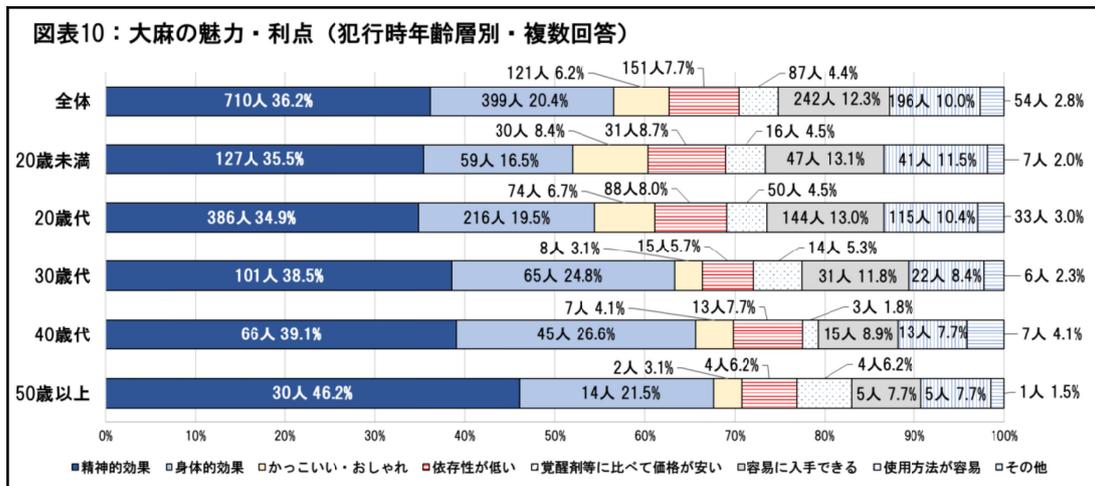
なお、大麻に対する危険（有害）性を軽視する情報の入手先については、いずれの年齢層でも、「友人・知人」及び「インターネット」が多く、年齢層が低いほど、「友人・知人」の占める割合が高い傾向にあるほか、「インターネット」の占める割合は、20歳代が最も高い。



○ 感じている大麻の魅力（図表10）

大麻乱用者が感じる大麻の魅力は、いずれの年齢層においても「精神的効果」が最多となり、年齢層が高いほど、その割合が高い傾向にある。

一方で、30歳未満の若年層においては、SNS上に氾濫する「依存性が低い」といった大麻に関する誤った情報や大麻の入手方法の容易さに魅力を感じている者の割合が、30歳以上の壮年層と比べて高く、SNSの普及が若年層における大麻乱用拡大の一因となっている状況がうかがえる。



今回の実態調査によって、前回調査に引き続き、大麻を使用し始めた動機やきっかけ、入手先、危険（有害）性に関する誤った認識の形成等、様々な面で30歳未満の若年層の多くが身近な環境に影響されている実態が改めて裏付けられた。

また、大麻に対する危険（有害）性を認識している者の割合が前回調査（14.3%）から上昇し、大麻の不正な施用に罰則が適用されることとなったことや各種広報啓発等による一定の効果がみられる一方、依然として、大麻に関する誤った認識を持つ者が多い実態も明らかとなった。

引き続き、供給の遮断と需要の根絶に向け、厳正な取締りを一層強力に推進するとともに、若年層を取り巻く環境の健全化、SNSにおける違法・有害情報の排除、大麻の危険（有害）性を正しく認識できるような広報啓発等を積極的に行い、若年層を中心とした大麻の乱用拡大に歯止めを掛けることが重要である。

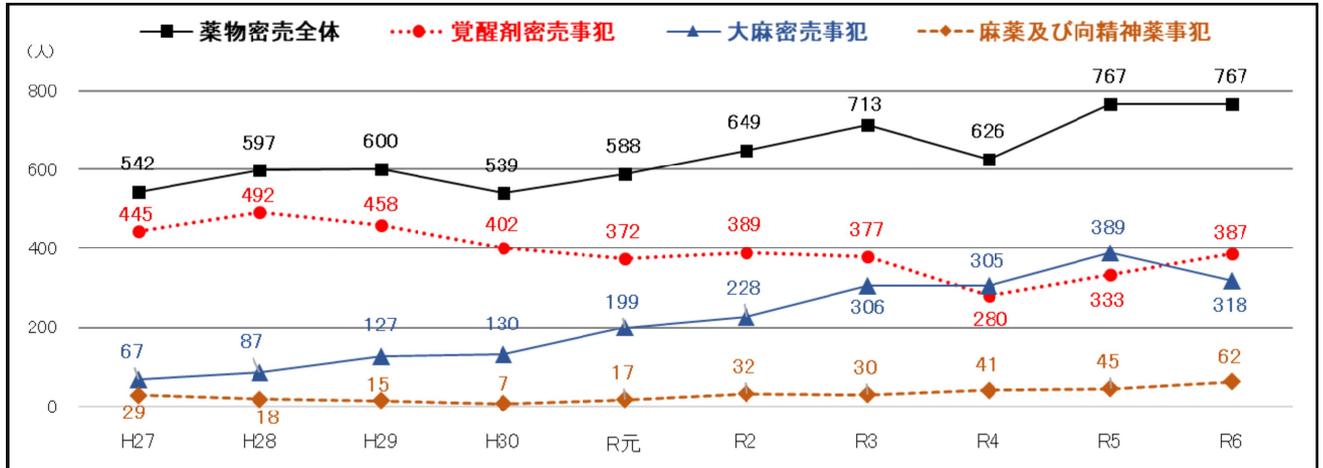
2 薬物密売関連事犯の検挙状況

(1) 薬物密売関連事犯の検挙状況

薬物事犯のうち、密売関連事犯の検挙人員は 767 人と、前年と同数であり、最近 5 年間は高い水準で推移している（図表 4－20）。

同検挙人員のうち、暴力団構成員等は 252 人（構成比率 32.9 %）、外国人は 66 人（同 8.6 %）となっている（図表 4－21）。

図表 4－20 薬物事犯別密売関連事犯検挙人員の推移



(2) 主な薬物密売関連事犯の傾向、特徴

ア 覚醒剤密売関連事犯

覚醒剤の密売関連事犯検挙人員は 387 人（前年比＋ 54 人）と、前年より増加し、密売関連事犯全体（767 人）の半数を占めている。

イ 大麻密売関連事犯

大麻の密売関連事犯検挙人員は 318 人（前年比－ 71 人）と、前年より減少したものの、密売関連事犯全体の 4 割を占めている。

【事例】

○ SNS を利用した大麻密売事件（千葉）

無職の男らは、令和 4 年 10 月から令和 6 年 1 月にかけて、千葉県内等において、SNS を利用して大麻の密売をした。

同年 7 月までに、同男ら 4 人を麻薬特例法違反（業として行う譲渡等）等で検挙するとともに、同男らから大麻を購入するなどした客 7 人を大麻取締法違反（所持）で逮捕した。

図表 4 - 21 薬物事犯別密売関連事犯検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年次									
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
覚醒剤事犯	検挙件数	539	612	538	498	440	466	493	385	398	452
	検挙人員	445	492	458	402	372	389	377	280	333	387
	暴力団構成員等	318	322	290	263	240	258	229	150	169	196
	構成比率(%)	71.5	65.4	63.3	65.4	64.5	66.3	60.7	53.6	50.8	50.6
	外国人	34	57	49	41	43	32	34	21	22	36
	構成比率(%)	7.6	11.6	10.7	10.2	11.6	8.2	9.0	7.5	6.6	9.3
大麻事犯	検挙件数	124	207	211	245	324	338	466	466	571	518
	検挙人員	67	87	127	130	199	228	306	305	389	318
	暴力団構成員等	29	32	50	49	63	53	71	61	86	47
	構成比率(%)	43.3	36.8	39.4	37.7	31.7	23.2	23.2	20.0	22.1	14.8
	外国人	4	5	19	6	14	19	29	18	17	21
	構成比率(%)	6.0	5.7	15.0	4.6	7.0	8.3	9.5	5.9	4.4	6.6
麻薬及び向精神薬事犯	検挙件数	71	57	41	40	55	59	77	97	93	144
	MDMA等合成麻薬	15	6	8	4	15	15	26	25	21	32
	コカイン	15	32	14	28	29	18	21	37	34	71
	ヘロイン	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	その他	41	19	19	8	10	26	30	35	38	41
	検挙人員	29	18	15	7	17	32	30	41	45	62
	暴力団構成員等	11	5	6	4	9	3	6	1	12	9
	構成比率(%)	37.9	27.8	40.0	57.1	52.9	9.4	20.0	2.4	26.7	14.5
	外国人	0	2	3	0	3	3	13	11	11	9
	構成比率(%)	0.0	11.1	20.0	0.0	17.6	9.4	43.3	26.8	24.4	14.5
	MDMA等合成麻薬	4	1	3	0	1	8	3	12	7	9
	暴力団構成員等	0	1	3	0	0	1	1	0	0	1
	構成比率(%)	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	12.5	33.3	0.0	0.0	11.1
	外国人	0	0	0	0	1	2	1	6	3	2
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	25.0	33.3	50.0	42.9	22.2
	コカイン	1	3	2	6	11	3	3	8	19	32
	暴力団構成員等	0	2	0	4	8	2	1	1	11	6
	構成比率(%)	0.0	66.7	0.0	66.7	72.7	66.7	33.3	12.5	57.9	18.8
	外国人	0	1	2	0	1	0	1	2	3	3
	構成比率(%)	0.0	33.3	100.0	0.0	9.1	0.0	33.3	25.0	15.8	9.4
	ヘロイン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	24	14	10	1	5	21	24	21	19	21	
暴力団構成員等	11	2	3	0	1	0	4	0	1	2	
構成比率(%)	45.8	14.3	30.0	0.0	20.0	0.0	16.7	0.0	5.3	9.5	
外国人	0	1	1	0	1	1	11	3	5	4	
構成比率(%)	0.0	7.1	10.0	0.0	20.0	4.8	45.8	14.3	26.3	19.0	
あへん事犯	検挙件数	1	2	0	2	1	0	2	0	0	1
	検挙人員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	検挙件数	735	878	790	785	820	863	1,038	948	1,062	1,115
	検挙人員	542	597	600	539	588	649	713	626	767	767
	暴力団構成員等	358	359	346	316	312	314	306	212	267	252
	構成比率(%)	66.1	60.1	57.7	58.6	53.1	48.4	42.9	33.9	34.8	32.9
	外国人	39	64	71	47	60	54	76	50	50	66
	構成比率(%)	7.2	10.7	11.8	8.7	10.2	8.3	10.7	8.0	6.5	8.6

注：大麻事犯の検挙件数及び検挙人員は、「大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律」の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に係るものを含む。

また、麻薬及び向精神薬事犯の検挙件数及び検挙人員は、同施行日以降の麻薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に係るものを含まない。

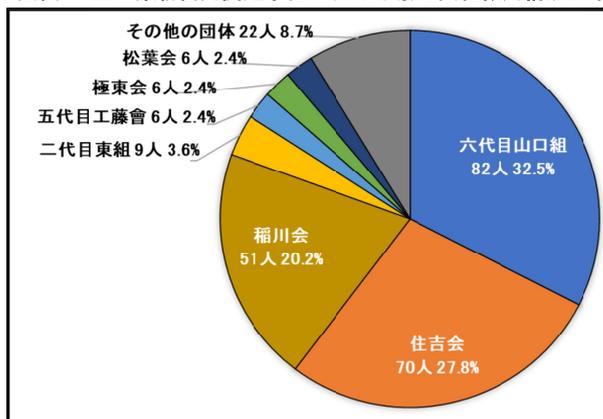
(3) 暴力団による薬物密売関連事犯

薬物密売関連事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等が252人（構成比率32.9%）を占めている。

組織別では、このうちの80.6%を六代目山口組、住吉会及び稲川会の3団体が占めている（図表4-22）。

また、覚醒剤密売関連事犯の検挙人員に占める暴力団構成員等の構成比率は50.6%と、いまだ過半数を占めており、依然として覚醒剤密売に係る犯罪収益が暴力団の資金源となっている実態がうかがえる。

図表4-22 薬物密売関連事犯における暴力団組織別構成比率



【事例】

○ 六代目山口組傘下組織組員らによる覚醒剤等密売事件（兵庫・愛媛）

六代目山口組傘下組織組員らは、令和5年10月から令和6年4月にかけて、大阪府内等においてSNSを利用して覚醒剤等の密売等をした。

同年11月までに、同組員ら5人を麻薬特例法違反（業として行う譲渡等）等で検挙するとともに、同組員らから覚醒剤等を購入するなどした客24人を覚醒剤取締法違反（所持等）等で逮捕した。

(4) 外国人による薬物密売関連事犯

薬物密売関連事犯の検挙人員のうち、外国人が66人（構成比率8.6%）を占めている。

また、外国人による覚醒剤密売関連事犯の検挙人員は36人（同9.3%）、大麻密売関連事犯の検挙人員は21人（同6.6%）と、いずれも前年より増加した。

なお、外国人による麻薬及び向精神薬密売関連事犯の検挙人員は9人と、前年より減少したが、外国人の構成比率は14.5%と、他の薬物と比べて高くなっている。

3 薬物密輸入事犯の検挙状況

(1) 薬物密輸入事犯の検挙状況

薬物密輸入事犯の検挙人員は395人（前年比-100人）と、前年より減少した。

薬物事犯別では、覚醒剤事犯が138人、大麻事犯が109人、麻薬及び向精神薬事犯が145人、あへん事犯が3人となっている。

また、薬物密輸入事犯の検挙人員に占める暴力団構成員等の構成比率は10.9%（43人）と、前年より減少した一方、外国人の構成比率は63.3%（250人）と、前年より増加した（図表4-23）。

図表 4 - 23 薬物事犯別密輸入事犯検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年次									
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
覚醒剤事犯	検挙件数	73	82	126	127	273	73	56	129	200	101
	検挙人員	96	97	153	157	333	114	83	175	275	138
	暴力団構成員等	19	11	14	32	36	20	17	37	51	23
	構成比率(%)	19.8	11.3	9.2	20.4	10.8	17.5	20.5	21.1	18.5	16.7
	外国人	72	73	120	103	246	63	35	81	153	83
	構成比率(%)	75.0	75.3	78.4	65.6	73.9	55.3	42.2	46.3	55.6	60.1
大麻事犯	検挙件数	65	42	81	75	89	66	72	61	74	100
	検挙人員	59	42	67	63	80	53	81	74	75	109
	暴力団構成員等	2	3	8	12	8	6	12	17	2	15
	構成比率(%)	3.4	7.1	11.9	19.0	10.0	11.3	14.8	23.0	2.7	13.8
	外国人	21	21	36	25	36	19	35	31	43	58
	構成比率(%)	35.6	50.0	53.7	39.7	45.0	35.8	43.2	41.9	57.3	53.2
麻薬及び向精神薬事犯	検挙件数	102	77	95	122	101	79	83	104	145	125
	MDMA等合成麻薬	16	14	27	32	26	51	37	51	41	44
	コカイン	6	7	10	32	32	16	16	15	48	36
	ヘロイン	2	1	6	0	3	2	0	0	1	1
	その他	78	55	52	58	40	10	30	38	55	44
	検挙人員	94	78	69	92	85	68	103	127	145	145
	暴力団構成員等	21	5	3	5	1	1	1	9	5	3
	構成比率(%)	22.3	6.4	4.3	5.4	1.2	1.5	1.0	7.1	3.4	2.1
	外国人	26	28	27	54	53	39	64	91	109	109
	構成比率(%)	27.7	35.9	39.1	58.7	62.4	57.4	62.1	71.7	75.2	75.2
	MDMA等合成麻薬	13	13	10	19	23	40	51	60	43	48
	暴力団構成員等	6	0	1	3	0	1	1	1	0	1
	構成比率(%)	46.2	0.0	10.0	15.8	0.0	2.5	2.0	1.7	0.0	2.1
	外国人	3	3	2	9	13	24	33	52	39	36
	構成比率(%)	23.1	23.1	20.0	47.4	56.5	60.0	64.7	86.7	90.7	75.0
	コカイン	6	12	10	32	31	17	25	26	51	46
	暴力団構成員等	2	3	1	0	1	0	0	6	4	2
	構成比率(%)	33.3	25.0	10.0	0.0	3.2	0.0	0.0	23.1	7.8	4.3
	外国人	3	8	9	31	24	13	13	16	41	33
	構成比率(%)	50.0	66.7	90.0	96.9	77.4	76.5	52.0	61.5	80.4	71.7
	ヘロイン	0	0	2	0	2	1	0	0	1	1
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人	0	0	2	0	2	0	0	0	0	1	
構成比率(%)	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
その他	75	53	47	41	29	10	27	41	50	50	
暴力団構成員等	13	2	1	2	0	0	0	2	1	0	
構成比率(%)	17.3	3.8	2.1	4.9	0.0	0.0	0.0	4.9	2.0	0.0	
外国人	20	17	14	14	14	2	18	23	29	39	
構成比率(%)	26.7	32.1	29.8	34.1	48.3	20.0	66.7	56.1	58.0	78.0	
あへん事犯	検挙件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	検挙人員	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7
	外国人	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
合計	検挙件数	240	201	302	324	463	218	212	294	419	327
	検挙人員	249	217	289	312	498	235	268	376	495	395
	暴力団構成員等	42	19	25	49	45	27	30	63	58	43
	構成比率(%)	16.9	8.8	8.7	15.7	9.0	11.5	11.2	16.8	11.7	10.9
	外国人	119	122	183	182	335	121	135	203	305	250
	構成比率(%)	47.8	56.2	63.3	58.3	67.3	51.5	50.4	54.0	61.6	63.3

注：大麻事犯の検挙件数及び検挙人員は、「大麻取締法及び麻薬取締法の一部を改正する法律」の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に係るものを含む。

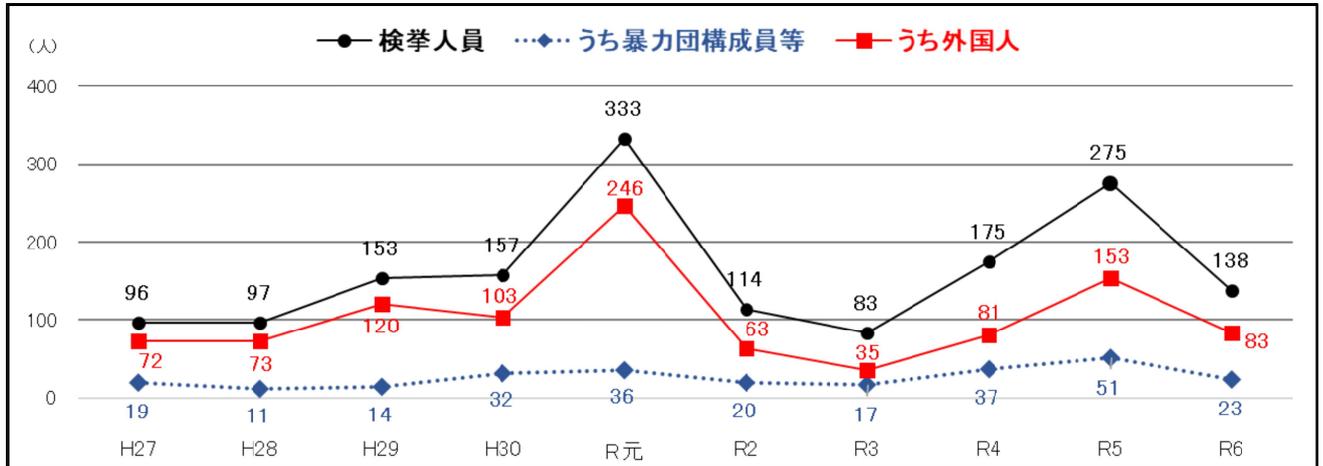
また、麻薬及び向精神薬事犯の検挙件数及び検挙人員は、同施行日以降の麻薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に係るものを含まない。

(2) 主な薬物密輸入事犯の傾向及び特徴

ア 覚醒剤密輸入事犯

覚醒剤の密輸入事犯検挙人員は138人（前年比－137人）と、前年より減少し、このうち、暴力団構成員等は23人（同－28人）、外国人は83人（同－70人）となっている（図表4－24）。

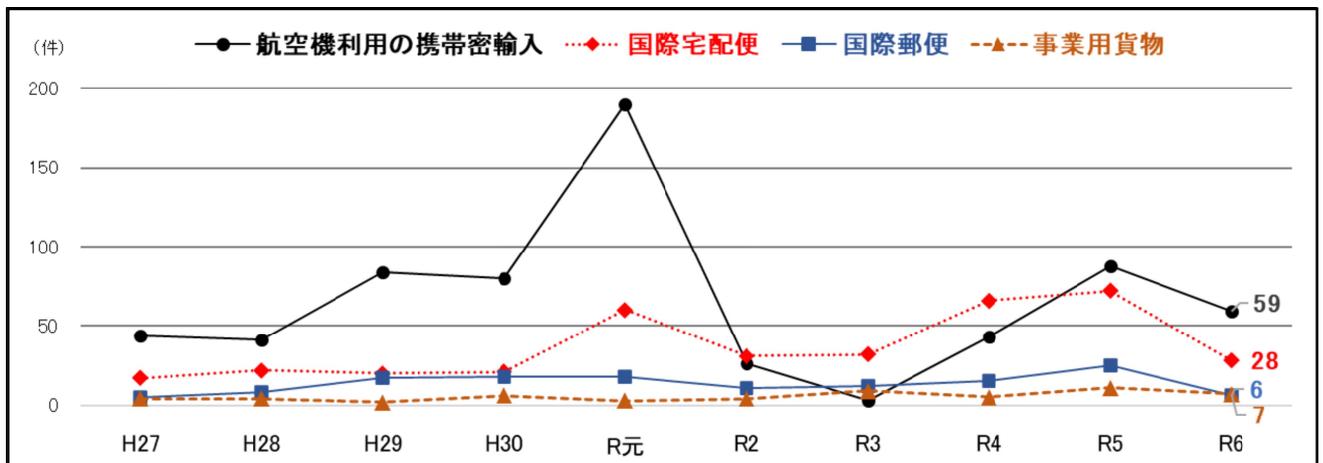
図表4－24 覚醒剤密輸入事犯検挙人員の推移



(7) 態様別の検挙状況

主な態様別では、航空機利用による覚醒剤の携帯密輸入事犯が59件（前年比－29件）、国際宅配便が28件（同－44件）、事業用貨物が7件（同－4件）、国際郵便が6件（同－19件）となっている（図表4－25）。

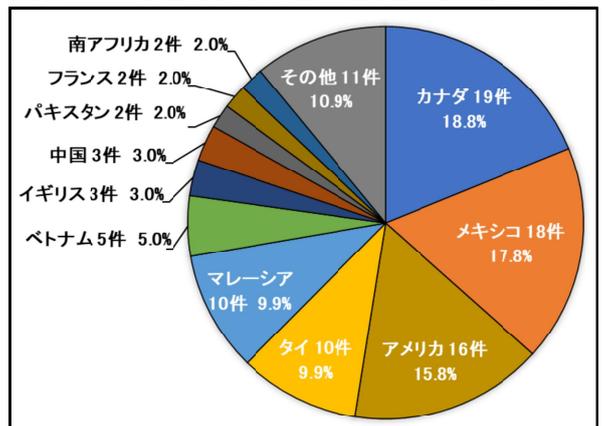
図表4－25 覚醒剤密輸入事犯態様別検挙件数の推移



(イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別では、カナダが19件（構成比率18.8%）と最も多く、次いでメキシコが18件（同17.8%）、アメリカが16件（同15.8%）、タイ及びマレーシアが各10件（同各9.9%）等となっている（図表4－26）。

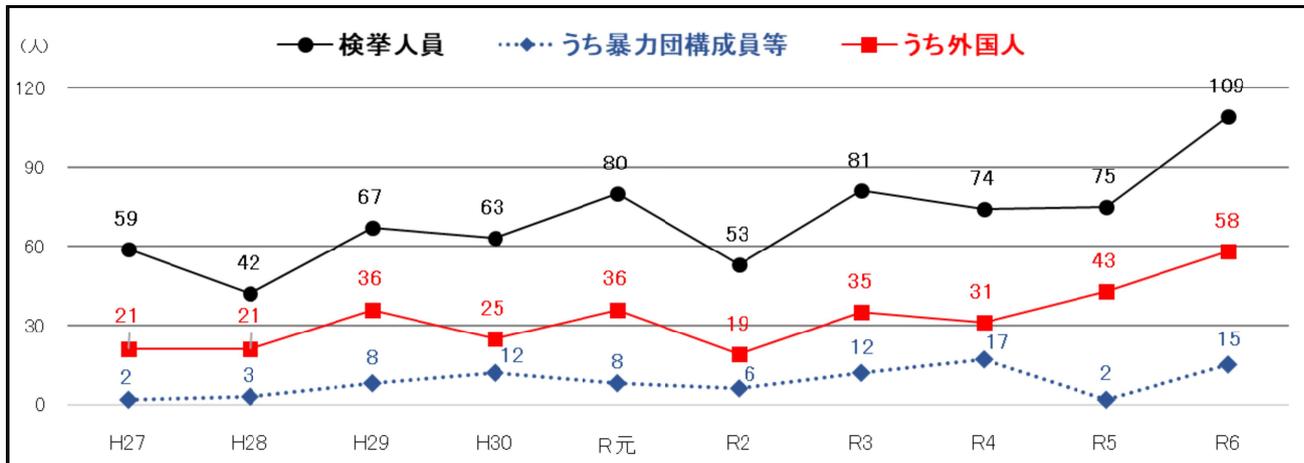
図表4－26 覚醒剤密輸入事犯の仕出国・地域別構成比率



イ 大麻密輸入事犯

大麻の密輸入事犯検挙人員は 109 人（前年比+ 34 人）と、前年より増加し、このうち暴力団構成員等は 15 人（同+ 13 人）、外国人は 58 人（同+ 15 人）となっている（図表 4 - 27）。

図表 4 - 27 大麻密輸入事犯検挙人員の推移



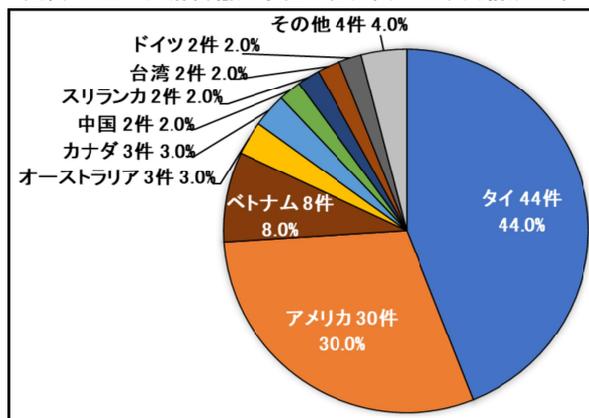
(7) 態様別の検挙状況

主な態様別では、国際宅配便が 37 件（前年比+ 13 件）、航空機利用の携帯密輸入が 36 件（同+ 5 件）、国際郵便が 23 件（同+ 6 件）と、いずれも前年より増加している。

(イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別では、タイが 44 件（構成比率 44.0 %）と最も多く、次いでアメリカが 30 件（同 30.0 %）、ベトナムが 8 件（同 8.0 %）、オーストラリア及びカナダが各 3 件（同各 3.0 %）等となっている（図表 4 - 28）。

図表 4 - 28 大麻密輸入事犯の仕出国・地域別構成比率



(3) 密輸入事犯における薬物の押収状況

密輸入事犯における覚醒剤の押収量は 1,379.8 キログラム（前年比+ 164.3 キログラム）と、前年より増加した。

また、大麻濃縮物の押収量は 61.5 キログラム（同+ 30.6 キログラム）と、前年より増加した一方、乾燥大麻の押収量は 77.2 キログラム（前年比- 293.2 キログラム）と、大幅に減少した（図表 4 - 29）。

図表 4 - 29 薬物種類別密輸入押収量の推移

種類	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
	覚醒剤	(kg)	394.6	1,428.4	1,073.4	784.4	609.5	418.2	673.1	282.1	1,215.5
(錠)		497	113	0	200	13	0	1,951	0	0	58
乾燥大麻	(kg)	16.0	3.9	5.6	120.6	120.3	19.9	8.7	13.9	370.4	77.2
大麻樹脂	(kg)	2.7	0.1	7.6	0.2	10.5	1.6	0.0	4.9	0.1	9.1
大麻濃縮物	(kg)	—	—	—	—	—	—	18.3	70.2	30.9	61.5
合成麻薬	(錠)	5	1,595	826	11,639	73,183	87,097	48,909	70,118	167,714	220,844
	MDMA (錠)	3	1,595	826	11,639	73,123	87,092	48,909	70,103	167,690	195,506
コカイン	(kg)	18.0	13.9	8.3	40.2	33.4	22.8	9.2	40.5	46.4	231.8
ヘロイン	(kg)	2.0	0.0	70.3	0.0	0.0	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0
あへん	(kg)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.1

注1：覚醒剤の押収量（kg）は、錠剤型覚醒剤を含まない。
 注2：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

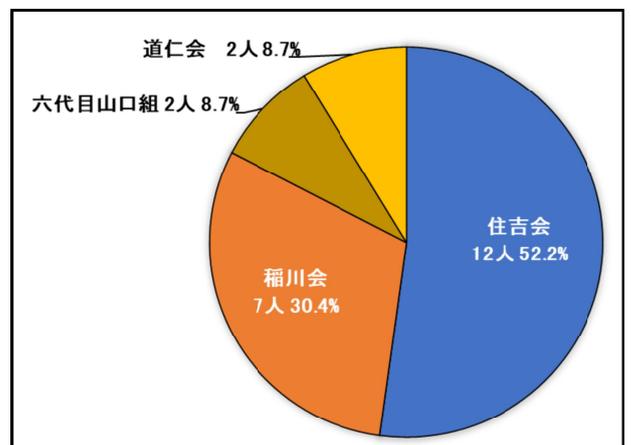
(4) 暴力団による薬物密輸入事犯

暴力団構成員等による薬物密輸入事犯の検挙人員は43人（前年比－15人）と、前年より減少した。

同検挙人員の薬物別内訳をみると、覚醒剤事犯が23人（構成比率53.5%）、大麻事犯が15人（同34.9%）、麻薬及び向精神薬事犯が3人（同7.0%）、あへん事犯が2人（同4.7%）であり、半数を覚醒剤事犯が占めている。

覚醒剤事犯について、組織別でみると、最多は住吉会の12人（同52.2%）で、次いで稲川会7人（同30.4%）、六代目山口組及び道仁会各2人（同各8.7%）となっており、これら暴力団組織が覚醒剤密輸入事犯に深く関与し、有力な資金源としている状況がうかがえる（図表4-30）。

図表 4 - 30 覚醒剤密輸入事犯における暴力団組織別構成比率



【事例】

○ 稲川会傘下組織幹部らによる大麻密輸入事件（警視庁・千葉・神奈川）

稲川会傘下組織幹部らは、令和6年2月、タイから国際郵便を利用し、ボクシングミット内に隠匿して大麻を密輸入した。

同年10月までに、同幹部ら4人を大麻取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕し、大麻約3キログラムを押収した。

(5) 外国人による薬物密輸入事犯

外国人による薬物密輸入事犯の検挙人員は250人（前年比－55人）と、前年より減少した。

同検挙人員の薬物別内訳をみると、麻薬及び向精神薬事犯が109人（構成比率43.6%）、覚醒剤事犯が83人（同33.2%）、大麻事犯が58人（同23.2%）となっている。

外国人による覚醒剤密輸入事犯の検挙人員を国籍・地域別でみると、カナダが12人と最も多く、次いでメキシコが11人、マレーシアが9人、中国が7人等となっている。

外国人による大麻密輸入事犯の検挙人員を国籍・地域別でみると、ベトナムが24人と最も多く、次いでアメリカが19人、オーストラリアが3人等となっている。

【事例】

○ メキシコ人らによる覚醒剤密輸入事件（神奈川）

メキシコ人の男らは、令和6年2月、メキシコから海上コンテナ貨物を利用し、覚醒剤を密輸入した。

同年7月までに、同男ら3人を覚醒剤取締法違反（営利目的輸入等）で逮捕し、覚醒剤約531キログラムを押収した。

4 危険ドラッグ事犯の検挙状況

(1) 危険ドラッグ事犯の検挙状況

危険ドラッグ事犯の検挙人員は、平成27年のピーク以降、減少傾向が続いていたが、令和4年に増加に転じ、令和6年中は657人（前年比+233人）と、前年より大幅に増加した（図表4-31）。

このうち、暴力団構成員等は9人（同±0人）、外国人は32人（同-14人）となっているほか、少年は86人（同+48人）となっている。

適用法令別では、医薬品医療機器等法違反が398人（同+78人）、麻薬取締法違反が259人（同+155人）と、いずれも大幅に増加した。

図表4-31 危険ドラッグに係る適用法令別検挙人員の推移

区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
危険ドラッグ事犯の検挙人員		1,196	920	651	396	182	150	145	279	424	657
指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反		960	758	578	346	165	131	111	242	320	398
麻薬取締法違反		148	126	56	48	17	19	34	37	104	259
交通関係法令違反		36	7	1	1	0	0	0	0	0	0
その他法令違反		52	29	16	1	0	0	0	0	0	0

注1：複数の罪で検挙されている場合、主たる罪・人員として計上している。

注2：交通関係法令違反は、自動車運転死傷処罰法違反（危険運転致死傷、過失運転致死傷）、道路交通法違反をいう。

注3：適用法令（罪名）は、検挙時点を基準として計上している。

注4：指定薬物以外の医薬品医療機器等法違反は、その他法令違反に計上している。

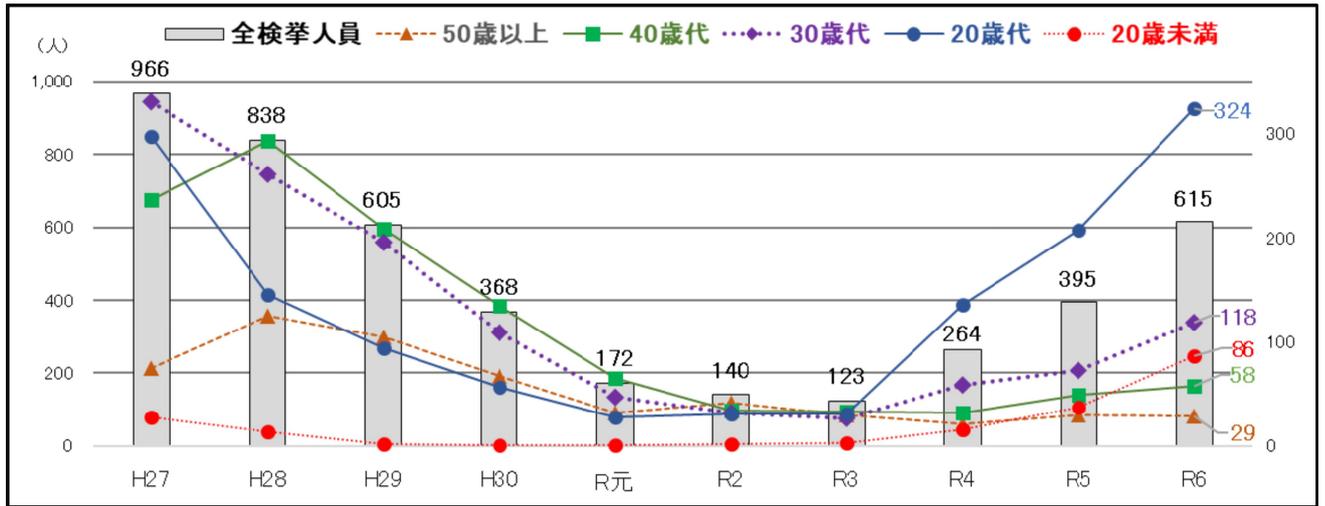
(2) 危険ドラッグ乱用者の検挙状況

危険ドラッグ事犯のうち、危険ドラッグ乱用者の検挙人員は615人（前年比+220人）と、前年より大幅に増加した（図表4-32）。

ア 年齢層別の検挙状況

年齢層別検挙人員は、20歳未満が86人、20歳代が324人、30歳代が118人、40歳代が58人、50歳以上が29人となっており、20歳代以下の若年層が、全体の6割以上を占めている。

図表 4 - 32 危険ドラッグ乱用者の年齢別検挙人員の推移



イ 薬物経験別の検挙状況

危険ドラッグ乱用者のうち、薬物犯罪の初犯者が 493 人（構成比率 80.2 %）、薬物犯罪の再犯者が 122 人（同 19.8 %）となっている。

(3) 危険ドラッグの入手状況

危険ドラッグの入手先別では、インターネット等が 126 人（前年比 + 55 人）と最も多く、次いで密売人が 114 人（同 + 38 人）、友人・知人が 78 人（同 + 39 人）、街頭店舗が 69 人（同 + 50 人）となっている（図表 4 - 33）。

図表 4 - 33 危険ドラッグ乱用者の入手先別検挙人員の推移

区分		年次									
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
危険ドラッグ乱用者の検挙人員		966	838	605	368	172	140	123	264	395	615
入手先別	インターネット等	336	353	227	166	63	71	53	69	71	126
	密売人	109	71	55	32	19	6	8	44	76	114
	友人・知人	110	93	77	45	30	18	10	23	39	78
	街頭店舗	265	130	84	33	10	3	2	5	19	69
	その他・不明	146	191	162	92	50	42	50	123	190	228

(4) 危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況

危険ドラッグ密輸入事犯の検挙事件数は 26 件（前年比 - 20 件）で、検挙人員は 31 人（同 - 20 人）と、いずれも前年より減少した。

仕出国・地域別では、アメリカが 6 件、スロバキアが 4 件、中国が 3 件、オランダ及びベトナムが各 2 件等となっている。

第2 銃器情勢

令和6年における銃器情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 銃器発砲事件数は3件で、このうち暴力団構成員等によるものは2件であった（図表4-34）。
- 銃器使用事件の検挙件数は21件で、発砲を伴う殺人のほか、強盗や脅迫等、令和5年以前に発生したものを含め、複数の銃器使用事件が検挙された（図表4-37）。
- 拳銃押収丁数は、長期的には減少傾向にあるところ、令和6年中は394丁と、前年より増加した。このうち暴力団からの押収丁数は24丁であった（図表4-38）。

以上のとおり、暴力団構成員による銃器発砲事件が発生したほか、銃器の押収丁数が前年を大きく上回るなど、依然として、銃器事犯が平穏な市民生活に対する重大な脅威となっていることから、暴力団等の犯罪組織が所持・管理をする銃器の摘発、インターネット上における銃器の密造、密売等に関する違法情報に対する取締り及び法改正により規制が強化された許可猟銃への厳格な対応を含め、関係機関と連携した総合的な銃器対策を推進する必要がある。

1 銃器犯罪情勢

(1) 銃器発砲事件の発生状況

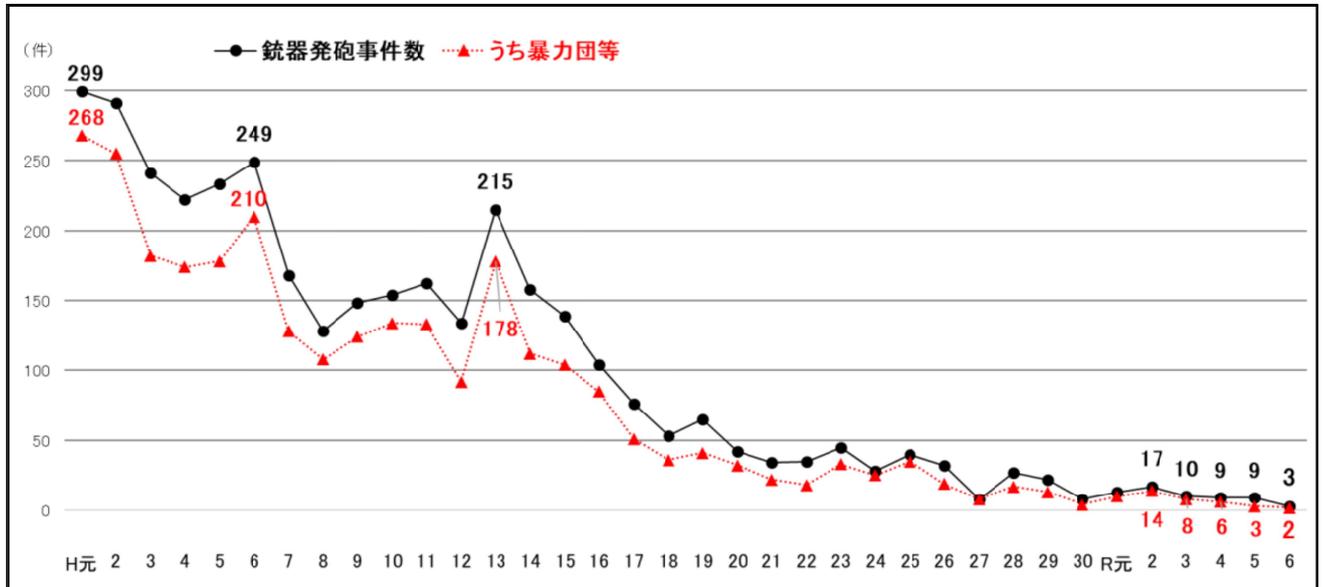
ア 銃器発砲事件の発生状況

銃器発砲事件の発生件数は3件（前年比-6件）と、平成以降では最も少なく、このうち暴力団構成員等によるものは2件（同-1件）と、前年より減少した。

なお、暴力団の対立抗争によるとみられる発砲事件は1件であった。

銃器発砲事件による死傷者数は3人（同-7人）で、うち死者は2人、負傷者は1人と、いずれも前年より減少した（図表4-35）。

図表4-34 銃器発砲事件数の推移



注：「暴力団等」とは、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがえる銃器発砲事件数を含む。

図表 4 - 35 銃器発砲事件による死傷者数の推移

区分 \ 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
死傷者数	4	11	8	3	12	9	5	6	10	3
死者数	1	5	3	2	4	4	1	4	7	2
暴力団構成員等	1	2	1	0	4	1	0	2	3	2
負傷者数	3	6	5	1	8	5	4	2	3	1
暴力団構成員等	3	1	2	1	5	5	3	1	0	0

イ 銃種別の発生状況

発生した銃器発砲事件（3件）は、いずれも拳銃が使用されたものであった（図表 4 - 36）。

図表 4 - 36 銃器発砲事件の銃種別内訳

区分 \ 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
銃器発砲事件数	8	27	22	8	13	17	10	9	9	3
拳銃	8	23	20	8	12	16	10	7	5	3
猟銃等	0	3	2	0	0	0	0	1	1	0
小銃等	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0
その他・不明	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0

注1：「猟銃等」とは、散弾銃、ライフル銃、空気銃及び準空気銃をいう。

注2：「小銃等」とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

(2) 銃器を使用した刑法犯の検挙状況

銃器を使用した刑法犯の検挙件数は21件（前年比-8件）と、前年より減少した。

罪種別では、殺人が7件、強盗及び業務上過失致死傷が各4件、脅迫及び器物損壊等が各2件等となっている。

図表 4 - 37 銃器使用事件検挙件数の推移

区分 \ 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
検挙件数	25	27	28	22	25	21	20	18	29	21
殺人	6	9	8	5	8	8	5	6	7	7
強盗	3	4	5	3	2	0	1	1	0	4
業務上等過失致死傷	6	5	5	4	6	3	3	6	6	4
脅迫	2	1	4	4	0	2	2	0	3	2
器物損壊等	0	0	0	4	2	3	0	2	2	2
その他	8	8	6	2	7	5	9	3	11	2

注：未遂罪及び予備罪の規定がある罪種は、これを含む。

2 銃器事犯の取締状況

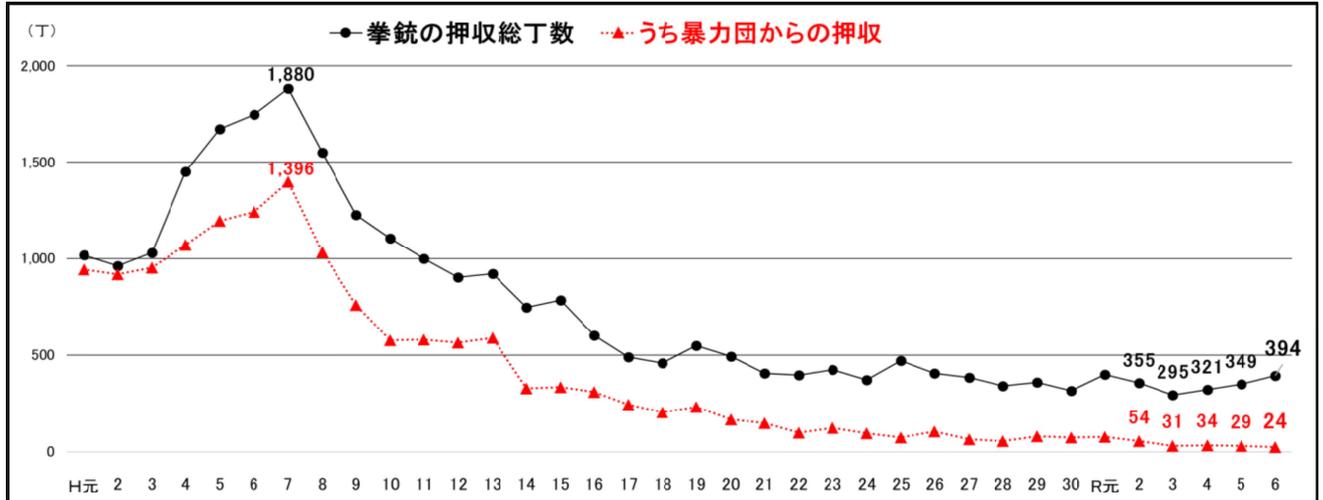
(1) 拳銃の押収状況等

ア 拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数は394丁（前年比+45丁）と、前年より増加し、このうち暴力団からの押収は24丁（同-5丁）であった（図表4-38）。

押収した拳銃の内訳は、真正拳銃が355丁（同+74丁）、改造拳銃が39丁（同-29丁）となっている（図表4-39）。

図表4-38 拳銃押収丁数の推移



イ 拳銃の真正・改造別、名称別の押収状況

押収した真正拳銃355丁を製造国別で見ると、最多がアメリカ製の101丁（構成比率28.5%）で、次いで日本製82丁（同23.1%）、中国製65丁（同18.3%）、ベルギー製25丁（同7.0%）、ドイツ製17丁（同4.8%）等となっている。

また、真正拳銃の名称別では、S&Wが29丁（同8.2%）、ハーリントン&リチャードソンが22丁（同6.2%）、南部十四年式が19丁（同5.4%）等となっている（図表4-40）。

図表4-39 押収拳銃の真正・改造別内訳

区分	年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	
押収丁数		383	341	360	315	401	355	295	321	349	394	
真正拳銃	構成比率(%)	88.8	91.8	88.9	94.6	85.3	87.9	84.7	80.4	80.5	90.1	
	製造国別	アメリカ	112	118	112	90	125	110	81	89	108	101
		日本	66	69	64	70	79	77	61	65	75	82
		中国	6	7	6	6	6	8	3	4	2	65
		ベルギー	27	33	46	30	24	28	28	26	27	25
		ドイツ	13	12	20	15	15	14	17	15	12	17
		スペイン	4	5	6	7	11	8	7	8	9	8
		ロシア(旧ソ連)	9	12	9	11	8	5	4	6	3	5
		イタリア	6	5	6	8	9	1	4	2	6	4
		ブラジル	8	6	7	9	3	8	10	6	4	4
		フィリピン	8	6	6	9	9	4	7	1	1	3
		その他	9	8	1	7	7	4	6	4	7	5
不明	72	32	37	36	46	45	22	32	27	36		
改造拳銃		43	28	40	17	59	43	45	63	68	39	
構成比率(%)		11.2	8.2	11.1	5.4	14.7	12.1	15.3	19.6	19.5	9.9	

注1：「真正拳銃」とは、拳銃機能（金属性弾丸を発射する機能）を有する目的で製造されたものをいう。

注2：「改造拳銃」とは、模擬銃器や玩具の拳銃等に加工を施すことによって拳銃にしたものをいう。

図表 4-40 押収した真正拳銃の名称別内訳

区分		年次									
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
真正拳銃の押収丁数		340	313	320	298	342	312	250	258	281	355
S&W	主にアメリカ製	35	23	29	23	42	33	14	22	30	29
ハーリントン&リチャードソン	主にアメリカ製	18	19	21	14	24	14	19	11	24	22
南部十四年式	日本製	23	22	20	25	31	27	22	16	23	19
ブローニング	主にベルギー製	19	30	37	25	19	20	20	16	18	18
トカレフ型	主に中国製	9	8	8	7	5	9	2	4	2	3
マカロフ型	主にロシア製	6	8	4	8	8	2	2	4	2	3
その他		230	203	201	196	213	207	171	185	182	261

ウ インターネット関連の拳銃押収状況

インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として押収した拳銃の押収丁数は 59 丁（前年比-7 丁）で、前年より減少した（図表 4-41）。

図表 4-41 インターネット関連の拳銃押収状況

区分		年次									
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
押収丁数		58	46	37	29	54	41	36	41	66	59

エ 拳銃 110 番報奨制度による拳銃の押収状況

「拳銃 110 番報奨制度」により受理した通報件数は 497 件で、このうち同通報を端緒とする拳銃の押収は 1 丁（報奨金の支払いあり）であった。

(2) 拳銃及び拳銃部品等に係る銃刀法違反事件の検挙状況

銃刀法違反で検挙した事件のうち、拳銃及び拳銃部品等に係る検挙件数は 147 件（前年比+3 件）、検挙人員は 136 人（同-7 人）となっている。

このうち暴力団構成員等の検挙人員は 21 人（構成比率 15.4%）であった（図表 4-42）。

図表 4-42 拳銃及び拳銃部品等に係る銃刀法違反事件の検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年次									
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
検挙件数		176	149	191	173	182	129	108	126	144	147
検挙人員		178	165	199	176	178	140	92	115	143	136
	暴力団構成員等	70	74	87	74	62	60	33	27	27	21
	構成比率(%)	39.3	44.8	43.7	42.0	34.8	42.9	35.9	23.5	18.9	15.4

注：検挙件数及び検挙人員には、拳銃に係る銃刀法違反事件のほか、拳銃部品及び実包のみに係る銃刀法違反事件を含む。

(3) 密輸入事件の摘発状況

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件に係る検挙件数は 14 件（前年比+6 件）、検挙人員は 14 人（同+5 人）、拳銃押収丁数は 18 丁（同+16 丁）と、いずれも前年より増加した（図表 4-43）。

図表 4 - 43 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の摘発状況の推移

区分 \ 年次	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
検挙件数	6	3	3	5	2	2	3	4	8	14
拳銃	4	3	0	1	0	1	1	2	4	9
検挙人員	5	3	3	4	2	2	3	3	9	14
暴力団構成員等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
拳銃押収丁数	5	3	0	5	0	2	1	6	2	18
暴力団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注：検挙件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件（予備を含む。）のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織組員による拳銃加重所持事件（奈良・大阪・和歌山）

六代目山口組傘下組織組員は、令和6年1月、奈良県内において、拳銃7丁を適合実包73発等と共に保管して所持した。

同年6月、同男を銃刀法違反（拳銃加重所持等）で逮捕し、同拳銃等を押収した。

新たな脅威に直面する銃器情勢

- 現在も、暴力団が関与する従来型の組織的な銃器事犯が発生する一方、近年、インターネットを通じて銃器に関する様々な情報を容易に入手できるようになったことで、銃器の密造、密売等に関する違法・有害情報がSNS上に氾濫し、治安対策上の新たな脅威となる銃器事犯が国内各地で発生している。
- その象徴的事件が、令和4年に発生した安倍元首相に対する銃撃事件であり、特定のテロ組織等と関わりのないままに過激化した個人、いわゆるローン・オフエンダーが、インターネットを通じて得た情報を基に自ら銃を製造し、凶行に及んだことは、日本中を震撼させ、改めて人命を瞬時に奪う銃器犯罪の恐ろしさを示すこととなった。
- その後も許可猟銃を使用した凶悪事件が相次いで発生するなど、我が国における銃器情勢は危機的状況を迎えることとなり、これまでの組織的な銃器事犯への対応はもとより、これら新たな脅威への対策も急務となっている。

従来型の組織的な銃器事犯



暴力団組織は分裂や対立抗争を繰り返しながら、現在も全国各地で銃器発砲事件を引き起こしている。令和6年1月には愛媛県内の飲食店で、同年9月には宮崎県内の住宅街で、それぞれ暴力団が関係する発砲事件が発生するなど、一般国民にも危害が及びかねない状況が続いている。

新たな脅威となる銃器事犯

○ ローン・オフエンダーによる銃器使用事件



奈良市内（令和6年12月撮影）

令和4年7月、奈良県内で街頭演説中の安倍元首相が銃撃される事件が発生した。被疑者は、特定のテロ組織等と関わりを持たず、自作の銃を使用して凶行に及んだものであり、その事件の衝撃は大きく、銃器やテロ対策の強化をはじめ、警察活動全般を見直す契機となる事件となった。

○ 許可猟銃使用による凶悪事件



国内で使用されている猟銃（一例）

令和4年1月、埼玉県内において散弾銃使用の立てこもり事件が発生し、1人が死亡したほか、令和5年5月には、長野県内で現場臨場中の警察官2人が猟銃で殺害される事件が発生した。いずれも所持許可を受けた猟銃を使用したものであり、長野県における事件の発生を契機に、銃刀法が改正され、猟銃等に対する規制が強化されることとなった。

○ インターネット上における違法・有害情報の氾濫



押収した自作銃（警視庁）

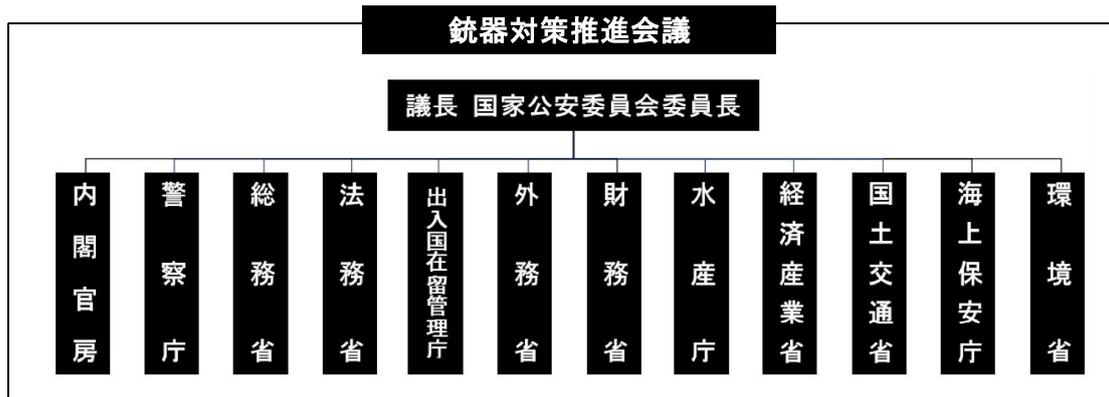
令和6年10月、警視庁は、自称自営業の男から自作の回転式拳銃1丁を押収した。同男は、インターネットの動画投稿サイトに当該自作銃の製造方法等を解説する動画を投稿していた。これらの事件をはじめ、インターネット上に氾濫する違法・有害情報に対する取締りの強化が大きな課題となっている。

今後の銃器対策

近年の厳しい銃器情勢を踏まえ、令和6年7月、政府の銃器対策推進会議において新たに策定された「第二次銃器対策推進5か年計画」では、銃器の摘発及び取締りに向けた重点施策として、

- 暴力団の関与する銃器事犯の取締り強化
- テロ対策の推進等
- 銃器密造等防止対策の推進
- インターネット上の銃器対策の推進
- 猟銃等の厳格な審査と指導の徹底

が盛り込まれ、関係省庁が連携して更なる取組を推進することが決定された。



【改正銃刀法の概要】

令和6年6月、改正銃刀法が成立し、銃器に関する規制及び取締りが強化されることとなった。

改正項目	改正内容
銃砲悪用に対する罰則強化	<ul style="list-style-type: none">○ 発射罪の対象拡大（猟銃、空気銃等も対象）○ 拳銃等以外の所持罪の罰則強化
許可猟銃への対策	<ul style="list-style-type: none">○ ハーフライフル銃の規制強化○ 眠り銃の許可取消要件の厳格化
インターネット上の悪質情報対策	<ul style="list-style-type: none">○ 所持罪に当たる行為を公然、あおり・唆したことに対する罰則を整備
電磁石銃への対策	<ul style="list-style-type: none">○ 一定以上の威力を有するものを原則所持禁止

【事例】

○ 金属製パイプ銃の密造等事件（千葉）

自営業の男は、令和5年8月頃から同年9月頃にかけて、無許可で金属製パイプ銃1丁を密造し、同年12月、自宅において同パイプ銃を所持した。

令和6年4月、同男を武器等製造法違反（無許可製造）及び銃刀法違反（拳銃所持）で逮捕した。

凡 例

第 1 特別法の略称

本書における特別法の略称は、次のとおりとする。

〔略称〕	〔法令名〕
医薬品医療機器等法……………	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
自動車運転死傷処罰法……………	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律
銃刀法……………	銃砲刀剣類所持等取締法
出資法……………	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
組織的犯罪処罰法……………	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
毒劇法……………	毒物及び劇物取締法
入管法……………	出入国管理及び難民認定法
廃棄物処理法……………	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
犯罪収益移転防止法……………	犯罪による収益の移転防止に関する法律
風営適正化法……………	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
不正アクセス禁止法……………	不正アクセス行為の禁止等に関する法律
暴力団対策法……………	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
麻薬特例法……………	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
麻薬取締法……………	麻薬及び向精神薬取締法
酩酊防止法……………	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律
労働者派遣法……………	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

第 2 用語等の定義

本書における用語等の意義は、特に断りのない限り、次のとおりとする。

- 暴力団構成員等とは、第 2 章第 2 においては暴力団構成員及び準構成員等をいい、本書のその他の部分においては暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

【第1章：匿名・流動型犯罪グループ情勢】

- 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称である。
- SNS型投資詐欺とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出手手数料名目等で金銭等をだまし取る詐欺（SNS型ロマンス詐欺に該当するものを除く。）をいう。
- SNS型ロマンス詐欺とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る詐欺をいう。
- 打ち子とは、SNS等を通じて対面することなく、被害者と交信を重ね、メッセージ等の送受信機能を用いて、欺罔等を行う役割の者をいう。

【第2章：暴力団情勢】

- 総会屋とは、単元株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞・雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から利益の供与を受け、又は受けるおそれがある者をいう。
- 事業者襲撃等事件とは、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋等が、その意に沿わない活動を行う企業その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - 1 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行
 - 2 上記1に該当しない次の事件
 - (1) 銃器の使用
 - (2) 実包（薬きょうを含む。）の送付
 - (3) 爆発物の使用（未遂を含む。）
 - (4) 放火（未遂を含む。）
 - (5) 火炎瓶の使用（未遂を含む。）
 - (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害
- 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。
- ノミ行為等とは、公営競技関係4法違反（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反）をいう。
- 本章中の構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の計が一致しない場合がある。

【第3章：来日外国人犯罪情勢】

- 「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。
- 特別法犯に係る「検挙件数」及び「検挙人員」は、それぞれ送致件数及び送致人員である。
- 「国籍等」とは、国籍・地域をいう。
- 「中国」には、特に断りのない限り「台湾」及び「香港等」を含まない。
- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、「技術」と「人文知識・国際業務」の在留資格が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に一本化された平成27年4月1日以前の数値については、「技術」と「人文知識・国際業務」を合算している。
- 刑法犯における包括罪種とは、刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」及び「その他の刑法犯」の6種類に分類したものをいう。
 - 凶悪犯……………殺人、強盗、放火、不同意性交等
 - 粗暴犯……………暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
 - 窃盗犯……………窃盗
 - 知能犯……………詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
 - 風俗犯……………賭博、わいせつ（不同意わいせつ、公然わいせつ等）、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する罪
 - その他の刑法犯…公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊、占有離脱物横領等
上記に掲げるもの以外の刑法犯
- 「財産犯」とは、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領をいう。
- 「金属盗」とは、被害品が金属類（銅板、銅線、溝蓋、マンホール等）に係る窃盗をいう。
- 本章中の構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の計が一致しない場合がある。
- 「総在留外国人数」とは、在留外国人数に次の(1)から(4)を加えたものをいい、出入国在留管理庁作成資料を基に集計している。
 - (1) 「3月」以下の在留期間が決定された者
 - (2) 「短期滞在」の在留資格が決定された者
 - (3) 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
 - (4) (1)から(3)までに準ずるものとして法務省令で定める者（「特定活動」の在留資格

が決定された台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族、デジタルノマド（国際的なりもネットワーク等を目的として本邦に滞在する者）又はその配偶者・子）

「在留外国人数」とは、中長期在留者数と特別永住者数を合わせた数をいう。

「中長期在留者」とは、入管法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の(1)から(4)のいずれにも該当しない者をいう。

なお、特別永住者及び在留資格を有しない者も中長期在留者には該当しない。

- (1) 「3月」以下の在留期間が決定された者
- (2) 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- (3) 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- (4) (1)から(3)までに準ずるものとして法務省令で定める者（「特定活動」の在留資格が決定された台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族、デジタルノマド（国際的なりもネットワーク等を目的として本邦に滞在する者）又はその配偶者・子）

- 「入管法違反検挙状況等（第1の6の(4)関係）」の数値は警察庁（外事課）、「雇用関係事犯検挙状況（第1の6の(5)関係）」及び「売春事犯検挙状況（第1の6の(6)関係）」の数値は警察庁（保安課）、「薬物事犯検挙状況（第1の6の(7)関係）」の数値は警察庁（組織犯罪対策第二課）において、それぞれ集計したものである。
- 「犯罪インフラ事犯」に係る記載は、外国人に係る事犯についてのみを記載しており、「犯罪インフラ事犯」全体についての記載ではない。
- 図表3-1、3-2の来日外国人と日本人との共犯事件は、主たる被疑者の国籍等によりそれぞれ計上している。
- 図表3-15、3-16、3-19、3-20の「技能実習（不法含む）」、「留学（不法含む）」、「短期滞在（不法含む）」及び「特定技能（不法含む）」の検挙人員は、正規滞在及び不法滞在を合算した数値である。また、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「技術・人文知識・国際業務」及び「特定活動」の検挙人員は、正規滞在のみの数値である。
- 「国外逃亡被疑者等」とは、日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者であって、主として警察が捜査対象としている者をいう。
- 「国外逃亡被疑者」とは、日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者であって、主として警察が捜査対象としている者をいう。
- 「国外所在被疑者」とは、国外逃亡被疑者及び日本国外に所在しながら犯罪を構成する事実の全部又は一部を日本国内で生じさせた者であって、主として警察が捜査対象としている者をいう。

【第4章：薬物・銃器情勢】

- 薬物事犯とは、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいう。
- 営利犯とは、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法及びあへん法に規定する、自らが財産上の利益を得、又は第三者に得させることを目的とする罪をいう。
- 各薬物事犯における密輸入事犯や営利犯等の違反態様別の数値には、麻薬特例法違反を適用した検挙件数・人員は含まない。
- 密売関連事犯とは、営利犯のうち所持、譲渡及び譲受をいう。
- 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値をいう。以下同じ。）による。
- 麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の件数及び金額は、実務統計による。
- 危険ドラッグとは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがら）をいう。以下同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。以下同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は、実務統計による。
- 危険ドラッグ乱用者とは、危険ドラッグ事犯検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側の検挙を除いたものをいう。
- 銃器発砲事件とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の破壊等の被害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く。）。
- 銃器発砲事件の事件数及び死傷者は、実務統計による。
- 銃器使用事件とは、犯罪共用物として銃砲を使用した事件をいう。
- 拳銃の押収丁数は、実務統計による。
- 本章中の図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の計が一致しない場合がある。